

三菱広島元徴用工被爆者訴訟一審判決別紙

原告らの主張

(広島地裁1999年3月25日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実―戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

第二 各原告の被害事実

一 原告朴

1 右原告は、一九二三年一月五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「咸元」(みなもと・)である。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡浦升面新栄里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、第四人、叔父夫婦及び妻であった。家族の仕事は、農業であり、約七五〇坪の自己所有地を含む約四五〇〇坪の農地を耕作していた。右家族のうち、同原告の父とすぐ下の弟は、韓国における「勤労報国隊」に動員され、平澤郡の飛行場の建設に従事させられていた。そのため、同原告の家庭における農業は同原告に支えられていた。

同原告は、同月二〇日頃、突然、村の役人より、徴用令書を示され、その

まま連行されて、平澤の松本旅館（日本人経営）に宿泊させられ、翌朝地元
の城東普通学校の運動場に連れていかれた。松本旅館では村の役人と警察官
が監視している状況であった。右普通学校の運動場には、約一〇〇名の徴用
された人達が集められ、ここで日本人に引き渡された。その日本人の中には、
二、三人の三菱のマークのついた帽子をかぶっている人達があり、彼らが指
揮をとっていた。

3 右徴用の際、同原告は、「留守中のことは心配しなくてもよい。給料の半
分を送金する。もし逃げたら家族が罰せられる。」と言われた。松本旅館で
も、また普通学校の運動場でも常に監視されており、行動の自由は全くなか
った。

4 その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれたが、その間も貨車には日

本軍の兵隊が銃を持って監視し、三菱の社員も同乗していた。釜山からは下関まで連絡船に乗せられ、下関から広島まで鉄道、広島については観音町まで電車、後に徒歩で被告三菱重工広島機械製作所西寮に着いた。そこでは一〇名程度の三菱の社員が待ち構えていた。

右製作所では、約一五〇〇名の朝鮮人徴用工がおり、これが一大隊となり、その下に六つの中隊（一中隊二五〇名）、更にその下に一中隊当たり三小隊という構成であった。大隊長、中隊長はそれぞれ日本人であったが、小隊長は朝鮮人徴用工が当てられていた。同原告も三菱の社員から小隊長になるとを命じられた。

5 同原告は、三菱重工の西寮（全部で五棟）に居住を命じられたが、同原告が配置された居室は、一二畳の広さでそこに一二人が収容された（後に同原

告は小隊長として、六畳の部屋に移された。寮は周囲が有刺鉄線で囲まれており、監視塔があり三菱重工の社員が監視に当たっていた。

6 右製作所での就労は、毎朝午前六時に起床して班毎に点呼を受け、午前七時に朝食の後、高等師範学校の学生が務める中隊長の命令に従って約五〇名の朝鮮人徴用工を工場まで引率し、工場で原告らを工場の係長に引き渡す、という形で始まった。就労時間は午前八時から午後六時までであった。同原告は、鑄鉄工場での作業に従事させられた。同工場は、埋立地にあり、工場に出入りできる通路は一つしかなく、自由に出入りできる状況にはなかった。休日は月に二回しか与えられていなかった。ただ、仕事が多いときは、夜勤の残業があり、休日を返上することもあった。休日に外出することもあったが、外出時には、班長や小隊長・中隊長らが見張の意味で付き添うことに

なっていた。

7 同原告に支払われていた賃金は、手取りで月額二〇円程度であった。賃金の明細については、給料袋に記載があったが、控除される項目としては、税金、食費、寮費、そして病院に行ったときは病院代等であった。そして、貯金としても毎月控除されていたが、同原告は通帳を持っていた訳ではなく、また貯金の払戻を受けたことはなかった。同原告は、大隊長から、帰国時に貯金をおろせると聞いていた。同原告は、支給されている賃金が本来の賃金の半額であり、残りの半額は家族に送られているものと思っていた。

なお、賃金は、一九四五年七月頃から呉や徳山等に職場を変えられた者達もおり、混乱状態になって、七月分の賃金から支払われなくなった。

8 家族との通信は可能であったが、検閲があり、安否の問い合わせ以外は書

くなど言われていた。右の内容以外の手紙は送付を止められ、賃金等の待遇のことや、家族に給料の半額が送金されているかなどの内容は記載できなかつた。一九四五年二月頃からは戦況が悪化し、手紙のやり取りも途絶えてしまい、家族の状況はよく分からない状態となつていった。

9 朝鮮人徴用工だけが集められて収容されており、日本人労働者との待遇面での格差がどの程度あつたか、定かではないが、食事は粗末で量も少なく、若い者はいつも腹をすかせている状況であつた。

10 一九四五年八月六日、同原告が工場で就労中に原爆が投下された。同原告を含め就労中の徴用工は全員吹き飛ばされ、多くの人達が負傷したが、同原告も顎に鉄の破片様のものが当たり、肉がえぐられるという負傷を負つた。

被爆後、兵士の指示により、同年八月一〇日頃工場の前でテントを張り、

救護活動に加わった。その他の徴用工も救護活動に加わったが、三菱重工の社員が指示していたことは全くなかった。

11 同原告は、同年八月一三日に、兵隊から罹災証明を交付してもらい、広島から徳山に向かい、同所で一泊した後、下関に向かった。その後しばらく下関に滞在し、同年九月一三日頃、四名程の徴用工（水原出身者二名、平澤出身者二名）と共に開船を雇い、帰国した。開船の料金として四〇円を支払った。

12 同原告は、帰国して後平澤に帰郷したが、父親は、勤労報国隊での就労のため腰を痛め、農業に従事できない状態であった。農地は、従前あった土地のうち約三〇〇〇坪が海水を被り耕作できない状態になっていたが、弟達が細々と残された農地で耕作を続けていた。

13 被爆の際に負傷した頃は、平澤に帰った時もまだ膿が出ている状態であり、その後、自宅で漢方薬で何とか治した。しかし、帰郷して後五、六年してから息苦しい症状が出始め、その症状は今でも続いている。現在は心筋梗塞も患っている。

二 原告梁 (ヤン・)

1 右原告は、一九二三年三月三日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「梁原 (やなはら・)」である。

2 同原告は、徴用された一九四四年当時、現住所でもある平澤郡 に、父母、第二人、妹二人及び叔母とともに住み、一家は小作をして生計を立てていた。この頃、父は既に老齢のために働いておらず、弟や妹達もま

だ学齡期にあつて働き手とはなれなかつたため、約七五〇〇坪の小作田は、当時二一歳の右原告と雇つていた人夫とで耕作し、同原告が一家八人の生活を支えていた。働き手は少なかつたが、それでも中流以上の生活は維持できていた。

3 同原告に対する徴用令書は、一九四四年に、原告が仕事に出掛けている間にその父親が受けとつていた。徴用令書には、翌日の指定された時間までに出頭を命じる旨が記載されており、父親から、平澤郡の城東普通学校へ行くようにと言われた。このとき、日本に連れていかれるのだらうということとは分かつたが、具体的な行き先や何をさせられるのかということについては全く分からなかつた。

翌日、城東普通学校に行くと、運動場にはかなりの人数の若者が集められ

ており、役人らしい人と三菱の社員三名くらいがいて、三菱のマークのついた帽子を被った日本人が通訳を介して、日本で働くことになるという説明をした。同原告が覚えているこのときの説明は、「徴用されても給料の二分の一は家族に送るから家族の生活は心配ない。とにかく安心しろ。家族に送られる分は、朝鮮の公務員よりもいくらいになる。働く期間は一年間だ。」というものであった。

4 これらの説明を聞いた後、同原告は他の若者とともに、平澤の旅館に連れていかれ、その夜は旅館で一泊した。この旅館では、建物の外には警察官が見張っており、中では徴用された者の中から日本語のできる者が班長に選ばれて、その班長達が監視するように言われていたので、全く行動の自由はなかった。

その翌朝、平澤駅から貨物列車に乗せられて釜山まで連れて行かれた。平澤駅では、駅に着くや貨物列車に乗るように指示され、一つの貨車に三〇人くらいがどんどん詰められると扉がガチャンと閉められてしまい、夕方釜山に着くまで食事も出ず、他の状況は全く分からないままの移動であった。

釜山では旅館に一泊し、粟飯が配られたが、砂がいっぱいいており、食べられるようなものではなかった。その翌朝、徴用者らは、風呂に入るよう指示され、同原告らが風呂から上がると来ていた服はすべて捨てられており、支給された服を着た。

そして、釜山港から船に乗せられ、到着したのは下関であった。船中では船酔いする者もいたが、整列訓練があり、サイレンが鳴らされてはデッキに上がって整列させられていた。この船中でも食事は出ず、下関に着いて初め

て一人におにぎり一個が配られたが、同原告は、初めて食べるおにぎりの中の梅干しが口にあわず、ほとんど食べることができなかつた。下関に到着するとすぐに列車に乗せられて広島まで連れていかれた。列車には、一車両に三小隊一〇〇人程度が詰め込まれ、座席も何もないような状態であつた。城東普通学校に来ていた三菱の社員らは、広島に着くまで同行し、同原告らの移動に命令を出していた。広島に到着したのは夕方であり、同原告らは、まず役所のようなところで住所・氏名等の聴取を受けた後、三菱重工の寮へ連れて行かれた。

5 三菱の寮に入れられた後、同原告らは、寮近くの練兵場などで一週間くらいの間、整列訓練を受けた。この訓練では、軍人が軍刀を抜いて指揮をとり、言われたとおりに動けない者は棒で殴られていた。また、訓練中に三菱の社

員の指示に従うようにとの訓示も受け、三菱の社員はこれを見守っていた。

この訓練を終えた後、同原告は、三菱機械製作所の鑄鉄工場に配属された。鑄鉄工場では、部品の型を作る仕事に就かされ、労働時間は午前七時三〇分頃から午後六時頃まで、昼食以外に休憩はなかった。同原告らは、「一生懸命働かなければ食券（毎日の食事に必要なもの、月に一度まとめて配られていた。）はない。」と言われ、懸命に働いた。

6 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられていた。西寮は、朝鮮半島から連れて来られた徴用工だけが入れられており、周囲を有刺鉄線で囲まれ、寮の敷地の隅には監視塔があった。同原告が入れられた部屋は一二畳程度でここに徴用工一二人が寝起きしていた。

食事は一日三食あったが、その内容は、さつま芋や豆の入ったご飯と梅干

し又は沢庵、味噌汁だけであつた。しかも、ご飯は腐つて異臭がしていることもあつた。

7 同原告らは、毎朝点呼を受け、通勤は、寮から工場までの一本道を日本人学生の引率の下、軍歌を歌いながら行進させられ、仕事中也寮に帰ってからも常に周囲を監視されていた。また、同原告の場合、一月に一日だけ休日があつたが、寮から出るには、予め届出の上、必ず小隊長らの一対一の監視つきであつた。原告ら徴用工は、三菱重工から支給された服を着ていたが、寮から一步出ると、この服は一目で三菱の徴用工と分かり、目立つものであつた。

8 同原告の三菱重工からの賃金は、月一回月末に支給されていた。金額の詳細についてはもはや記憶にないが、給料袋の表面には、税金、寮費、食費、

貯金等の控除項目が記載されていた。このうち、貯金については、同原告は了解をしたことはなく、通帳も渡されていなかったが、故郷に帰るときに渡すだけ聞かされていた。

同原告が三菱重工から最後に給料を受け取ったのは一九四五年六月末であった。同年七月以降原爆投下まで、それまでと変わりなく働いていたのであるが、同年七月末には、三菱重工の多数の幹部・従業員が広島工場から他の工場へ派遣されてしまっており、事務が停滞して給料の支払が遅延していたようである。しかし、同原告としては、賃金が支払われなくても、命令者である日本入に対して抗議ができるような状態ではなかった。

9 徴用工らは、故郷へ手紙を書くことは許されており、同原告は、二、三回手紙を出すことができた。しかし、手紙は検閲されていたので、安否程度の

ことしか書けず、手紙で家族らが送金を受けているかについて尋ねることはできなかつた。

10 一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は、工場で煙草を吸おうとして屋外にいた。同原告自身は負傷しなかつたが、朝鮮人徴用工の一人が天井から落ちてきたスレートが当たって頭に怪我をし、その者を連れて五人で防空壕に逃げ込んだ。

同原告は、その後この四人と一緒に行動し、翌日会社へ戻つたが日本人は誰もいなかつたので、食料を求めて広島市内へ向かい、途中畑のトマト等をとって飢えをしのぎ、横川駅から汽車で下関へ行った。下関で、五人のうち、金を持っている者は帰国すると言つて別行動をとり、同原告は所持金がなかつたので、下関で関門トンネルの工事現場などで一か月間くらい働いたが、

結局賃金をもらえず、九月下旬に在日同胞救済会の助けで帰国した。

11 同原告が帰国してみると、小作面積が七五〇〇坪から五〇〇〇坪に減っており、聞くと、同原告の徴用後、働き手がないという理由で地主から小作権を取り上げられたということであった。そのため、一九四八年の農地改革では、残っていた五〇〇〇坪しか所有することができなかった。

それでも同原告は、五〇〇〇坪の土地を守って懸命に働こうとしたが、その後体調を崩し、毎年病院に行き、肝臓、胆のう等の手術を六回も余儀なくされ、その医療費の捻出のために土地の切り売りをしてこざるを得なかった。そのため、現在所有している農地は二〇〇〇坪にまで減り、経済的に苦しい生活を強いられている。

三 原告李

(イ・

1 右原告は、一九二六年二月二八日生まれであるが、本件徴用時には、二一歳の者に対する年齢徴用とつじつまを合わせるため、一九二三年一月二八日生まれとされていた。同人の創氏改名による日本名は「松本(まつもと・)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた京畿道安城郡元谷面城州里から徴用された。徴用当時の家族は、父李()と妻柳() (当時、妊娠中)と長男李()であった。同原告の家族の仕事は、農業であり、一五〇〇坪の水田と一二〇〇坪の畑を小作農をして耕作していた。父親は老齢であり、同原告が右家庭における農業を支えていた。

同原告は、同年九月のある日の午前一〇時ころ、面事務所の書記と駐在所

の巡査が二人で徴用命書を持って住んでいた家にやって来たので、徴用令書を自身が直接受けとった。そのとき、「国家総動員法によって、……一緒に行きましょう。」と言われ、その場からすぐ連れて行かれた。

面事務所にいったん一五人くらいが集合した。そこには、面長も、副面長も、書記らも職員がみないた。巡査も三人ほどいて監視されていた。

それから、郡庁へ移動した。郡庁には二〇〇人くらいが集合した。郡庁では郡守と警察署長がいた。警官も一四、五名おり監視されていた。

3 郡庁では、郡守（郡の長）が話をしたが、その内容は、徴用することになったということ、家庭の心配は一切しなくてよろしいとのこと、食事は出るし、月給は半分家族に送金するから、とのことだった。月給の金額は聞かなかった。徴用期間は一年だと言われた。そのとき三菱のマークの付いた帽子

を被っている者三名ほどが郡守の側にいた。

4 夜皆が集まるとすぐに、安城駅から貨物車（汽車）に乗せられた。屋根はついており、中は真っ暗だった。貨物車には見張りがついており、三菱の者もいたらしいが、覚えていない。警察官はいた。天安で汽車を乗り換えた。トイレには付添いがついてきた。天安では京畿道の人がさらに多数集合し、そこからまた汽車で釜山へ向かった。車中一泊し、朝釜山に到着した。天安にも釜山にも三菱の社員がいた。

釜山では服を消毒し着替えをし、その日の夜に連絡船に乗せられ、翌朝下関に着いた。道職員は釜山で日本の誰かに引き継ぎをして引き返していった。下関からは客車両に乗り広島まで来た。途中止まることもなかった。

5 同原告が入った寮は、西寮で、他に北寮と南寮があった。西寮には約三〇

○名程度が収容され、一二畳の部屋に一〇人が寝ていた。着物は薄い国防色のものを一着支給されていた。

6 朝の起床は六時、朝食は七時だった。学徒兵が監視役をしていたが、最初の二、三か月は厳しく引率をしていた。

広島に着いてしばらくの間は走ったり、足踏みをしたりという訓練の期間であった。就いた仕事は銅管工場で、就労時間は朝八時から一二時、食事後五時か六時まででその間休憩はなかった。残業がある場合は夕食後普通は九時ころまでだった。残業をすると残業手当はついたが、同原告の場合徹夜したりすることはなかった。仕事の内容は銅管に石を詰めたものを持ち上げながら銅管を曲げる作業で、一〇人がかりでないと持ち上げることができないほど重いものであったが同原告は事故にあったことはなかった。ただ、仕事

中に打撲傷程度の怪我をすることはしばしばあった。

休日は月二回あった。少なくとも定まった日にみながいっせいに休日だった。休日に外出することは可能だったが、部屋ごとの責任者であった小隊長に外出許可証を書くことになっており、集団でないと外出できず、集団行動するように言われていた。

7 賃金は毎月月末の給料日に工場で会計から封筒に入ったものを受け取っていた。給料明細は封筒に日本語で記されていた。療費と国民貯金を控除され、手取り額はおおよそ月に二三、四円であった。それと同額が送金されていると聞いていたのに、実際には送金されていなかった。また、国民貯金については何ら説明もなく引かれていた。通帳などなく、払い戻しなどできなかつた。最後に給料をもらったのは、六月末にもらったきりで、七月末に支払わ

れるべきものはもらっていない。七月末の給料は、お金が来ないから来月まで待てと言われていた。

8 家族と手紙をやりとりすることはできたが、内容は小隊長（徴用工で日本語もできる者）によって検閲されていたので、お金のことは書けなかった。家族からの手紙にも書いてなかった。送金に疑問を持って尋ねると、小隊長・中隊長などが皆安心しなさいと言った。手紙は部屋に二人くらい字が書ける者がおり、代筆してもらった。しかし、一九四五年六月以降は手紙が来なくなった。また朝鮮飴を五キロくらい送ってもらったこともあった。

9 同原告のいた西寮は朝鮮人徴用工だけが集められていたが、食事の内容は、みそ汁とたくあん、ご飯はじゃがいもやさつまいもがまざっているものをどんびりに一杯ほどのものだった。いつも少なくておなかを空かせていた。よ

く仕事の帰りに鉄条網を乗り越えて市内のぞうすい屋に走ってゆき、お金を払ってぞうすいを食べたことがあった。それがばれて叱られることもあったようである。一度、徴用工に腐ったご飯が出されたことがあり、そのことが原因で騒動が起こったこともある。

10 同原告は、一九四五年八月六日の被爆当時、工場に出ていた。空襲警報が解除になった直後で、防空壕の中にいたので直接光は浴びなかった。中に日本人も含めて三〇人くらいがおり、夕方まで外に出られなかった。

その後、外に出ていったん寮に戻ったが建物の中には入れず、工場に戻り近くの海岸で寝た。三菱の引率者は誰もいなかった。以後、ずっと工場の近くにいたが、工場は操業できない状態となり、八月二〇日を過ぎて罹災証明をもらった。その後九月いっぱいころまで広島にいた。その後、博多まで一

週間ほどかけてたどり着き、船の便を探した。食事は田舎の方で握り飯を配給でもらって食べていた。

11 同原告は、一九四五年一〇月中旬ごろになって、小さいヤミ船に博多から少し離れたところから乗船した。お金は一緒にいた人が出し合って払った。

同原告は、一〇〇円くらい持っており三〇円くらい出したと思う。釜山まで船、それから約二〇時間くらいかかって列車で安城郡まで帰った。

12 同原告が故郷に帰ってみると、子どもが生まれており、家はそのままあった。しかし、同原告が徴用に取られたため、家族の生活は口では言えないほど貧しく、以前耕作していた小作地も、働き手がいなかったためにとられてしまっていた。農地解放の際の土地の配分も受けられなかった。

13 同原告は、帰国後は面事務所の仕事をしたが、めっきり元気がなくなつて

いた。二〇年前くらいから足が痛くなり、一九八八年には脊椎の手術もした。治療はずっと漢方薬等によって受けているが、健康保険制度は最近までなかったため、病院の費用はかなりかかっていると思う。若いころは元気であったが、最近は呼吸器官が悪く息苦しい状況になっている。一九八二年からは、ソウルの大学病院で見てもらっている。

四 原告李 (イ・)

1 右原告は、一九二三年八月二四日生まれの男子であり、創始改名による日本名は「河村 (かわむら・)」であった。

2 一九四四年当時の同原告の家族は父と妻李 と同年二月五日(旧暦)に誕生した長男 の四人家族であった。

同原告らは、日本人地主から土地を借り小作していた。耕作は父と同原告がしていた。

3 一九四四年九月、警察官が同原告の家まで来て父に徴用令書を交付し、同原告が翌日に安城郡役所に出頭するよう命じた。父が、同原告は妻の実家に行っていると答えると、直ちに同原告に伝えるようにとのことであつた。そこで、父は同原告に徴用令書が来たことを知らせるために妻の実家まで行き、同原告は父から聞いて自身に徴用令書が発せられたことを知つた。

徴用令書を父が受領した際に、交付した警察官より、「日本へ一年間働きに行ってもらふ。給料の半分は家族へ送金する。」ということは知らされていた。

そして、翌日は私物をもって安城郡庁に集合したが、そこには徴用工が一

五人ほどいた。

郡庁では郡守から「日本は戦争で人手が足りない。助けてほしい。一年間だ。給料の半分は家族に送金する。」という話があり、警察署長からも「給料の半分を家族に送るから家族のことは心配するな。」という話があった。

この時、三菱の社員は一人いた。同人は「倉本」と名乗り、日本まで同原告らを連行した。同人は三菱の腕章をし、制服を着ていた。同人はその場にはいたが、あいさつ等はなかった。

4 同原告ら徴用された者達は、一晚郡庁に泊まった後、平澤に行き、そこで京畿道全体から集められた徴用工が集合し、徴用工専用の客車六両に乗車させられ、釜山に向かって出発した。同原告は右六両の車両の中で一番後ろの車両に乗った。その乗車した車両には三菱の職員である「倉本」が同乗して

いた。

郡庁に集合してから平澤駅までは警察官と私服刑事が監視していたが、列車に乗ってからは、客車内では自由であったが、徴用工の中から日本語のできる者を選び、そのものを客車と客車の連結部分に見張りに立たせていた。

列車の窓を開けることは自由であった。監視はあったが、何よりも自分が逃げれば親たちが苦しめられると思っていたので、逃げることは考えなかった。

そして、釜山までは停車することなく進行し、夜いっぱい走って翌朝、釜山に到着した。この頃は三度の食事は出していた。

釜山では、まず身体検査を行った後、直ちに下関に向けて連絡船で出発した。下関には翌夕方に到着し、再び汽車で広島に向かった。そして翌日に広島に到着した。広島駅で三班に別れ、一つは三菱造船所に、一つは三菱機械

製作所に、残りの一つは東京に向かった。

船に乗ってからは三菱の寄宿舎に到着するまで食事は出なかった。

5 同原告は、三菱造船所資材課倉庫係に配属となり、船舶の部品の内小さく軽いものを現場から係が取りに来ると必要な部品を倉庫から出してきて渡す仕事をしていた。安城郡から来た一人がここに配属となった。

労働時間は、朝八時から夕方五時までで、残業はなかった。

監視は、職場では、係長として西村という日本人が一人いたのみであるが、造船所全体には監視係がいた。仕事内容は厳しいものではなかったが、やめる自由はなく、徴用後四か月ほどして胃の調子が悪くなったため韓国に帰って手術をさせてくれるよう会社に頼んだが聞き入れられなかった。しかし、投薬だけは構内の三菱病院で受けることができ、薬で病状の悪化だけは何と

か防ぐことができた。

6 同原告は、質金として三五円ほど受領していた。残りの三五円ほどは韓国の家族の下に送金されていると思っていた。もつとも、後に家族からの手紙で家族へ送金がなされていないことがわかった。しかし、家族に何故送金していないのかを会社に聞けるような状況ではなかった。給料を分隊長の原告方勲裁から受け取っていた。明細は封筒に記載があり、食費や寄宿費として引かれていることはわかったが、それ以上のことは日本語で書かれていたためわからなかった。ただ、貯金という記載があったことは記憶している。給料は、一九四五年六月分まで支給を受けた。預貯金については一切説明を受けたことはない。通帳等についても持ったことは一度もない。

7 同原告は、当初は南寮に入寮した。南寮には日本人もいた。その後北寮が

完成したため、北寮に移動した。移動する一つのきっかけは、食事に日本人との差別があり、日本人と徴用工との間でけんかになったことである。日本人には米の量が多かったり、暖かいご飯だったり、量も多かったりしたが、徴用工の飯は、米以外のものが多く混じっていたり冷や飯だったりしたのである。

北寮は、木造二階建の建物だった。一部屋の大きさは一二畳で、そこに一人が入っていた。同室者は全て同じ三菱造船所資材課倉庫係に配属されていた。部屋には押入があり、そこには個人別の箱があつてそこに私物を入れ、その上に各自の布団を置いていた。布団は敷き布団以外に夏は掛け布団が一枚、冬には掛け布団が二枚になった。

食事は、朝夕は寮の食堂でとり、昼は寮から木箱にいれた弁当をもって行

った。食事の内容は、当初は米が混じっていたが、一九四五年六月を過ぎるとライ麦ばかりになった。食事の量については、同原告は胃を患っており少量でよかつたため、我慢できるものであつた。

寮では隊編成がなされており、中隊長を倉本が勤め、小隊長が豊川、分隊長（班長）が原告方勲裁だつた。分隊は同室者一一名で構成されていた。

寮内の監視状況は、寮の敷地内に陸軍憲兵隊の派遣隊がいて寮内外を憲兵が監視していた。寮の入り口に監視はいなかつたが、他の寮に行くことは禁止されていた。夜は自由時間であつたが、九時に消灯となつた。

休日は月に二回あり、原則としては一五日と月末ということであつたが、一定していなかつた。休日には外出することもできたが、集団行動であり、班長が一緒に出ていた。外出の目的は主として食事のためであり、八丁堀で

団子汁やお粥を食べた。しかし、五月以降は外出しても、食券をもっていないと買えなくなったため外出もしないようになった。

衣類は一度だけ制服の支給があったが、生地が悪くすぐ駄目になってしまい、同原告が持参してきたものや購入したものを着ていた。

8 同原告は、家族とは、一九四五年五月頃までは月に一回程度連絡をとることができた。その後は関釜連絡船が途絶えたため、連絡がつかなくなった。

検閲は、朝鮮語を班長が検閲官に日本語で読み上げ、検閲官の了解が出れば手紙を出すことができた。韓国から来た手紙も同様に班長が検閲官に読み上げて検閲していた。韓国からは手紙の外、飴等も送ってもらっていた。

9 同原告は、被爆した日は体調が悪く寮で休んでいたため、寮で被爆した。寮はつぶれなかったが、爆風で寮の向きが変わっていた。寮には一緒に休ん

でいた木村（創氏改名時の姓）と一階事務室の日本人の三名がいたのみであった。同原告と木村は寮の二階から飛び降り、布団をかぶって防空壕に逃げた。しばらくして空襲警報が解除になったので、防空壕から出て部屋に戻った。その際、ガラスの破片で手足に怪我をしていることに気づいた。また、食堂はつぶれ、そこにいた日本人三名が死亡したことがわかった。まもなく、黒い雨が降ってきた。

寮の近所に住んでいた日本人から機械製作所の近くで治療をしてもらえるところがあるということを知ったので歩いてそこまでいき怪我に赤ちんをぬってもらった。そこには焼けただれた人がたくさんいた。

再び寮に戻ったが、寮内には住めなかったため、残った徴用工たちで寮の敷地にテントを張り、そこでしばらく生活した。

この間三菱からの指示は全くなかった。しばらくして軍がきて、罹災証明書を書いてくれ、韓国に帰るか親戚を訪ねるかするようという指示をしていった。そこで、同原告は、他の徴用工六名と一緒に広島から博多に向けて出発し、博多で市の水道局の砂の運搬の仕事をし、生活費と渡航費を稼ぐとともに渡航が安全になるのを待った。

一か月ほど後、同原告は、国連軍の帰国船で博多を出発し、釜山を経て平澤に到着した。

10 同原告の家族構成は徴用に出たときと同様である。家族たちは、同原告が徴用に取りられたため、地主から小作地を取り上げられており、父が他の家の農業を手伝い日銭をもらってしのいでいる状況だった。帰国後、同原告も同様に他の家の農業を手伝い日銭をもらい家族の生活を支えた。

同原告は、その後一九四八年、一九五〇年に行われた農地解放では小作地がなかったため一切土地を取得できなかった。一九六一年までは日雇いの生活をし、同年から農地改良組合に勤務するようになり、ようやく生活が安定した。右組合には、その後二〇年間勤務し、現在は退職している。

11 同原告は、帰国後も従前からの胃の病氣に加え、被爆により腰が痛くなったり、全身に斑点が出てかゆくなったりという症状が出た。三〇年ほど前から治療を継続している。一九八二年以降、渡日治療が受けられるようになり、被爆時に体内に入ったガラスや針金がそのままになっていたものを手術で取り出してもらった。その後四回にわたり渡日治療を受けているが、三か月間入院し治療を受けると斑点等は消え、症状が緩和するが、帰国してしばらくするとまた症状が元に戻る状況が続いている。

現在、同原告は、胃潰瘍と腰痛で、慶熙病院で治療を受けている。家から二時間ほどかかるが指定病院で無料であるためそこにかかっている。以前は月に何回かいていたが、現在は、月に一回診察を受け、そのほかは平澤内のキリスト教病院でソウルの慶熙病院の診察に基づき薬を出してもらっている。

五 原告李

(イ・)

1 右原告は、一九二三年九月一九日生まれの男子であり、削氏改名による日本名は「富平 (とみひら・)」である。

2 同原告は、徴用当時、現住所でもある平澤郡 に住み、一家は小作農で生計を立てていた。当時の家族は、父母及び妹二人であったが、父は

心臓病の持病があり、右原告と母とが三〇〇〇坪の小作田を耕していた。

3 一九四四年九月頃、同原告は、韓国人の役人から自宅で徴用令書を受け取った。同原告は、その役人から日本に行つてこいと言われ、逃げられるものなら逃げたいと思つたが、以前に、報国団から逃げ出した韓国人を憲兵が捕まえようとしていた現場を目の当たりにしたことがあり、とても逃げ切れないと考えて徴用に応じることにした。

同原告は、徴用令書を受け取る際、その役人から、日本に一年間行つて来い、給料の半分は家族に送られる、日本に行つてゐる間、家族の面倒は見てやるから安心しろ、と言われている。

4 同原告は、徴用令書を受け取つた翌朝、同じく令書を受けとつていた近所の若者と一緒に平澤郡内の城東普通学校へ出頭した。普通学校では沢山の若

者が集められており、日本へ行ったときの給料などについての説明を受けたが、日本のどこへ行くのかについては、分からないままだった。

その夜は平澤市内の旅館に、他の徴用工とともに一泊し、翌朝、平澤駅から貨車に乗って釜山まで連れて行かれ、釜山で一泊した後、船に乗せられて下関には夜到着した。釜山までの列車では車両ごとに一人ずつ銃を持った兵隊の監視があり、下関に上陸したときには、原告らは間隔を置いて地面に座らされ、周囲を銃を持った兵隊に監視されていた。下関から広島までは客車で運ばれたが、右原告は、この列車に三菱のマークのついた帽子を被った者が同乗していたのをはっきり覚えている。

広島到着後、右原告は他の徴用工とともに、三菱重工の西寮に連れていかれ、一二畳の部屋を一二人に割り当てられ、ここで寝起きすることになった。

5 同原告は、広島に到着して三、四日の間、寮近くの練兵場で整列訓練などを受けた後、三菱機械製作所に配属させられた。

命じられた仕事は、鉄板をハンマーとノミで裁断し、他の金属を挟んで積み上げ、溶解するという作業であり、たいへんな重労働であった。同原告は、真面目にやらなければ、職場の班長（日本人）から怒鳴られ、棍棒で殴られるという状態のもと、毎日午前八時頃から午後六時頃まで、昼食以外には休憩時間もなくこの作業に従事させられていた。

6 同原告が三菱重工の寮に連れてこられた後の生活は、監視下での西寮と工場との往復のみであった。起床後の点呼に始まり、通勤は高等師範学校の学生に引率され、工場でも出入り口には監視員がいた。

休日は一か月に二回あり、届け出れば小隊長等の同行を条件として外出す

ることは許されていた。しかし、同原告は日本語もできず、金もなかったの
で、一度も外出することはなかった。

家族へは手紙を出すことはできたが、検閲があったので本当に届いている
かは分からなかった。留守中の家族の生活が心配であったので、農業の様子
や給料の半分が送金されているかを尋ねる内容の手紙を書いたことがあった
が、家族から来た返事にはこれらの中には全く触れられていなかった。こ
の家族からの手紙を見て、三菱重工が家族に送金していないことを確信し、
「騙された、逃げて帰りたい。」と感じた。

7 三菱重工からの賃金は、毎月末に支給されていた。同原告は、金額の詳細
については記憶していないが、給料袋には、税金、食費、寮費、保険、貯金
の控除項目が記載されていた。貯金について同意を求められた記憶はなく、

貯金通帳も渡されていなかった。一九四五年七月分以降の給料を受け取っていない。同月頃には、三菱重工の広島工場の多数の従業員が他の工場へ移動しており、事務を取り扱う者も減って、賃金の支払は遅れたまま放置されていたのである。

8 一九四五年八月六日の原爆投下は、同原告が工場で仕事を始めようとしていたときだった。同原告は、何かで足を少し切って負傷していたが、海岸まで逃げて防空壕に逃げ込み、そこで二日間を過ごした。寮に帰っても指示する日本人はおらず、右原告は食べ物もなかったことから、広島から出ようと決心し、下関までたどり着いた。

下関から帰国しようとしたが、金がなかったので、働いて金を貯めてから開船に乗ることにした。開船の船賃は二〇〇円であり、同原告は様々な雑用

仕事をして何とかこれを貯め、やっとのことで開船に乗ることができた。開船では五〇名くらいの朝鮮人と一緒であった。

9 このようにして同原告は家に帰りついたが、帰ってみると、三〇〇〇坪あった小作農地は、働き手がないということで全て取り上げられており、家族から、「給料を送るといふ話だったのに何も送ってこなかった。一体、何をしていたんだ。」と責められた。同原告は、方々へ小作させて欲しいと頼んで回ったが、小作権を得ることはできず、農繁期の手伝いなどをして手間賃をかせぐことしかできなかった。同原告は、このように小作権を失っていたために、一九四八年の農地改革でも、農地を全く取得することができなかった。

10 同原告は、帰国後二、三年してから、首筋から頭にかけて目が飛び出しそ

うなほどの痛みが走り、重い物を持つたりすることができなくなった。その後、一か月程度の入院を繰り返してきている。それでも、同原告は一家の生活を支えるために働いてきたが、病気がちのため、子供達が成人するまでは非常に苦しい生活を送ってきた。

六 原告黄■■■■(ファン・■■■■)

1 右原告は、一九二三年一月二四日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「山田■■■■(やまだ・■■■■)」である。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡玄徳面大安里から徴用された。徴用当時の家族は、同原告の父母、妻、第一人及び妹二人であった。同原告の仕事は、主として農業であり大工の仕事にも携わっていた。い

ずれにおいても、同原告の家族の働き手の中心は同原告本人であり、約六〇〇坪の自己所有地を含む約五〇〇〇坪の農地を耕作していた。

同原告は、同年同月、突然、徴用令書が届けられた。同原告は、学校には全く通うことができなかつたので、字はほとんど読むことができず、徴用令書に何が書いてあるかさえ理解することはできない状態であつた。

同原告は、徴用令書を受け取つた労務係（朝鮮人）から、ただ日本に行け、という説明のみを受けて、その日のうちに、集合場所である地元の城東普通学校の運動場に連れていかれた。

3 城東普通学校の運動場には、約一〇〇名の徴用された人達が集められたが、その際、同原告は、「一年間日本の工場に行つて働くことになる。」と言われた。その場では、サーベルを下げた警察官が監視していた。右普通学校か

ら平澤駅までは徒歩で三〇〇四〇分かったが、その途中、周囲を警察官に囲まれ監視された状態であった。

4 その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれたが、その間も貨車には何名かの監視に当たる人物がいた。釜山からは下関まで連絡船に乗せられ、下関から広島まで鉄道で運ばれた。同原告は、下関で三菱重工の社員の存在を確認している。そして、広島については、しばらく電車で運ばれ、後に徒歩で三菱重工広島機械製作所西寮に収容された。

広島に到着してから約一週間、工場から離れている練兵場に連れていかれ、軍事教練のような訓練を受けた。雨の日は、天皇の話や軍歌を教えられ、日本は戦争に勝っている、などの話を聞かされた。

5 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられたが、同原告が配置された居

室は、八畳の広さでそこに八人が収容された。各部屋に朝鮮人徴用工の中から班長が決められており、その班長を通じて命令を受けていた。支給されていた服は、固くて目の荒いものであり、靴も粗末なものであった。また、食事も粟まじりの粗末な内容であり量も非常に少なかつた。

6 同原告は、三菱重工広島機械製作所で鋳物の制作の仕事に就かされた。同製作所での就労は、毎朝午前八時に仕事が始まり、午後七時頃まで働かされた。職場の朝鮮人徴用工は、日本人学生に引率され、常に団体での行動を強いられた。工場長がしばしば工場内を見回り、工場長に逆らえる状況は全くなかつた。仕事の内容は、火の中に鉄や石炭等を投げ入れて溶かす仕事や鉄を切る仕事であり、相当の力仕事でもあり、肉体的な負担は大きかつた。

7 家族との通信は可能であつたが、検閲があり、家族への給料の送金のこと

などの内容は記載できなかつた。

8 一九四五年八月六日、同原告が、工場で就労中に原爆が投下された。同原告は閃光を見て爆風を受けた後氣を失い、その後氣がついてから寮に戻つた。しかし、寮は半壊しており、同原告は、その後約五日間、寮でほとんど何も食わずに過ごした。それから同原告は市内に出るようになり、しばらく市内と寮を行ったり来たりして過ごすうち、八月一五日を迎えた。その間、寮には三菱重工の社員は全くなかつた。

9 同原告は、同年八月一五日に、列車で広島から下関に向かい、同所で約三日間野宿して過ごし、八月一八日頃、開船を見つけて乗船し、約三日かかつて釜山まで帰つた。開船代として同原告は二〇〇円程度を支払つたが、その開船には約三〇〇名位の朝鮮人が乗船していた。開船代は高額ではあつたが、

同原告は普段酒も飲まず、ある程度の蓄えがあったので、それで何とか支払うことができた。

10 同原告は、帰国して後平澤に帰郷したが、同原告が不在の間に、同原告の家族の小作地は全部地主に取り上げられてしまっていた。その後に実施された農地解放のときは、結局農地を取得することはできなかつた。やむなく、同原告は、大工等をして苦勞して生計を立て、すこしずつ農地を購入していった。

11 被爆の際に見た閃光や、砂塵により目を傷め、それがその後も続いた。その後歳をとるにつれ、手、腕、足そして腰等がよく痛むようになった。今でも自宅の近くの医者に通っている。

七 原告金 [redacted] (キム・ [redacted])

1 右原告は、一九二三年一月二日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「金山 [redacted] (かねやま・ [redacted])」であった。

2 同原告は、一九四四年の秋、当時居住していた平澤郡玄徳面徳睦里から徴用された。徴用当時、同原告は六〇歳の父と二人暮らしであった。家の仕事は農業で、家族の働き手の中心は同原告であり、約六〇〇坪の小作地を耕作していた。

3 同年九月頃、突然、面事務所の書記が、同原告の家に徴用令書を持ってきた。しかし、同原告は、普通学校の三年生までしか通っていなかったため、日本語はあいさつがすこしできる程度で、ほとんど読むことができず、徴用令書に何が書いてあるかさえ理解することができなかつた。令状に何が書いて

てあるのかは、近所の知り合いに教えてもらい、同原告は令状に記載された
とおり、平澤郡庁まで行った。

4 郡庁には、日本人が同原告らを引き連れて行くために来ており、その日本
人は三菱の人間ということであった。そして、広島三菱の工場で働くのだ
と聞かされ、同原告らは三菱から来た者たちに引き渡された。

5 その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、そこで船に乗って下関へ
行き、最後は汽車に乗って広島の三菱重工に到着した。

6 三菱重工では、寮に居住を命じられ、一二、三人で一緒の部屋に住むこと
になった。同原告の部屋は、南側の建物の二階にあった。寮では、日本人の
大隊長と中隊長が一人ずつと韓国人の小隊長がいた。

7 同原告は、三菱広島製作所鋳鉄部で技術工が作った機械の型を仕上げる仕

事をした。そこでは、高等師範学校の日本人学生たちも一緒に働いていた。当時は、空襲が頻繁にあり、空襲警報が鳴るたびに防空壕に逃げ込んでいたのであるが、ある時、同原告は防空壕に走り込もうとして転んで腰を傷めてしまった。しかし、仕事は相変わらず忙しくやらされた。

8 労働時間は朝八時から夕方六時までで、たまに夜勤があつた。賃金については、三菱に着いてから、賃金の半額を家族に送金すると聞かされ、残りの一部は貯金し、一部を支給すると説明を受けていた。手取り額がいくらであつたかは記憶が定かでないが、会社が家に半額を送金してくれていると思つて、同原告は安心していた。同原告は、同人の父と時々、お互いの無事を知らせる手紙をやり取りしていた。

9 工場や寮での食事は非常に量が少なく、麦に米を少し混ぜたような物であ

った。同原告はいつも空腹で、受け取った賃金は、ほとんどスイトンや粥などの食べ物を買って食べるのに使っていた。

10 一九四五年八月六日、同原告が工場で就労中に、原爆が投下された。このときから、同原告の右耳は聞こえなくなってしまうている。

11 同原告は、その後、寮に帰ったが、寮は建物が倒れるなどして、住める状態ではなく、会社の人もちりぢりばらになり、食事も作る人がなく、命令する人もいなくなっていた。そこで、同原告は宮島の方に行つて、八月一五日まで、山の中に防空壕を掘つたり、山の中に工場を作る現場へ行つて土方をしたりして食べ物をもらつてすごした。その後、広島市内に出て軍人から「日本を出て韓国に帰つてもよい。」という証明書をもらい、どこかの港で船に乗り、下関まで何とかたどり着いた。下関までの船賃は、軍人のくれ

た証明書があつたので、私わなくて済んだ。下関では帰国する人が多く、一週間ほど待って、ようやく釜山行の船に乗ることができ、八月三〇日頃、同原告は平澤に帰り着いた。

12 同原告は平澤に帰郷してから、また父と一緒に小作農を始めたが、父は、同原告が二六歳の時に死亡した。腰の悪かった同原告ひとりでは小作を続けてゆくことは不可能だったので、小作地を地主に返し、あちこちの農家を転々として日雇い農業をしながら暮らした。そして、二七歳のときに龍仁というところに定着し結婚した。

13 同原告は、腰の怪我のために足腰が痛くて十分働くことができなくなったが、妻、息子二人、娘一人の家族をなんとか養ってゆかねばならない立場であつたので、龍仁で小作地を借りて農業をすることにした。しかし、十分に

働くことができないうために、高い費用で人手を雇わざるを得ない状態であった。同原告は、腰が悪いことから左足が不自由となり、一九八二年に初めて広島にいつて腰の手術を受けた。一九九〇年にも広島で二か月間左足と耳の治療を受け、左足は随分良くなったが、結局、耳は治らなかつた。

八 原告李 (イ・)

1 右原告は、一九二三年六月一日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「松本 (まつもと・)」であつた。

2 同原告は、一九四四年九月頃、当時居住していた平澤郡浦升而洪原里一二三から徴用された。徴用当時、同原告は、両親、妹、妻、娘一人の六人家族であつた。一家は農業で生計を立てていたが、父親は既に年老いていたため

に、一家の働き手の中心は同原告であり、同人一人で小作地である二二五〇坪の水田と一〇〇〇坪の畑を耕作していた。

一九四四年九月頃、突然、面事務所の労務職員によって徴用令書が届けられ、同原告自身が受けとった。その際の労務職員の説明は、「日本へ行け。年齢徴用だから免れられない。」というものであった。

3 同原告は、その二日後に、面事務所に出頭し、その職員に地元の城東普通学校の運動場に連れて行かれた。そこには、約二〇〇名程度の徴用工が集められており、多くの顔見知りがあった。

同原告は、平澤駅から貨車に詰め込まれて鉄道で釜山に運ばれ、下関を経て広島の上三原に到着した。その間、原告ら徴用工は常時監視されていた。

4 上三原に到着後には連行時とは別の班構成がなされたが、同原告は西寮へ

の居住が命じられた。一二畳の部屋に一二人が收容され、同原告はそこでスフの服を一着支給された。

5 同原告は、三菱重工で始めに教練のような訓練を受けた後、三菱重工広島機械製作所の鑄鉄部の型場に配属され、型に鉄を流し込んで型抜きをする仕事に従事した。そこでの班長は高等師範の学生であった。

勤務時間は、午前八時三〇分頃から午後七時くらいまでであったが、週に二、三回は夜勤があった。

6 三菱での食事はとにかく量が少なく、特に夜勤の際には、小さな団子三つくらいだけで仕事を続けなければならず、同原告は非常に腹を空かせていた。また、同原告のいた西寮では、食事が腐っていたこともあった。そのとき西寮では、朝鮮人徴用工が怒って食事を食器ごと投げ捨てており、同原告は、

その次の食事が食器の代わりに木の箱に盛って出されたことを記憶している。

同原告が日本人が入っていた東寮に行くとそこでの食事は腐っておらず、

同原告はそれを分けてもらって食べた。

同原告の記憶によれば、寮の近くには、憲兵の常駐していた所があり、原告らは、常に憲兵の見回りを受けていた。徴用工らは、逃亡しようとするれば半殺しの目に合わされるぞと脅されており、同原告は逃げ出して帰りたいかったが、これを聞かされていたのと、逃げても金もなく生きていけないと思ひ、思い止まった。

7 同原告は賃金を給料袋で受けとっていた。給料袋には、税金、貯金等の控除項目があり、寮の班長に貯金は帰国時に持って帰ればよいと言われていた。家族への半額送金の話は、工場でも誰かから聞いたことがあったが、同原告

が手紙で聞いたところ、家族からは送金はないとの回答であった。しかし、当時の徴用工にとっては、反抗すれば殴られることは明らかであり、日本人相手に筋を通すなど思いも及ばず、給料も支給される金額を黙って受取るしかなかった。具体的な手取り金額についてはよく覚えていないが、受け取った賃金の半分は煙草や芋等の間食を買うのに消えた。

8 一九四五年八月六日、原爆が投下されたときは、同原告は工場での朝礼を終えて作業に取り掛かろうとしていたときであった。同原告は幸いにも負傷しなかったが、同僚の徴用工の中には爆風で飛んで来た工場のスレートで頭にけがをした者もいた。同原告は、すぐに防空壕へ逃げ、しばらく様子を見た後で寮へ帰った。三菱の責任者は全員帰宅してしまい、同原告はその後三菱の社員に会うことはなかった。同原告は、しばらく寮にいたものの、そこ

では食事もなく生きてゆけないと考えて、二、三人と寮を出て、山で芋などの食べ物を探してきては飢えをしのいでいた。そのようなことをしていると、沢山の朝鮮人が万歳をしているのを見て祖国の解放を知り、汽車で下関まで行って、開船で釜山に帰った。開船代は所持金と身に付けていたものを売ったりして何とか調達することができた。

9 同原告が釜山から郷里の平澤に着いたのは一九四五年九月ころであった。同原告が帰郷してみると、小作地は全部地主に取り上げられてしまっており、ほとんど農業はできなくなっていた。そのため、その後、実施された農地解放でも結局農地を取得することができなかった。その後、同原告は、口では言えないほどの苦勞をして小作仕事を貰い、金を貯めて徐々に土地を買い足していった。

同原告は、これまで被爆による顕著な身体症状は現れなかったが、一〇年くらい前から、気管の調子が悪く通院治療を続けている。

九 原告許 [] (ホ・ [])

1 右原告は、一九二三年四月二九日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「松山 [] (まつやま・ [])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月下旬頃、当時居住していた平澤郡古徳面文谷里一四六から徴用された。徴用当時の家族は、父母、兄、兄嫁であり、兄と同原告の二人で「昭和農場」という日本人の農場のうち三〇〇〇坪の小作をして生計を支えていた。

一九四四年九月頃、同原告は、面事務所の労務係から徴用令書を受け取り、

「日本へ行け。行かないと父母が警察に連れて行かれるぞ。」と言われた。同原告は夜学に少し通ったことがあるだけで、日本語はまったく分からず、徴用令書の内容も、日本に行つて何をするかも分からないままの徴用であった。

3 徴用令書の送達から一〇日くらい後の九月下旬に、同原告は、自分が徴用されたら誰が農業をするのだろうかと後顧を憂いながら指定された城東普通学校に出頭した。城東普通学校の運動場には三〇〇名ほどの徴用工が集められており、三菱の腕章をした日本人も四人くらいいた。そのとき、同原告は日本人が「後のことは心配するな。」という話をしていたので覚えている。

同原告は原告朴昌煥と同じ小隊に配属され、その後の連行、労働の経緯は同人と同様であった。平澤駅からは鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、下関經由

で広島三菱重工に連れて行かれた。連行中は三菱の人間が同行し、汽車の中を監視の人間が行ったり来たりしていた。

三菱への連行後、同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、一二畳くらいの広さの部屋に一〇人くらいが収容された。

4 同原告は、三菱重工広島機械製作所の鑄鉄工場に配属され、連行後二日目から工場に通わされて、ハンマーで鋼鉄を切り、四〇トンもの鉄を溶鉱炉に入れて溶かし鉄を作る仕事に従事した。仕事は大変な力仕事であつたうえに週一回くらいは残業があり、夜の九時、一〇時まで働かされた。

工場や寮で出る食事は安、芋などばかりで粗末で量が少なく、同原告は、いつも空腹状態で重労働に耐えていた。そのため、月二回くらいの休日に、小隊長・寮長の許可を得て市中へ食べ物を買に出たこともあつた。

同原告は、逃亡できるものならしたかったが、日本語もできないのに逃げきれぬはずがないと考え、思い止まった。

5 賃金についても朴■■■■と同様の状況であった。賃金の手取りは一か月に二〇円くらいであり、同原告は、これが保険料などの他、家族への半金送金を控除した金額だと理解して受けとっていた。

6 一九四五年八月六日の原爆投下時には、同原告は、防空壕を掘る仕事をしており、原爆が投下されるとすぐに防空壕へ飛び込んだ。けがはなかったものの、三菱の人間はいなくなつて食事のあてもなくなり、同原告は原告■■■■■■と一緒にはぬのものを取つて食べたりして飢えをしのいだ。そのようにするうちに、祖国が解放されたことを聞き、右■■■■■■とともに帰国しようと広島を出た。所持金は全くなかつたが、線路伝いに歩いて途中から汽車に隠れて

乗り、下関から連絡船に乗って釜山まで帰ることができた。連絡船は無料であった。釜山に着いたのは八月か九月頃であり、その後はヒッチハイクで故郷の平澤に辿り着くことができた。

7 平澤では兄が「昭和農場」の小作を続けていたが、小作地は同原告が徴用されたために、前の半分の一五〇〇坪に減らされて家族は非常に苦しい生活を送っていた。

同原告は小作地を取り戻すために懸命に働き、三年くらいして、ようやく自分たちの食べる分が収穫できるようになった。そして、農地解放までには、何とか従前の広さの小作地を取り戻すことができ、農地解放で三〇〇〇坪の土地を買取って、そのうち一五〇〇坪を同原告が分けてもらって、その後も懸命に農業を続けてきた。

帰国後まもなく、たびたびめまいがするようになり、そのうち、目が霞むようになった。同原告は、被爆のための症状ではないかと思いつつも、働くことで精一杯であったのと、医療費がかかるため最近まで病院にも行かずに我慢してきた。

○ 原告宋 [] (ソン・ [])

1 右原告は、一九二三年一〇月一六日生まれの子であり、創氏改名による日本名は「松本 [] (まつもと・ [])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡古徳面海倉里七八〇番地から徴用された。徴用当時の家族は、母と兄が一人、弟が一人、妹が二人であったが、当時、兄はフィリピンに徴兵で送られていた。したがって、

家族の中心的な働き手は同原告自身で、二七〇〇坪の自作地で農業をし、主に米を作っていた。

同年同月、同原告宅に面事務所の役人が突然、徴用令書をもってきた。同原告は、自分が一家の働き手だったため、弟を代わりに行かせようとしたがかなわず、結局自分が行くことになった。そして数日後、城東普通学校に召集された。

3 城東普通学校には警察官と民兵がおり、誰が言ったのかは定かでないが、「徴用期間は一年間。給料は半分は家に送金し、もう半分は本人に渡す。家への送金は約一五円ぐらいである。」という話を聞いた。

4 その後、同原告は、城東普通学校から旅館に行き一泊し、翌朝平澤から鉄道（貨車）に乗せられて釜山に連行された。釜山では三菱の者がおり、その

人が広島まで原告らを連行した。同原告が広島に連行されると知ったのは釜山でのことであった。

5 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。部屋は二階で、一〇畳くらいの広さの部屋で、約二〇人が生活していた。

6 三菱重工広島製作所では、同原告は、鑄鉄工場で旋盤で鉄板に穴をあけたときにできるとげなどを落とす仕事に就かされた。機械の激しい振動がからだに伝わるため、相当厳しい仕事だった。仕事は毎日忙しく、ほとんど毎日朝八時くらいから夕方六時か七時までで、残業は一月に一〇日ほどであった。現場では、年を取った日本人が自分たちに仕事を命じていた。賃金は、工場の事務所に呼ばれ、その事務要員から受け取っていた。

7 三菱での生活では特に、食事の量が少なくて常に腹をすかせている状態だ

った。食事の中身は、さつまいもや半ば腐ったようなご飯で作った握り飯などが多かった。残業をするとまた少しだけ夜食が出た。重労働にも関わらず、ただ「働け、働け。」ばかりで、働かなくては食物をくれないので、死なな
いために働くしかなかった。

一九四五年七月頃、日本人には新しく炊いたご飯が出たのに原告ら朝鮮人徴用工には古い腐ったご飯が出されたため、日本人たちの食堂へもって行って投げ付けるなどした事件があった。そのとき食器が割れたため、翌朝は板に盛り付けられたご飯が出た。

8 同原告は、一九四五年八月六日、工場にて被爆した。朝のラジオ体操を終えて工場に入って仕事を始めようとしたとき、バーンと大きな音がし、空を見ると真っ黒な雲が見えた。工場のすぐ前に防空壕があったのですぐそこへ

飛び込んだが、そのとき左足の向こう脛に鉄がささり負傷した。しばらくは防空壕の中にいたが、少しして腹が減ったため工場の食堂に行った。工場も柱だけは残っていたが、壊れ、そこには誰もいなかった。飯の上にガラスの破片が散らばっていたが、そのガラス片をかきわけてご飯を食べた。その後、寮に帰って見ると寮も壊れており、何人かの仲間と一緒に自分たちの風呂敷包みと支給されていた毛布一枚、それに昼の表面のむしろをはいで持ち出し、工場の近くの川辺でその晩は寝た。その後同じ川辺で何日かを過ごしたが、配給の握り飯一日二個をもらって飢えをしのいだ。

何日かして三菱重工の人が、三菱の工場の復旧作業をさせるためにやって来た。復旧作業に従事しているうちに解放を迎えたが、その後も三菱の人に仕事をさせられていた。

9 同年八月三〇日ころ、三菱重工の人から国へ帰れと言われ、無料で汽車に乗って九州へ行った。駅へ行くと韓国へ帰る人のための引率者がいて、その人の言うとおりにすれば無料で汽車に乗れた。同原告は、韓国に帰ろうにもお金がないので、九州で大工の片付け仕事を二週間して働いた。日雇い仕事の賃金ももらえなかったが、そうしているうちに日本人の引上げ船に乗れるというのでそれに乗って釜山に帰り、釜山からは韓国政府が運行していた汽車に無料で乗って平澤に帰った。平澤の家に帰り着いたのは同年十一月頃であつた。

10 家に帰ってみると、同原告が徴用で不在の間に、残された家族が生活のため二七〇〇坪あつた自作地のうちの一三五〇坪を売りはたき、田畑がなくなっていた。仕送りすると言われていた賃金の半分も三菱重工からは一切送

られていなかった。

11 同原告は、帰国後、残った農地で農業をしながら生活をした。帰国後四年後に結婚し、五人の子が生まれた。子供たちを結婚させたりするために田を売り、今は何も残っていない。

同原告は、被爆の影響で、一九年前から右の腰から足にかけて神経痛が出るようになった。仕事を休めば少しは楽だが、天候が悪いと特に痛みが強くなる状況である。約一七年前長崎の赤十字病院に二か月入院して治療を受けた。最近は針治療を受けている。六年前には歯の治療を行うため広島へ渡日治療を受けに行った。今も平澤の病院に神経痛で通い投薬治療を続けている。

1 右原告は、一九二三年一月二七日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「呉村 ■■■ (くれむら・■■■)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡浦升面内基里から徴用された。徴用当時の同原告の家族は、その兄と兄嫁と甥五人で、父母はすでに亡くなっていた。同原告は兄と二人で一〇〇〇坪の小作地を耕作するほかに、人の家での日雇い農業もしていた。

同原告の親戚にあたる里長が面事務所の役人と二人で同原告の家に徴用令書を持ってきて、「日本の広島へ行って働け、そこは給料も良いから、一生懸命働け。」と告げた。その三日後に集合場所である城東普通学校の運動場に徴集された。同原告は学校に通ったこともなく、字も読めなかったので、同原告も家族も広島はどこで何をすることも分からないままの徴用であった。

3 城東普通学校の運動場で、日本語を話す人の話を面職員が通訳して「日本へ行ったら金をたくさんやるからしつかり働け。」と言われた。その場の雰囲気は、監視する人間がどこにいるかも分からず、自分勝手に話などできない状況であった。

4 その後、同原告は、平沼から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島三菱重工に到着した。同原告は、平沼から広島まで原告朴昌煥と行動を共にしている。

5 同原告は、三菱重工広島機械製作所に配属され、その西寮に居住を命じられた。同寮では、一二畳の部屋に一二人が収容された。寮には日本人の責任者がいて、夕方になるとそれぞれの部屋に畳一枚に一人ずつ徴用工がいるかどうかを調べて回っていた。食事は米に麦や大豆の混ざったもので、時々そ

れに沢庵や味噌汁がついている程度のものであった。

6 三菱重工広島製作所では同原告は鑄鉄工場に配属され、鉄を溶かす現場で鉄の塊を運ぶ仕事や、溶接の手伝いをする仕事に就かされた。慣れない仕事で、非常に厳しい仕事であった。

7 賃金はもらったものは一切使わず、そのまま貯めていた。賃金の封筒に何が書いてあるのかは字が読めなくて分からなかったが、一緒に徴用された同僚から三菱が貯金をしていることについて聞いていた。同原告は字も書けないし、またその家族もどこに徴用されたのかも知らないままであったから、家族との手紙のやり取りは一度もなかった。

8 寮では朝鮮人徴用工だけが集められて収容されていた。休日もあったが、同原告は言葉も通じないこともあり、一度も外出したこともなく、ただ部屋

で過ごすだけであった。

9 一九四五年八月六日朝、同原告が工場の現場に入ったとき、突然閃光が走り、爆風で工場の建物が壊れた。同原告は、一三人の同僚と一緒に防空壕に逃げ込んだ。その時、爆風で、右の耳がひどい耳鳴りがした状態になった。このとき同原告の右の鼓膜が破れた。その晩は一三名が防空壕で一緒に過ごした。同原告らに対しては、三菱重工の社員からは何の指示もなされなかった。

10 翌日、誰かは分からない日本人が来て拡声器で同原告らに呼びかけ、罹災証明書と思われる書類を交付した。

その後二日ほどして、同僚たちと一緒に下関に歩いて向かった。二日ぐらい歩いて下関に着いた後、二、三日下関に滞在した。

その後、同原告らは、他の徴用工たちと一緒に海の方へ行き、開船があるという話を聞いてその方へ行ってみると、その辺りには人家もなく、川辺で一晩寝て、明朝暗いうちに大きな開船に乗った。開船代は八〇円位で、同原告は貯めていたお金から支払った。

11 船は釜山から少し離れたところにつき、汽車も通っていないので、平澤方面へ帰る人と一緒に八日間ぐらい歩いて平澤に帰り着いた。途中、農家の人が、同原告らに対し、日本で苦勞してきた人たちだからといって食事を与えてくれた。

12 同原告が平澤に帰ったときの状態は、父が早く亡くなっていたために生活は徴用前と同じく、兄達の暮らしぶりは相変わらず苦しい状態であった。同原告はまた一緒に農業を始めたが満足に食べられる状態ではなかった。

その後三年して結婚し、そのときに兄から三〇〇坪ほどの田と二〇〇坪ほどの畑を譲り受けた。そして二間のあばら家を買ひ、その後、四人の息子と一人の娘が生まれたが、暮らしはだんだん苦しくなつていき、二七年前に田と家を人に売り、畑は兄に返して、忠清南道の従兄を頼つて移り住み小作暮らしを始めた。

13 帰国して後、耳鳴りが続くので、医者にみてもらったところ、右の耳の鼓膜が破れているとの診断で、治療を受けたが、治らなかつた。最近になつてソウルの大学病院でみてもらったが、今では治らないとの診断であつた。現在でも同原告の耳は、ほとんど聞こえない状態である。また二〇年前くらいから頭痛が続くようになり、歯も全部痛むようになった。また、仕事をし過ぎると肩や腕や脚も痛むようになった。同原告は、痛くてもお金がないので

病院へ度々行くことができず、鎮痛薬を薬局で買って飲んで痛みを押さえてきた。現在でも一か月に二回程度病院に通っているが、治療費は全部同原告が払っている。病名は、地元の医師の診断では三叉神経痛と言われている。韓国原爆被害者協会からは日本へ行って治療するようにとの話もあるが、同原告が日本へいくと妻が一人で農業をしなければならぬので、渡日治療は困難な状況にある。

同原告は、現在妻と二人で小作農をしており、暮らしは豊かではない。年金等の支給も全く受けていない。

三 原告崔 (チエ・)

1 右原告は、一九二三年二月二六日生まれの子であり、創氏改名による日

本名は「慶田 [] (けいだ・ [])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡彭城面から徴用された。徴用当時の家族は、父母、妻、娘一人、息子一人であった。仕事は農業で、三〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

同年同月、突然、面事務所から徴用令書が届けられ、面事務所に召集された。そこで日本に一年間徴用されることを聞かされた。

3 同原告は、平澤郡庁に連れていかれ、その後、平澤駅から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島三菱重工に到着した。

4 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、職場は、三菱重工広島機械製作所に配属された。

5 右広島製作所では、鑄鉄工場で白い石をハンマーで砕いてコークスに入れ

たり、鉄鉾石を砕いて溶鉾炉に入れるなどの仕事につかされた。

6 寮や工場での食事は、量が少なく、常に空腹の状態であった。寮で出された食事が腐って傷んでいたことから、徴用工が怒りだし、多くの徴用工がその傷んだ食事を投げつけるなどの騒ぎになったことがあった。その騒ぎに対しては憲兵が出動してこれを鎮圧した。

7 一九四五年八月六日、同原告は工場の中で被爆した。幸い同原告は負傷はしなかった。工場の建物も壊れ、混乱状態となった。同原告は三菱重工の社員から何らかの指示を受けたようなことは全くなかった。

同原告は、どうすればよいかわからず、ひとりで広島の外外に行き、食べ物をもって何とか生き続けた。泊まる場所もなかったので、野宿して過ごした。

8 被爆した翌日、一人で国に帰ろうと思い、下関に向けて出発した。途中歩いたり、また汽車を乗り継いだりして下関についた。下関には一〇日間位いたが、食べ物ももらったりして食いつなぎ、ここでも野宿したりして過ごした。そして、開船に乗り釜山まで帰った。その船は木造の小さい船で、八〇人位と一緒にあったが、海が荒れて、大変な恐怖を味わった。

9 平澤に帰郷してみると、同原告が徴用された後は、両親と兄の子供が小作地を守って農業をしていたということであった。

徴用後、家族に三菱重工から給料の半額が送金されたようなことは全くなかった。

10 同原告は、帰国後、腰が痛くて病院に通ったりしたが、それほどひどく健康を損ねたことはなかった。しかし、原爆による何らかの異常がないかいつ

も不安な状態であった。また被爆者ということ、周りの人達からは常に特別な目で見られる状態であった。

一九九三年頃に日本に行き、被爆者手帳の交付を受けた。

11 現在、同原告は、妻と息子夫婦と孫二人と共に生活して、農業を続けているが、生活はそれほど豊かな状態ではなく、なんとか家族が食べていける状態である。

三 原告金 [REDACTED] (キム・ [REDACTED])

1 右原告は、一九二三年一月二五日生まれの子であり、創氏改名による日本名は「金本 [REDACTED] (かねもと・ [REDACTED])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月中旬または下旬頃、当時居住していた平澤郡玄

徳面徳睦里で、面の職員から同原告自身が徴用命書を受け取った。面の職員は使ってきただけで内容については何の説明もなかった。

徴用当時の家族は、母、妻と三歳と一歳の子供二人であった。父は同原告が九歳の時に亡くなっていた。当時、生計は二二〇〇坪の土地を同原告が小作して立てていた。

3 徴用令書を受け取ってから三日後に地元の城東普通学校に集合させられた。そこには、三菱重工の職員が二人来ていた。そのことは郡の芳務係が二人を紹介したためわかった。その場では、三菱の社員の紹介があった程度で、それ以上に詳しい説明等はなく、三菱に行くことしかわからなかった。

城東普通学校では、郡の職員がたくさん出ており、原告らを見張っていた。この監視は、同原告らが汽車に乗るまで続いた。

4 城東普通学校に集合した後、近くの旅館に連れていかれ、そこで一泊した後平澤駅に連れて行かれた。平澤駅でも注意事項があつたくらいで特に話はなかつた。

平澤駅からは釜山まで貨車に閉じこめられたまま運ばれた。午後平澤駅を出発して翌日の朝釜山に着いた。その間食事はなかつた。釜山に着くと消遣し、服を洗つてその日は釜山に泊まつた。そして翌日の朝、船で下関に向けて出発した。釜山で泊まつた旅館で食事が出たが、船の中は食事は出なかつた。下関に着き、またすぐ汽車に乗って広島まで連れて行かれた。汽車の中も食事は出なかつた。このように連行中は、ほとんど食事が出されず、原告らは大変ひどい思いをさせられた。

平澤駅で貨車に乗せられてからは、郡の職員による監視はなくなつたが、

そのかわり、徴用工の中から日本語ができるものを選び出し、三菱の社員の助手のようなかたちにし、彼らに同原告らを監視させていた。

5 広島到着後、電車に乗せられて直ちに、三菱重工に連行され、南観音町の西寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は、一二畳の広さでそこに一二人ほどが入れられた。

寮では中隊長である日本人が時々回って監視をしていた。寮での食事はさつまいものご飯と汁物が一杯のみで、量も少なく栄養不足で味も悪く不満が一杯だった。一度腐った飯が出たとき、日本人が入っている東寮にそれを持っていったところ東寮では上等の飯が出ていたことから、騒動になったこともある。

衣服は一回だけ支給されたが、質が悪くて何回も着られなかった。

三菱到着後、二週間ほど、寮の横の運動場で軍事教練と空襲時の避難訓練等を受けて仕事についた。

6 同原告は三菱重工機械製作所の鋳物工場に配属された。寮から工場までは、最初は引率がつき集団で行っていたが、途中からは個人で行くようになった。

仕事は、鋳型を作ることで、朝八時から八時半くらいから夕方六時半くらいまでであった。休憩は昼食時にあっただけで、残業はあまりなかった。

工場は、入り口が一つあっただけでまわりは海だったから、逃げようにも逃げられない状況であった。

休日は、月に四回あった。寮や工場での食事が大変貧しいものだったことから、休日は食べ物を買うところを探し歩くことが多かった。

逃げようと思ったことは何度もあるが、逃げた後のことを考えると逃げら

れなかった。

7 給料については、日本に来て、三菱から月給をもらうときに半分は家族に送ると聞いた。また、預貯金についても、同じようにしているということをも三菱の人から聞いた。

給料袋には明細が書いてあったが、内容は覚えていない。同原告は、毎月三七、八円ほどもらっていた。給料を最後にもらったのは、一九四五年六月である。

8 家族との手紙のやりとりはできた。家族に、賃金の半分が送金されているかどうか聞いたことがあり、家族からは送金されていないという返事が来た。しかし、そのことで文句を言えるような状況ではなく、抗議をしたことはない。

9 一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は工場に行く途中だった。原告は爆風で飛ばされ、足を少しけがした。

その当時、同原告は三菱の工場の横にあった飯場ですいとんを作って売っていた韓国人と知り合いになっていたので、その人のところへ避難しようと考え、市の中心部を避けながら、市の北の方にあるその人の家に向かった。とにかく一面が破壊されており逃げることばかりを考えていたので、寮に戻るとかいうことは考えなかった。

その人のところに一か月ほど居候した後、その人と一緒に韓国に帰ることになった。

10 宇品から船で韓国に帰ろうと考え、九月一〇日に宇品で船に乗り、三日間かかって下関に着き、一泊してから韓国に向かったが、嵐で山口県に押し戻

されてしまい、船も損傷してしまったことから別の船で釜山に渡った。

最初の船に乗るのにかかった三〇円は、自分が持っていたお金から出したが、二隻目の船に乗るのにかかった二〇円は持っていなかったもので、一緒に帰ろうとしていた韓国人に出してもらった。

釜山からは汽車で平澤まで帰り、家についたのは、九月二〇日頃であった。II 家に帰り着いてみると、上の子が死亡しており、家の屋根を葺いてあった藁が供出でとられてしまっていた。二二〇〇坪あった小作地も地主にとられてしまっており、他人の農作業を手伝って食べている状況であった。ただ、日本人がほって逃げてしまった三〇〇坪をとって耕すことができ、それで何とか食べていくことができた。

帰国後は、日雇いを九年間した後は、いろいろな仕事をしてきたが、食べ

るに食べられない状況が続いた。

被爆の影響で、原因不明の皮膚病にかかっており、ひどいかゆみがある。

現在韓国の病院で治療を受けているほか、一九八四年には渡日治療を広島
の原爆病院で受けた。現在、年金の支給もなく、非常に厳しい生活を強いら
れている。

二 原告金 [redacted] (キム・ [redacted])

1 右原告は、一九二二年一月二〇日生まれの男子であり、創氏改名による
日本名は「金本 [redacted] (かねもと・ [redacted])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡松炭面七院里二〇〇
番から徴用された。徴用当時の家族は、母、身体障害の兄、妻と五歳と二歳

の息子二人であった。同原告の仕事は農業で、一人で一五〇〇坪の土地を自作し、また別の一五〇〇坪の土地を小作して家計を支えていた。

3 同年九月頃、突然、面事務所職員と警察官が、同原告の家に徴用令書を持ってやってきた。同原告はすぐに平澤郡庁に連れて行かれ、そこには一〇〇人ほどの人が集められていた。そこから城東普通学校に連れて行かれ、そこで同原告は、「日本に行けば良い待遇で迎えられる。給料は韓国でもらえるよりずっと高い。給料の半分は家に送金し、残りの半分は本人に渡す。」という話を聞いた。

4 その日は、平澤駅付近の旅館に宿泊させられ、翌日同原告らは汽車に乗せられて釜山まで連れて行かれた。釜山で一泊した後、船で下関に渡った。同原告は、そこで広島に連れて行かれることを初めて知らされた。下関に着く

までの食事は、まずくてとても食べられたものではなく、同原告は、家を出るときに母が与えた梨五個を食べて飢えを凌いだ。下関からは、汽車に乗せられて広島に着いた。

5 広島では、三菱重工の西寮に居住を命じられ、二階の一二畳の部屋に徴用工ばかり一二人が住まわされることになった。

6 同原告は、三菱重工広島機械製作所の鋳物工場に配属され、すぐに就業させられた。その工場で同原告は、鋳物で部品を作ったり、部品を組み立てる作業に従事させられた。仕事は日本人の命令通りに行い、非常に忙しく働かされた上に残業も多かった。残業をすると食事の量が増えるが、しない場合の食事の量は極めて少なかった。それはひもじくて働くどころではない量だったので、辛くても残業をせざるをえない状況であった。

7 三菱での生活は、とにかく食事が少なく、いつもひもじい思いばかりであった。食事の内容は、主として爰に少し米を混ぜたようなものやスイトンが出されていた。腐った飯が出たこともある。食堂で日本人の係の者から「空襲で補給がないため仕方がない。」との説明を受けたが、日本人の工員のところへ行ってみると、日本人は腐ってない飯を食べており、それで騒ぎになったこともあった。

同原告は、家族とときどき手紙のやりとりをしたが、家族には会社が給料の半額を送金してくれていると思っていたので、そのことを家族に手紙で尋ねたことはなかった。

8 同原告が三菱重工から受け取っていた賃金は、月三〇円くらいであったが、半額は故郷の家族に送金されていると聞かされていた。賃金は寮の小隊長か

ら手渡されていた。

9 一九四五年八月六日、同原告が工場で就労中に原爆が投下された。同原告は驚いて工場近くの防空壕に逃げ込もうとし転倒して左手首を骨折した。誰も治療してくれる者がいなかったため、同原告は自分で布を患部に強く巻きつけるなどして応急手当をせざるをえなかった。その後は寮に戻り、そこでしばらく過ごしたが、ある日、日本の兵隊が寮にやってきて、広島を離れるように命令したので、広島を出て韓国に帰ろうと決意した。

10 同原告は、汽車で下関まで行き、そこから間船に乗って釜山までやっとたどり着いた。

11 同原告が平澤の家まで帰ってみると、徴用で連行されるまでは比較的裕福に暮らしていた家族がみるも哀れな生活を強いられていた。同原告が唯一の

働き手であったため、残された家族はその日一日を何とか食べていくのがや
つとの状態であった。そのような極貧生活を強いられたために、兄は同原告が
戻ってきた一年後に死亡し、妻もその二年後に心臓病で死亡してしまった。

12 同原告は広島から戻ってから腰痛がひどくなり、一時は激しい痛みのため
に立ち上がることもすらできないほどであった。また、同原告は一九八六年に
は被爆者健康手帳の給付を受け、長崎赤十字病院に入院して専門治療を受け
た。同原告は現在も腰痛に悩まされており、また年金の支給も受けておらず、
息子を亡くすなど生活の状況は厳しい。

五 原告妻

(カン・
)

1 右原告は、一九二三年八月二七日生まれの男子であり、創氏改名による日

本名は「朝山■■■（あさやま・■■■）」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡脊北面玉吉里から徴用された。同原告は、七人兄弟（四人の男と三人の女）の五番目で、徴用を受ける二年前に結婚して、別に所帯をもうけ、両親の家から四km程離れたところに住み、農業を営んでいた。家族は妻と一歳の男の子供が一人であった。同原告は九〇〇坪程の農地を耕作していたが、土地は日本人の所有で、小作として米を作っていた。しかし、九〇〇坪程の農地ではとても食べていけず、近くの精米所で働いて何とか生活を維持していた。

同年同月、同原告に徴用令書が届けられた。そして、平澤の城東普通学校に集められた。そこには三〇〇名くらいの徴用工が集められていた。

3 右普通学校では、「徴用は一年間であり、広島に行く。」という話程度で、

何をするかというようなことは説明は全くなかった。

4 その後、同原告は、平澤駅から貨車にのせられて釜山まで連行された。

5 そして、広島の三菱重工の西寮に居住を命じられた。寮の部屋は一二畳位の部屋に一二人が収容された。

6 仕事は三菱重工広島機械製作所の鑄鉄工場に配属された。そこでの仕事の内容は石炭を釜に入れる仕事で、全く慣れない仕事であり非常に厳しいものであった。同原告は、仕事を始めて五か月位したとき、仕事中にモーターのベルトがはずれたことがあり、その修理をしている時に、右手の指が巻き込まれ、結局、人指し指と中指の二本の指先の関節を失うという重傷を負った。今でも二本の指のそれぞれの第一関節がなく、五〇年以上経った今でも痛みを感じる時があり、年を取るに従って痛みをよく感じるようになっていく。

指を切断した、ということについては、治療はしてもらったが、このことについては、今に至るまで何の補償もなされていない。

7 休日は、月に二回程度あったが、日本語もわからないので、出かけることもなく、ほとんど寮にいる状態であった。

8 原爆が投下された前日の一九四五年八月五日、同原告は、他の徴用工一人と共に工場から八km位離れた日本人小隊長の家に行っていた。そしてその翌日、朝、小隊長の家から一緒に出勤しようとしたとき、轟音がして爆風を受けた。付近の家で壊れた家も何軒があった。

同原告は、工場の方に行こうとしたが、火事があちこちで起こっており、到底行ける状況ではなかったので、また三人で引き返した。

そして、その後三日間、原告は他の同僚と小隊長の家で過ごさなければな

らなかったが、その間三菱重工からは、何の指示もなされなかった。

その後、何とか寮に戻り、寮で出会った原告朴昌煥と行動を共にし、同じ船に乗って、釜山に帰り、平澤にたどり着いた。

9 同原告不在の間、妻と子供は両親の家に身を寄せていたようであり、同原告が帰ってから、また親子三人の生活に戻ることができた。しかし、戻ってから一五日位して、子供が麻疹で亡くなってしまった。

同原告が小作をしていた農地は、日本人の所有から国有のものとなったが、同原告は、面に小作料を払って農業を続けた。その後、息子四人と娘二人をもうけている。

10 同原告の健康状態は、帰国後、皮膚が非常に弱くなった。皮膚が常に痒い状態であった。そして三〇歳位まで皮膚病で病院によく通っていた。また、

皮膚が化膿しやすくなり、今でも頭に化膿しているところがある。同原告が帰国後初めてできた子供も同じような状態であり、原爆による放射線の影響が疑われる。また、視力も被爆後極端に落ちている。前記のとおり、同原告は、三菱重工での就労中、労災により右手の二本の指の先を失っており、その後遺症に未だに悩まされている。

11 同原告は、帰国後日本に行ったこともなく、被爆者手帳ももらっていない。現在七三歳で無職の状態である。一二年程前に妻が死亡し、再婚してその妻と二人で暮らしているが、生活は全て子供たちの援助で維持している。年金等もどこからも支給されていない。

1 右原告は、現在の戸籍上は一九二六年九月二七日生まれの男子であり、実際の年令は徴用時には満二三歳であった。朝鮮戦争のときに戸籍が消失し、新たに作り直すときに一九二六年生まれと間違つて記入されたものである。当時の創氏改名による日本名は、「海山 [] (うみやま・ [])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡古徳而防築里七〇七番地から徴用された。徴用当時の家族は、父、一一歳の弟、七歳、四歳、三歳の妹だった。父は年寄りで病身だったので、同原告自身が一人で幼い弟と妹を抱えて農業をしていた。田畑は小作地ばかりが四〇〇〇坪で、収穫の半分が地代であった。

同年九月、野良で働いていた同原告の元へ面事務所の兵士係が徴用令書を

持ってきて、そのまま同原告を平澤郡庁へ裸足のまま連れて行った。日本へ行くということも聞かされず、家族に挨拶することも出来なかった。同原告は令状を見る余裕もなく、また、見たところで、家が貧しくて学校に通えなかった同原告に字が読めるはずもなく、令状は受け取ってそのままポケットにつっこみ、連れて行かれた。

3 平澤郡庁では、逃亡する者もいるからと何班かに分けられた。そして、兵士係が「日本へ行けば金がたくさんもらえて、家族もよく暮らせる。」という話をした。そこには、日本人が二人いて、黒い服を来ていた。その日本人たちが同原告たちを広島まで引率して行った。同原告はの着の身着のままの裸足で所持品もない状態で、履き物をくれと言ったがもらえず、結局、広島の三菱に着くまで裸足のままであった。

4 同原告らは、平澤駅から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の上三原に到着した。

5 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は、一二畳の広さでそこに一人が収容されていた。裸足で連行された同原告は、三菱に到着後やっと履き物と服とゲートルの支給を受けた。

6 三菱重工機械製作所では、同原告は鑄鉄工場に配属された。現場は「製品場」といって、焼き上がった鉄製品のトゲや角を落としてきれいに仕上げる場所だった。仕事は日本人の班長の命令通りに仕事をして覚えていった。班長はよく「早くしろ。」と怒鳴り、班長に殴られたこともあった。現場で怪我をしたりしたことはなかったが、右脚が重くてよく曲がらなかったため、工場内の病院に通っていた。

7 賃金は、小隊長の原告朴[]から封筒に入ったものを受け取っていた。封筒には何か書いてあったが、字が読めなかったので分からなかった。貯金については説明はなかったが、貯金されていることは知っていた。通帳は見たこともないし、見せてもらうことなども考えられなかった。

8 三菱での食事は寮でも工場でも麦御飯で、量が非常に少なかった。寮には日本人の守衛が大勢いて、何かあったらすぐ徴用工を警察に引き渡していた。

9 一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は、工場の中で就労中であつた。強い爆風が吹いて、その後に音がし、気がつくやうに左手首から手の甲にかけて火傷を負っていた。被爆後寮に帰ったが、翌日から工場では仕事にならないし、どこへ行くあてもないので、そのまま寮で約一五日間ほど過ごした。その間は日本人が食事をくれた。寮で祖国の解放を迎えたが、

騒ぎ立てて日本人に恨まれてはいけないと思ひ黙っていた。

10 その後、寮を出て、夜の間に歩いてどこかの海辺にたどり着いた。そこで木で作った小さな間船を見つけ、間船代三〇〇円、豆などの食糧代一〇〇円、合計四〇〇円を手持ちの金で払った。そして、仁川の人と一緒に間船に乗って、約六日かかって海を渡り釜山に到着した。その間、豆を食べつくした後には水もないし、生米をかんで飢えをしのいだ。ところが釜山では間船だといふことで警察署に捕まって罰金を払わされた。釜山からは汽車で平澤に帰ることができた。

11 同原告が平澤に帰郷したのは、旧暦の八月一四日（新暦の九月末頃）であった。家に帰ってみると、小作地の田畑は全部取り上げられており、父がよその家の仕事を手伝ってお金をもらって生活をしていた。その生活は非常に

苦しく、食べ物もろくにない状態で、農地解放のときにも何の土地も受けることができなかった。

同原告は帰国後今日まで、農地のないまま、人の家の農作業を手伝っては日当をもらう仕事を続けてきた。帰国してすぐ結婚し、息子三人と娘三人が生まれたが、生活はずっと苦しく、弟や妹の結婚のためにも、何一つしてやれなかった。

12 原爆投下時の左手の火傷の傷跡は今も残っている。帰国後何年間かはひどい病気にもかからなかったが、一〇年前から膝が痛み、その痛みがだんだんと大腿部から腰にまで拡がり、膝に水がたまるようになってきた。以前はお金もなく病院にもいけなかったが、韓国原爆被害者協会から月々九万五千ウォンの医療補助費をもらえるようになってからは病院によく通うようになった。

た。また、五年前にはソウルで胃の手術を受けたが、術後にすぐ働きに出たので悪化し、今も漢方薬を飲み療養している。

13 同原告が徴用中に一番心が痛んだことは、家族が何を食べて暮らしているだろうか、ということだ、そのことがいつも気になっていた。体は日本にあっても心は朝鮮にあった。徴用中に小作地を取り上げられてしまったために、今日に至るまでずっと、農地を手にもすることも出来ず、人の家の仕事の手伝いで日銭を稼ぐ仕事を続けてこざるを得なかった。

今も農業をしているが、小作地が一五〇〇坪で、自分の農地は全くない。夫婦でふたり借家暮らしである。一年間米を四かまぎ受け取り、それを食べ、また一部は売ってわずかなお金に代えて生活しているが、収入はそれ以外になく、厳しく貧しい生活であることは間違いない。子供が六人（息子三人、

娘三人) いるが、みな結婚し別居している。

エ 原告張 (チャン・)

1 右原告は、一九二三年三月五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「張本 (はりもと・)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡脊北面魚沼里一八七から徴用された。徴用当時の家族は、母、妻、娘一人であり、二〇〇〇坪の小作地を借りて農業をしていた。同年同月、突然、面事務所の役人が同原告の家に徴用令書を届けに来た。同原告は学校には全く通うことができなかつたので令書に何が書いてあるか分からず、その役人から「郡庁からも日本からも人が連れに来ているから行け。」と言われただけであつた。

3 同原告は、令書を受け取った二日後に面事務所に召集され、郡庁へ連れて行かれ、そこから平澤駅に行った。その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島之三菱重工に到着したが、その間の状況は、原告朴昌煥と同様であった。下関に着くと日本人が同原告ら徴用工を一〇〇人、二〇〇人と班分けし、その日本人に引率されて広島についた。

4 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。その配置された居室は、一二畳の広さでそこに一二人が収容された。三菱重工に到着してから約一か月間は寮の食堂の裏にあった運動場で教練のようなものをさせられた。

5 同原告は、三菱重工広島製作所に配属された。鑄鉄工場で鉄の塊をハンマーで叩きながら少しずつ切っていくという大変な重労働の仕事につかされた。夜勤も一週間に二日ずつあった。工場の周りには保安隊が棍棒を持って立つ

ていたし、職場には年長の日本人の班長がいて指示をしていた。同原告らは班長の言うとおりにせざるを得なかった。工場での昼食は握り飯や、板の上に碗に入れたご飯をひっくり返して置いただけのものなどで、味わうほどの量ではなかった。重労働の上に右の程度の食事であり、原告らは非常にひどい思いをしながら就労した。同じ工場に日本人学生の報国隊が来て働いていたが、言葉も通じないので話したことはなかった。

6 賃金は一か月に三〇円から四〇円くらい受け取っていた。給料をもらったときに、給料をくれた日本人の社員から、食費や病院費や服代や家族への半額の送金分を差し引いた残りを給料として支給しているという話をきいたので、その言葉を信じていた。

7 寮では朝鮮人徴用工だけが集められて收容されており、日本人労働者との

待遇面での格差がどの程度あったかは定かではなかったが、寮での食事も工場で出されるものと同じようなもので、常に空腹の状態であり、受け取った賃金は大抵食べ物を買って食べるのに使っていた。

また、寮にいたころ、同原告は、「日本人たちの食堂に徴用工たちが行ってみると、日本人は米のご飯を食べていた。それに比べて徴用工は麦の混じったご飯の上に臭いのするご飯を食べさせられていた。それで、その徴用工たちが食堂で働いている日本人に何度も文句を言ったが、改善されなかったために、徴用工たちがデモをした。」という話を聞いたことがあった。

三菱重工からは服を一着支給されただけで、何日も同じ服を着なければならなかったために、しらみがよくわいたことにも苦勞をした。三菱重工に徴用されている間中、故郷に帰りたい気持ちは言葉にならない程であったが、

逃亡しようにも日本語が分からないのでできなかつた。

8 一九四五年八月六日、同原告が仕事につくために工場の中に入ろうとしていたときに原爆が投下された。まず大きな音がして、空に赤い火の塊があがり、その後、真っ白いきのこ雲が立ち上がるのを見た。その後強い風が吹いてきて、工場の建物の板が吹き飛ばされたりした。幸い外傷はなかつた。三菱重工の社員からは何らかの指示を受けたようなことは全くなかつた。同原告らはどうして良いか全くわからなかつた。その後、同原告らは食べるものはなく、空腹に苛まれ、どこかへ行くしかないと思い、もう一人の徴用工と韓国人のたくさん住んでいる山の方へ行き、その夜は戸外で寝た。

9 翌日からは右の周辺をうろうろして韓国人から食べ物を分けてもらつて過ごした。そして、そこの韓国人から韓国に帰るには下関の方へ行けばよいと

いう話を聞き、お金もないので、韓国人に頼んで食べ物もらいながら、他の徴用工の人達一〇人位と下関まで歩いて行った、日本人は食べ物を分けてくれなかった。その後、一週間位かかってようやく下関に着いた。

同原告らは下関で五日間位過ごしたが、その時は、野宿したりして過ごした。そして、そこで開船を見つけた。船代は三〇円であったが、手持ちは一〇円しかなく、残りの二〇円は船主に頼んで出してもらい、三〇人位が乗った木造の船で、下関から四日かかって韓国のウルサンという所に着いた。そこでその晩は過ごし、翌朝、ウルサン駅まで歩いていき、役人からご飯をもらい、汽車にも無料で乗せてもらって、ようやく平澤まで帰り着いた。国が解放されたことを帰国してから初めて知った。

10 同原告の家族は、ただ一人の男手であった同人が約一年間留守の間に、飢

えるまではいかずとも、徴用前に比べて非常に困窮した状況になっていた。しかし、小作地の一〇〇〇坪は母と妻が二人で苦勞して耕してくれていたの
で、帰国後、同原告は農業をしながら賃労働にも出かけて生活の建て直しに
努めた。農地解放の際に当時の小作地二〇〇〇坪を受けることができ、生活
は少しずつ良くなったが、息子三人は中学校、娘三人は国民学校までしか卒
業させてやれなかった。それは、同原告が全く学校へ行っていないので農業
しかできず、その農業も非常に苦しかったので、子供達が学齡期にあるとき
には十分なお金がなかったからであった。

11 同原告は、二〇年前くらいから胃腸が悪くなり、今も胃腸病に苦しんでい
る。病院に行きたかったが、経済的な理由で十分な治療はできず、お金の許
す範囲で薬を買って飲んできた状態であった。

同原告は、帰国してからは一度も来日はせず、被爆者手帳はもらっていない。何度か被爆者手帳をもらいたいと思つたが、結局今まで訪日はできていない。

現在は、妻と二人で細々と農業を営んでいるが、生活は楽ではなく、子供たちの援助をあおいで生活している。年金等の支給は受けていない。

八 原告申 [] (シン・ [])

1 右原告は、一九二三年三月一〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「高原 [] (たかはら・ [])」であつた。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡宵北面高棧里四一七番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母、妻、娘一人、弟が二人であ

った。家族の仕事は農業で、七五〇坪の自作地と少しの小作地を耕作していたが、父は片足が不自由であったため、同原告自身が一人で仕事をしていた。

同年同月、同原告のところに面事務所の役人が徴用令書を持ってきた。次の日に平澤の旅館に集まり、そこで家族と最後の面会をした、このとき平澤郡の一〇の面から一〇〇人ぐらいが集まっていた。

同原告が召集を受け、集合場所に集まったときも、徴用についての説明は何ら聞かされていない。

3 それから、同原告らは平澤駅から貨車に乗って釜山に連行された。広島までは日本人が同原告らを引率・監督して行った。連行中の監視は厳しく、自由行動は一切許されなかった。

4 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。三菱に着いたのは同年九

月のうちだった。同原告らに割り当てられた部屋は二階で、一〇畳の広さで六人がともに寝起きをしていた。そして、三菱から地下足袋一足、三菱の作業服上下、腕章、帽子を支給された。寝具は毛布二枚だった。

5 三菱に到着して工場裏の砂浜で約一〇日間訓練を受けた後、同原告はまず三菱重工広島機械製作所のベアリングの作業場に配属された。そこで三か月働いた後、鋳鉄工場へ配転された。そこでは溶解部の火を消してはいけないうことで夜勤もさせられた。毎日三時間の残業があり、朝七時から晩の八時まで働いていた。

6 三菱での生活は、監視が厳しく、労働時間も非常に長かった。朝鮮人徴用工らの食事はじゃがいもやさつまいもの混じったご飯ばかりだったので、日本人には良いものを出しているのに自分たちにはこんなものしか出さないの

かということ、食堂で働いている日本人を殴りつけたこともあった。しかし、その後も食事の内容が良くなったということとはなかった。

7 一九四五年八月六日は、朝八時前に鑄鉄工場に入り、始業前に原爆が投下された。同原告は工場の外にいて被爆した。工場の屋根が吹き飛んだりしており、外傷は負わなかったが、爆風で舞い上がった砂が目に入り目が痛くなった。原爆が投下されるや、三菱の職員は工場からいなくなり、同原告はそのまま寄宿舎に帰った。三菱重工の社員は八月六日以降はほとんど解散状態になっていた。

同原告は八月六日から四日くらいは西寮にいたが、その間はどこかからかぼちやを取って来て煮て食べたり、芋ご飯をもらって食べていた。

8 その後、他の徴用工一人と市内に出て、三日間ほど被爆した死体を集める

仕事をして日当一〇円から一五円くらいをもらった。そして、その金で下関まで汽車に乗り、同年八月下旬、開船に乗って釜山に帰った。その開船には二〇〇人くらいが乗っていた。同原告は開船代を二〇円払った。二〇日間かかり、途中対馬に立ち寄って握り飯等をもったりしながら、やっこのことで帰国した。

9 平澤に帰郷してみると、足の不自由な父が一人で農業をしていたが、小作地がなくなっていた。訓練を受けているときに三菱の人が、家にお金を送ってやると言ったのに、帰ってみるとその約束が守られていなかった。そのため父母は大変苦勞していた。その上、その後実施された農地解放のときにも、結局農地を取得することはできなかった。

10 同原告は、一九八四年と一九八八年など今までに三回、広島の原爆病院へ

渡日治療に行き、耳の手術、腎臓の手術、そして大腸の手術を受けた。被爆者健康手帳も持っている。また、両方の耳から膿が出たため、韓国の指定病院に通って治療を受けている。耳は原爆が投下されたときの爆風による砂ぼこりのためであるらしい。

11 同原告には三人の娘と二人の息子がいるが、皆を結婚させるために所有していた土地を全部売ってしまい、現在は家もないし、また妻もなく、一人暮らしである。

元 原告白

（ペク・

）

1 右原告は、一九二〇年七月二五日生まれの子であり、創氏改名による日本名は「泉原（いずみはら・）」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡宵北面閑山里五三九番地から徴用された。徴用当時の家族は、母、兄、兄の妻、兄の娘一人、妻、娘一人、弟二人であった。家族の仕事は農業で、三〇〇〇坪のうち、二〇〇〇坪が自作地、一〇〇〇坪が小作地だった。同原告は、それを兄とふたりで耕作していた。

同年同月、同原告のところに徴用令書が面事務所の職員により届けられた。そのときには、「徴用令書が出たので、一年間日本へ行け。」という話があったただけだった。受け取ったときは、いやだとも言えず、強制的に行かなければならない状態だった。令書を受け取ったときに、四日か五日後に面事務所集合するように言われ、そして平澤郡庁前に召集された。郡庁の前には相当多くの人が集まっており、日本人が一人来ていて、その人たちの引率で

日本まで連行された。

3 同原告は機械製作所に徴用されると聞かされ、平澤駅から釜山までは貨車で連行された。

4 同原告は、広島では西寮に居住を命じられた。同じ部屋に一六名が一緒に入り生活していた。部屋は畳一枚にひとりが寝ることができくらいの狭さだった。

5 同原告は鋳鉄工場の溶解部で仕事に就かされた。そこで日本人の班長の言われるままにいろいろな仕事をした。同じ班に一人残業をする人がいたが、同原告自身は残業はなかった。

6 賃金は、封筒に入ったものを原告村から受け取っていた。

7 食事は量が非常に少なかったためとても腹が減った。内容は、たくあんと

おかず一品と汁といったもので、ごはんの量が少なく、早く家に帰りたいと思う一念であった。同原告は家族と手紙のやりとりもしており、徴用にとられて約一か月後に、数えで三歳の娘が亡くなったという手紙が届き、ますます早く帰らなくてはという思いが強くなった。

8 一九四五年八月六日、同原告はたまたま体の具合が悪く寮におり、そのとき寮で被爆した。ドーンという音がして爆風が吹いたが、自分の寝ていた寄宿舍は大丈夫だった。寄宿舍にいて市内で大変多くの人が死んだという話を聞き、市内に出てみると、市内は火事になっており、それはひどい状態であった。その日にはもう寄宿舍から三菱の者は誰もいなくなり、翌日同原告も三菱を離れた。

9 その後、広島市内には居ることができない状態であったため、離れたところ

ろにある韓国人の飯場に行き、一五日間くらいを過ごし、その後他の徴用工ら四、五人とトラックに乗って下関に行った。すると、帰国しようとする韓国人が何人か集まってきており、一緒に帰国を三日ほど待った。そして、下関から無料の連絡船に乗って同年九月に帰国した。

10 平澤に帰郷してみると、徴用で不在の間に小作地を兄一人で耕作しなくてはならなかったためかなりの部分が取り上げられ、少しだけしか残っていないかった。国が解放されたことは帰国してから知った。

11 帰国して一〇年後くらいから、皮膚病にかかり胸の皮膚がかゆくただれたようになり、大きく変色した。慶熙病院に行つて治療を受け、他の箇所は治つたが胸は治らず、今も原因がわからないので日本へ行つて治療を受けたい希望を持っている。しかし、治療を受けに行くと家族らが生活できなくなる

ため、十分な治療が受けられず現在に至っている。

12 同原告は、現在、農業で生計を立てている。自作地が三〇〇〇坪あり、一人でそれを耕している。息子が二人、娘が一人いるが、みな結婚して別々に生活しており、現在は夫婦二人暮らしである。収入は一年間で四五〇〇万ウオンがやっとという状況である。

○ 原告金 [redacted] (キム・ [redacted])

1 右原告は、一九二三年四月二〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「金本 [redacted] (かねもと・ [redacted])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡玄徳面雲井里二四番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母、姉一人、兄一人、弟五人、妹

一人、妻及び子供一人であった。仕事は農業であり、同原告とその父とで四〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

3 同年同月、同原告の家に、面事務所の労務係が徴用令書を持ってきて、その三日後に面事務所に召集され、郡庁へ連れて行かれた。面事務所では「一年後には帰らせる。」と聞かされ、郡庁では引率者がいて、その引率者のなすがままにされるほかない状態であった。郡庁には、警察のような者もいて、同原告らを監視していた。

4 その後、平瀬駅から貨車で釜山に運ばれ、そこから船に乗って下関まで連れてゆかれた。そして、汽車に乗って、広島の三菱重工に到着した。同原告らが乗せられた貨車は軍用汽車で、同原告らしか乗っておらず、狭いところに長時間座らされて身動きもままならなかった。同原告は、貨車内で苦しみ

に耐えながら、生きて再び故郷に戻れるのだろうかと不安に苛まされた。

5 広島に着くと、同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は一二畳の広さで、そこに一二人が収容された。

6 三菱重工広島製作所では、鑄鉄工場に配属され、毎朝、六時に起床・点呼があり、掃除をして、七時に寮の食堂で朝食を食べ、八時から午後六時まで働かされた。工場では日本人の班長が仕事を命じ、また、監視をしており、残業もときどきあった。工場の食事はとても足りるものではなく、爰に米の混じったものやさつまいもの混じったものが主であった。

7 同原告の賃金はとても少なかったが、給料の半分は故郷の家族に送り、残りから貯金をして、それから自分たちに渡すのだと聞いていた。

始めのうちは、家族と何度か手紙をやりとりしたが、同原告が出すときも

家族からもらうときも、手紙は全て三菱の人に検閲されていた。そして、手紙をだんだんやりとりできないようにされていった。

8 寮では朝鮮人徴用工だけが一五〇〇名くらい集められて収容されており、朝鮮人徴用工に対しては、寮長・中隊長・憲兵の監視があり、同人らは目に止まった者を呼びつけていた。

9 一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は工場内にいた。寮の方に行ってみると、建物が崩れて怪我をした者もあり、後日、看護婦などが来て、治療をしていた。工場では、仕事どころではなかったため、山の方の飯場へ徴用工一人くらいで行き、山とふもとの方を行ったり来たりして二、三日過ごした。その間、飯場の韓国人に頼んで日雇い仕事をさせてもらって金を稼ぎ、それから寮に帰って、金のある者が韓国人のところへ行つて

食べ物を買ってきたりして、しばらく食いつないでいた。

10 八月一五日に国が解放されたことは、三菱の工場で知り、その日からしばらくした頃、韓国に送ってやるという話があり、その噂を聞いて徴用工が〇〇名くらい集まってきたが、いつまでたっても連絡船は来なかった。それで、同原告は、一〇人位の人と下関まで行き、開船で帰ろうと決めて、広島を離れた。

11 その後、同原告は一〇円の汽車賃を払って広島から汽車で下関まで行き、下関で二〇〇円を出して木船に乗って釜山まで帰った。その金は、被爆後に広島の飯場で稼いだものである。そして、一九四五年八月三〇日にようやく帰郷できたのである。

12 同原告が徴用されている間、父や兄弟たちが農業をやっていたので、一部

の小作地は取り上げられていたものの、家族の生活に大きな変化はなかった。そして、同原告は農地改革の際に、三〇〇〇坪の農地を五年間のローンで受け、しばらく農業を続けたが、農業は弟に任せて、三八歳のときに妻と娘を連れてソウルに移り住み、二〇年間、野菜を売って暮らしてきた。ソウルでの暮らしは初めのうちは野菜の売上も少なく、子供を育てるのにたいへん苦労した。

13 同原告は、若いときによく頭痛がし、一時期治つたものの五〇歳代で再発し、それ以降、治療薬として漢方薬を飲み続けている。この薬代には、一月三〇万ウォンもかかっている。また七年前には肝炎にかかっている。今では保険もあるが、検査は自費で負担している。

ニ 原告朴■■■■(バク・■■■■)

1 右原告は、一九二三年三月四日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「新井■■■■(あらい・■■■■)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡彭城面老陽里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、妻、第五人であった。仕事は農業で、同原告が主力となつて一ヘクタールの小作地を一人の弟と一緒に耕作していた。当時の生活は豊かな状態ではなかった。

同年同月、徴用令書を受け取つた三日後に平澤の旅館に召集され、そこから城東普通学校に連れて行かれた。

3 普通学校に集められたときに、郡庁の労務課長が「徴用先は炭鉱ではなく、待遇もよい。きちんと給料もくれる。家族の生活費として給料の半分を送つ

てやる。」と演説していた。

4 その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島三菱重工に到着したが、その間の状況は、原告朴昌煥と同様である。

5 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、第三中隊に配属された。

6 仕事は、三菱重工広島機械製作所の鑄鉄工場で鉄鉋石を砕いて溶鉋炉に運んで入れる内容であった。

同原告は、徴用前からリュウマチを患い、脚や腰が痛い状態で働かざるを得なかった。三菱重工においては、健康な人も病気のものも同じ待遇であった。

7 賃金は月額二八円くらいであった。同原告の理解では、一日あたりの手取りの賃金が七〇〜八〇銭くらいと思っていた。

8 三菱重工での食事はサツマイモや麦を混ぜたご飯と沢庵、味噌汁程度であった。食事の量は少なく、いつも空腹の状態であった。正確な時期は不明であるが、徴用工の間で食事についての不満がつのり、徴用工たちが、「こないたんだものを食べさせるな。」と、日本人の食堂従業員に向けて、食事を投げつけるようなことが起こった。憲兵が来てようやく騒ぎは収められた。同原告は、広島では、国から遠く離れて、家族のことばかりを考えていた。空襲警報がなると日本人は最初に防空壕に隠れるが、韓国人はそういうこととはなかった。韓国人が死のうが生きようが、日本人には関心がない状況であった。

9 一九四五年八月六日、同原告が丁度仕事を始めようとしたときに原爆が投下された。同原告は、何が起こったのか分からなかったが、全くの混乱状態

で、このときは、原告らもとっさに防空壕に逃げ込み、幸いけがはしなかった。

その後は、三菱重工の社員からは何の指示もなされなかった。そこでは食べるものもなかったもので、とにかく田舎の方へ行こうと思い、一人で広島の郊外に行った。そこで、二〇日間位ある農家で仕事を手伝いながら、食べさせてもらい、泊めてもらった。

その後、何人かの朝鮮人の人達と一緒に下関に行くことになり、歩いたり、汽車を乗り継いだりして、下関までたどり着いた。

10 下関についてから九月中旬頃まで、下関の近くの農家で働きながら滞在させてもらった。そして、下関から、二〇人位で闇船を雇い、釜山の近くに着いた。闇船代は四〇円位で、木造の小さい船で、大変怖い思いをして、四日

位かかって帰り着いた。船の着いたところから、平澤まで歩いて一週間位かかってなんとか帰った。

11 平澤に帰郷してみると、同原告が不在の間に、家族の生活は極めて困窮化していた。一番大きな問題は、家族が小作地を全部とりあげられてしまったことであり、家の人達は、近所の農家に手伝いに行つて何とか生活を支えている状況であつた。結局農地を全て失つていたので、その後の農地解放のときにも土地の分配を受けることは全くできなかった。

同原告は仕方なく、農業につくことはできず、借金して船を買い、船を貸してその収益でなんとか生活を支えていくことになった。その仕事を一九七二年までやり、その後は、農業を営んでいる。

現在の生活はあまり楽な状態ではない。年金等の支給も受けていない。

12 帰国してからの健康状態はあまりよくなり、背骨が悪く、肩や腕に変調をきたし、九年前に背骨の手術を受けた。これまで、一九八五年に日本に渡り検査を受け、そのとき被爆者手帳の交付を受けている。

三 原告李

1 右原告は、一九二三年四月二四日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「吉本」(よしもと)であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡浦升面石井里一七〇番地から徴用された。徴用当時の家族は、母、父、兄、兄嫁、甥六人であった。仕事は農業で、田畑合わせて二〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

同年同月、面事務所の者から、家で直接、徴用令書を受け取った。面事務

所の人が、「徴用令書が出たので、日本の広島へ行け。」と言った。徴用の期間は知らされなかった。突然のことだったが、当時はいやだとも言えず、言われるままに徴用に応じた。ハングル語で集合時間と場所が書かれた書類をもらい、令書を受け取って三、四日後に、指定の時間に、平澤の城東普通学校に召集され、そこから平澤駅へと連れて行かれた。学校には日本人も三、四人来ていた。

3 普通学校には約二〇〇名の徴用工が集められていた。そこで「日本へ行ったら韓国よりも高い俸給を出してやる。」という話があった。そしてそこにいた日本人が原告らを広島まで引率した。

4 その後、平澤から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着した。

5 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。ひとつの部屋に八人が寝起きしており、非常に狭かった。いつも足どろしが向かい合うような形になって寝ていた。

6 同原告は、三菱重工広島製作所では、鑄鉄工場に配属され、いろんな工程の仕事で日本人の班長に言われるままに行っていた。コークスを焚く仕事等にも就かされた。溶かして鉄で何を作るのかと聞いたら戦艦を作るのだと言われた。工場の事務所の小隊長と中隊長は京畿道高陽郡の人だった。用事があるときにはこの人に言い、この人が通訳をしてくれた。

7 賃金は、ほとんどは食べ物を買うことに使い、飢えをしのいでいた。給料は封筒に入っており、毎月ひとりずつ工場の事務所で高陽郡の人から渡された。封筒には何か日本語が書いてあったが、同原告は日本語が読めず意味は

分からなかった。給料を受け取るようになって三、四か月経ったころ、ある徴用工から朝礼のときに給料があまりに少ないという文句が出た。その文句を事務所にいた高陽郡出身の中隊長が三菱の事務所の職員に通訳したところ、朝礼や月給を受け取るときに「一部を今渡し、残りは国に帰るときに渡す。」という話があった。それで同原告は、手取分以外の給料の残りは貯金されていることを知った。

8 三菱での食事は非常に粗末で、ワカメやジャガイモや豆だけということもあり、小麦やさつまいもが混じることが多かった。量も不足して常に腹が減っていた。また、朝礼が毎朝行われたが、週一回、運動場に三菱の偉い人が出てきて、「逃げれば銃で撃つたり、あるいは叩いて殺す。」というように話をした。そういう話を聞いていたため、怖くて、逃げようなどということ

は考えられなくなっていた。

9 一九四五年八月六日、建物の外で、大きな鉄の固まりをハンマーで叩き切る仕事を命じられていたとき、飛行機が南からやってきて何かを落としてゆくのが見え、原爆が投下され、同原告も被爆した。その日は他の徴用工と三人一緒に広島市の周辺に出てうろうろし、自分たちで天幕を張りそこで寝た。

10 次の日、同原告らは三人で呉まで歩いてゆき、呉から三日後に汽車が動き出したので、三人で汽車に乗り込んで下関に行った。下関で三日過ごす、船が来たので、その船で働いていた韓国人に頼んで内緒で乗せてもらい帰国した。

そして、釜山から金泉まで歩き、そこで汽車に乗り、平澤まで帰った。その途中で祖国の解放を知った。その間は、お金もなかったもので、農家へ立ち

寄ってご飯を食べさせてもらうなどしながら旅をした。

11 同原告は、徴用中に兄が病氣だという手紙を受け取っていたため、何とか早く帰国したいという思いで必死だったが、平澤にたどり着くと兄は既に病死していた。また徴用中に、兄が亡くなって父一人になっていたため、小作権の多くを失っていた。同原告は残された小作地で農業を始めたが、土地も少なく、生活するのに非常に困窮することとなった。

12 帰国後、同原告は、原爆の放射能を浴びたため、長く座っていると左脚が痺れてくるといふ神経痛に苦しむようになった。一二年程前に日本の長崎の原爆病院へ行き、三か月の治療を受けたが、残念ながら今のところ効果はな
いままである。

13 同原告にとつては、徴用により家族と引き離され、その間親孝行を出来な

かつたことが一番残念なことである。兄の死後、六人の甥の面倒は両親がみていたが、その両親も同原告の帰国から二、三年後に亡くなった。

同原告は、帰国後二六歳で結婚し、五人の息子と三人の娘が生まれた。農地改革のときに自分が小作していた六〇〇坪が払い下げになったので買い受け、四、五年で返済を終えた。当初から左足が悪かったが、しばらくして両足が痛みだし、農業は大変であったが現在も続けている。子供らはみんな結婚し、夫婦ふたりで自分の所有する土地を耕して暮らしている。しかし、米が二かまぎ程度しか収穫できず、お金は子供らが少しずつ援助してくれているものの、食べてゆくのがやっとという状態である。

三 原告張

（チャン・
）

1 右原告は、一九二三年九月一九日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「張原■■■■（はりはら・■■■■）」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡彭城面から徴用された。徴用当時の家族は、祖父母、父、妻、兄の妻であった。当時既に母は亡くなり、また兄は満州へ行き不在だった。仕事は農業で、四〇〇〇坪の小作地を耕作していた。自作地はなかった。

同年同月、同原告が田畑に出ていた留守に突然面事務所から徴用令書が届けられ、父か祖母が受け取った。その二日後、面事務所の人に平澤駅に連れて行かれた。駅前には一〇〇名くらいの人が徴用されるために集まっており、そこには日本人もいて、その人が三菱まで引率していった。徴用については、面事務所の書記から、「日本の広島へ徴用に一年間行け。」と聞いただけで

あつた。同原告は、徴用に応じて日本に行くと、もう生きて帰れないと思つたが、怖くていやだともいえなかつた。

3 その後、平澤駅から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島三菱重工に到着した。

4 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。寮では一二畳の部屋に二人が生活していた。

5 三菱重工広島製作所では、同原告は鑄鉄工場に勤務を命じられ、主に鉄の固まりをハンマーで叩き切る仕事に就かされたが、その他鑄鉄工場のいろいろな工程を手伝うことがあつた。溶鉱炉で鉄を解かす仕事等、いずれも重労働で、非常にしんどい仕事だつた。勤務時間は時計も見ることができなかつたので定かではない。

6 賃金は工場の中にある事務所へ行って受け取っていたが、その賃金をくれる人が、家族への送金の話をしていたので、その分が差し引かれていると思っていた。

7 三菱では食事がひどかった。徴用されてずいぶん経ったころ、腐ったご飯が出て喧嘩をしたことがあった。また、逃亡する人がいるという話はよく聞いたが、同原告は逃亡してもどうするあてもなかったため、逃亡することもできなかった。

8 同原告は、一九四五年八月六日朝、工場に行き、倉庫から大きな机を二人で運搬している最中に被爆した。建物の外にいたときに、空に白い飛行機が見えたと思ったら、パーンと爆発音がしたので、とっさに机の下にもぐりこんだ。爆発音の後、爆風で吹き倒され、強くたたきつけられたとき、右の額

が陥没した。同原告は、しばらくは机の下で避難していたが、市内の方を見ると黒い煙が巻き上がっているのが見え、防空壕の中へ逃げ込んだ。防空壕の中から見ると、今度は市内の方面で火の手が上がっていた。

同原告は、その日防空壕から出た後一旦は寮へ戻ったが、寮が斜めに傾いていたので、布団を引っ張り出し川辺で寝た。川辺にはのみがたくさんいて痒くてたまらなかった。食べるものもなく困っていたが、握り飯の配給があり、それを食べて飢えをしのいだ。

次の日は韓国人がたくさん働いている飯場へ行き、そこで過ごした。その次の日に市内に出ると、憲兵が韓国へ帰れという証明書を書いてくれ、それを持っているとただで汽車に乗れ、すぐ下関に行った。下関からは開船代五〇円を払って帰国した。開船代は、貯めていた給料と、服や寮にあった蚊帳

を持ち出して売ったお金などで作った。

9 原告が平澤に帰郷してみると、兄が解放前に満州から帰ってきてはいたものの、徴用された後田畑を耕す者がいないため、小作地の四〇〇〇坪を全部取り上げられていた。

10 帰国後、同原告は右脚が痛くなり、二〇年前頃から胃腸も悪くなった。二〇数年前には、被爆した際に負った額の陥没の傷が原因で、突然意識がなくなって倒れ、手術をすることになった。医師には一〇〇人に一人も助からな
いと言われたが、幸いにも手術が成功し、一命を取り留めた。ただそのときに手術代として四五〇万ウォンもの大金がかかり、大変苦しい生活を強いられることになっている。一〇年前には韓国で圧腰の手術を受け、また渡日治療で腹の手術も受けた。さらに、五年前にも意識不明になって左の頭部の手

術を受けている。今も脚が痛く、胃腸も悪いので、薬を飲んでいる状態である。

11 同原告にとって一番大きな被害は、徴用中に四〇〇〇坪の小作地が取り上げられたことであつた。そのため他の家の農業を手伝つてお金をもらつて生計を立てて来ざるを得なかつた。一所懸命働いたおかげでわずかな農地を手に入れることができたが、その財産も手術代を捻出するために売り払い、今は何の資産もない。また、一九九五年七月ころから右腕が徐々にやせ細り全く力が入らなくなつて仕事が全くできない状態になり、現在収入は全くない。末息子とその嫁、孫息子と孫娘の五人家族で、生活費は商売をしている息子が何とか支えてくれている。借家に住んでおり、持ち家もない。

同原告の家族の生活は今も苦しい上、子供も病気がちである。子は息子が

三人と娘が一人おり、みな一応結婚はしているが病弱で病院通いをしているが、ただ原因はよくわからない。末息子は腰が悪く、手術を受けている。

原告申 (シン・)

1 右原告は、一九一九年九月五日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「大川 (おおかわ・)」だった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡青北面高棧里二三六番地から徴用された。徴用当時の家族は、母、妻、娘一人であった。仕事は農業で、一五〇〇坪の小作地を耕作していた。

同年同月、同原告のところに面事務所の役人が徴用令書を持ってきたのを自分で受け取った。一週間後くらいに平澤の城東普通学校に召集され、そこ

で家族と最後の面会をした。

3 召集を受け、集合場所に集まったときも、同原告には徴用についての説明はなされなかった。令書には、集合場所くらいしか書かれておらず、全く説明を受けられないままの徴用だったので、家族もとても心配していた。

4 それから、同原告らは平澤駅から貨車で釜山に連行された。釜山から、同原告らは日本人に引き渡され、その日本人が広島まで引率・監督して行った。連行中の監視は厳しかった。

5 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。三菱に着いたのは同年九月のうちだった。同原告らに割り当てられた部屋は二階で、一二人が一緒に部屋で、一人一畳分くらいの広さの部屋でともに寝起きをしていた。

6 同原告は、三菱について工場裏の砂浜で約一〇日間訓練を受けた後、三菱

重工広島機械製作所の鑄鉄工場のエンジンの型を取る現場に配属された。石炭と砂を混ぜて機械の型を作る仕事だった。労働時間は朝八時から夕方六時までだった。夜勤や残業はなかった。

7 賃金は、工場の事務所で事務員がくれた。半分は日本政府に送って政府から家族に送るといふ話を聞いていたが、家に帰ってみると一円も送られていなかった。同原告は字が書けなかったので家族との手紙のやりとりはなかった。

8 三菱での生活は、監視が厳しかった。食事は量が少なかったが、みな同じだと思って我慢せざるを得なかった。

9 一九四五年八月六日、工場の外で飛行機が飛んでいるのが見え、煙を出して飛んでいるのでおかしいと思っていると、原爆が投下され、同原告も被爆

した。朝出勤して作業に入る前のことであつた。外傷は受けなかつたが、原爆が投下された直後の爆風は恐ろしく、いろんなものが飛び建物も壊れた。

原爆が落ちると、三菱の職員は工場からも寄宿舍からもいなくなり、同原告は寄宿舍に戻つて三日間くらいを過ごした。その三日間は市内へ出て知らない人に事情を言い、頼んで食べ物を買ってもらい、何とか食いつなぎ生活をしていた。

10 その後、三菱を出てから石高というところで仕事をしていたときに、国が解放されたことを知つた。それから下関へ行き、八月下旬に下関から開船に乗つて釜山に帰国した。帰国するとき、波が高くて対馬で一泊か二泊した。

11 平澤に帰郷してみると、徴用で不在の間に、小作地の耕作権が全くなくなつていた。家族は農業が十分できず苦勞していた。

12 国へ帰ってすぐ、皮膚病に罹患した。最初に青い斑点が出てすごく痒く、何日かすると赤くなるのである。それが現在まで続いており、薬を買って塗るが、その薬代だけでも相当な金額になっている。一か月に二日ほど、病院に通っている。同原告は被爆者健康手帳は持っていない。

13 同原告は現在、仕事はしていない。住まいは借間で家族は夫婦二人である。子供は六人で、息子が四人、娘が二人だが、みな結婚して別々に暮らしている。生活費を子供たちから少しずつ援助してもらい慎ましく暮らしている。社会保険事務所の名簿にも、同原告の名前は出ていなかった。自分が徴用されたことは他の徴用工が大勢知っていることであり、なぜこのようなことになっているのかと非常に腹立たしい思いである。

三 原告金 [redacted] (キム・ [redacted])

1 右原告は、一九二三年四月二〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「慶金 [redacted] (よしかね・ [redacted])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住してた平澤郡青北面玉吉里二九一から徴用された。徴用当時の家族は、父母、妻、子供一人、姉一人、兄三人及び妹一人であった。家族の仕事は農業であり、同原告は、一二〇〇坪の自作地と一八〇〇坪の小作地を父とともに耕作していた。

同年同月下旬頃、突然、家に面事務所の職員が徴用令書を持ってきて「徴用だ。」と告げた。それから一〇日以内のうちに面事務所に召集された。

3 面事務所には五〇人くらいの徴用工が集められていた。そこに三菱重工の職員が来ていて、そこで同原告は、「月給をやる。給料の半分は家族に送る。」

服や靴も支給する。」という話を聞いている。そして、その三菱重工の職員らが同原告らを引率して行った。

4 その後、同原告は、平沼駅から鉄道（貨車）で釜山に運ばれ、最後は広島
の三菱重工に到着した。

5 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられた。同原告が配置された居室は、六畳の広さでそこに八〜一〇人が収容されていた。寮の周りには鉄条網が張り巡らされて逃亡ができないようにされていた。

6 同原告は三菱重工広島製作所での就労を命じられ、鋳鉄工場に配属された。そこで、同原告はクレーンの運転の訓練を受けた後、溶解場でクレーンの運転をさせられた。労働時間は一日一〇時間で夜勤もあった。現場では組長が同原告らを監視していた。工場の食事も少量の麦ご飯で、いつも空腹で、働

いていても何かを食べたくて非常に苦しい思いをした。現場ではひどい火傷をした徴用工もあり、また、原告ら徴用工と日本人との間にいつも何らかの差別があった。

7 同原告に支給される賃金は一か月三〇円で、夜勤をすると五〇円という約束と聞いていたが、同原告はその約束通りの賃金を受け取った記憶はない。また、貯金については、日本人の中隊長や組長から聞いたことがあったが、通帳などは所持していなかった。家族との通信の点については、三菱重工において検閲があったので「元気ですか。」ぐらいしか書けなかったし、家族からの手紙も同様であった。

8 寮での食事もある豆の入った麦ご飯に沢庵がつく程度であった。常に空腹に苦しめられ、食べられるものは何でも食べた。食事が粗末なので、食事を投げ

てけんかしたことが何回もあった。また、徴用前には服もやるという話があったが、実際には衣服の支給は一回あったただけであった。このように食事が悪く、服や靴も悪く、仕事ができなかったので、逃亡する人も何人かいた。同原告は、監視もきついし、見つかったときの制裁も怖かったので、逃亡することは断念した。

9 一九四五年八月六日、同原告が鋳鉄工場で就労中に原爆が投下された。建物のガラスが割れて、工場の小屋が風で倒れた。同原告の腕にもガラスの破片が刺さったが、手当てを受けることはできなかった。その後、同原告は寮へ帰ったが、寮へは負傷した人たちが集まってきて、艇身隊の女の人が出て治療をしていた。三菱重工の人は皆どこかへ行ってしまう、何の指示もなかった。同原告は一か月程度寮で過ごした。その後、石橋という鋳鉄工場の事

務員をしていた艇身隊の女性の家に行き、その果樹園の仕事を二〇日間ほどして過ごした。

10 同原告は、果樹園で稼いだお金で、一人で下関まで行き、そこから開船を雇って釜山まで帰った。そして、ようやく一〇月の末に平澤に帰りついた。

11 同原告が不在の間に、家族の生活程度は相当悪化していた。同原告は、帰国後はまた農業を始めたが、農地解放のときにも農地を取得することはできなかった。帰国後の生活は苦しく、欲しいものも買えない状態であった。

12 帰国後、同原告は、早い時期から頭痛がするようになった。一九八五年に広島原爆病院に入院し、蓄膿症、歯、頭痛の治療を受けた。一九八七年には、手が上がらなくなったので、韓国の慶熙病院で肩の手術を受けた。頭痛は現在も続き、病院で検査しても異常なしといわれている。

現在の生活は楽ではなく、年金の支給等も受けていない。

六 原告韓(ハン・)

1 右原告は、一九二二年一月一五日生まれの子であり、創氏改名による日本名は「西原(にしはら・)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡玄徳面から徴用された。徴用当時の家族は、父母、四人の弟、妹、妻であった。仕事は農業で、八〇〇坪の土地を小作していた。

3 同年同月、同原告のところに徴用令書が届けられ、平澤郡庁前に召集された。そこには一〇〇名くらいの徴用工が集められており、同原告らを迎えていくために日本人が一人来ていた。同原告は、そこで、一年間日本で働き、

給料の半分は家族に送金してくれるという話を聞いた。

4 その日は、平澤駅近くの旅館で一泊し、平澤駅から貨車にのって釜山に行された。釜山に着くと、身体検査を受けて、旅館でまた一泊した。そこで平澤を出てから初めて食事が与えられた。次の日、船に乗って下関に行き、下関ですぐに汽車に乗せられ、広島に連れて行かれた。広島に連れて行かれるまでの間、常に家族の事が心配であった。父は、当時病気を罹っていたし、弟たちは幼く、自分が農業をやらなければならぬにとばかり考えていた。

5 同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、六人部屋で生活することになった。

6 三菱重工では、同原告は機械製作所の鑄鉄工場で鑄型で部品を作る仕事に就かされた。一日六時間から七時間くらい働き、休日は月に二度ほどであつ

た。また、賃金は月四〇円くらいであった。

7 三發での食事は、安にさつまいもを混ぜたもので、量も少なく、食堂でデモが起こったことがあった。また、逃亡する者も少なからずいた。

8 一九四五年八月六日、同原告は工場で始業前に被爆した。幸い負傷せず済んだ。

9 同原告は、その後徳山の石油工場でブロック積みを一か月し、そしてまた広島へ戻り、そこで戦争が終わったことを知った。それで、故郷に帰ろうと思つて、同年一二月頃、下関から八〇人くらいで漁船に乗つてウルサンの港に帰りついた。この時の船代は三〇〇円であった。

10 平澤に帰郷してみると、不在の間に小作地を取り上げられていた。

11 帰国後、同原告は、頭痛に悩まされるようになった。同原告は農地も取り

上げられ、また健康もすぐれず、現在年金の支給も無く苦しい生活が依然として続いている。

モ 原告洪 [] (ホン・ [])

1 右原告は、一九二三年一〇月一六日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「前川 [] (まえかわ・ [])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた籠仁郡二東面魚肥里から徴用された。徴用当時、同原告は妻と二人暮らしであり、仕事は農業で、六〇〇坪の自作地を耕作していた。

同年九月頃、突然、同原告の家に徴用令書が届けられた。妻と二人暮らしであり、自分が日本へ行ってしまおうと働き手がいなくなり妻一人となる状態

であった。その五日後に、同原告は龍仁郡庁に召集された。

3 郡庁には約四〇名ぐらいの徴用工が集められていた。そこには派出所の主任の日本人と韓国人が来ていた。そこでなされた説明は、「日本の工場で人が不足しているので、月給も多く、家族に半分を送金するので安心して働くように。」という話であった。そして、「二年間働いたら家まで送り返してやる。」ということであった。郡庁でも監視はなされていた。

4 その後、同原告は、龍仁駅から汽車に乗せられて釜山まで連行された。釜山ではいくつもの郡から連行された徴用工が大勢集められていた。釜山にはたくさん日本人が来ており、監視もなされていた。そこでもまた「安心して日本へ行って働きなさい。」という話がなされた。そして、朝八時の船に乗せられ夕方下関に着いたが、下関に着く前にある島で全員が降ろされ、服

を脱がされて消毒された。下関から汽車で広島に着き、三菱重工広島機械製作所に連行された。この間、握り飯一つをもらって食べただけであった。

5 同原告は、三菱重工の寮に居住を命じられた。寮の部屋の大きさは一二畳位の部屋で、一二人が収容された。三菱では点数切符の配給があり、一年間三〇点で服(三〇点)や帽子(四点)や靴下(二点)をもらうようになった。また、毎朝工場で朝礼があったが日本人が日本語で話すので何を話しているのかわからない状況であった。

6 右製作所での就労については、鑄鉄工場で鉄をハンマーで叩き切る仕事に就かされた。仕事場に入るときにもいつも守衛がチェックして監視していた。危険な仕事で、幸いにも同原告は怪我はしなかったが、他の同僚の中には、ハンマーで誤って手等を叩き怪我をするような徴用工もいた。

7 労働時間は午前八時から午後五時か六時が定時で、夜勤が八時か九時まであった。夜勤をすればパンを一つもらえるので、そのためにもよく夜勤をした。一日の食事は三合の米であったが、空腹がちであり、このパンを食べるのが救いであった。

賃金は月三〇円余りであったが、他に同じ額の金が国の家族に送られていると思っていた。給料袋の封筒には前川という名前が書いてあっただけで、明細書はなかった。

8 工場や寮での食事は非常に量が少なく、同原告らは常に空腹に苛まれていた。給料はすべて食べ物を買うことに使っていた。また、一日に一〇本のタバコやたまに酒の配給があったが、それらも日本人の食べ物と交換していた。三發で何か文句を言うことなど出来ない状態で、自由など全くない状態であ

った。苦しくて逃亡する人がいるということも聞いていた。夏のある日のことであったが、食事に出された豆とさつまいもが腐っていたんでいたことから徴用工らが怒りだし、その食事を投げつけるなどして抗議したことがあった。

9 一九四五年八月六日、同原告が工場で丁度仕事を始めようとした時に、原爆が投下された。爆風で工場が壊れたので、同原告はすぐさま防空壕に逃げたが、そのさいに爆風で飛ばされ、転んで腰を強く打った。防空壕からは一時頃に出て、その日は壊れた工場の中で泊まった。

10 八月七日に、工場の近くにできた臨時事務所で、三菱重工の人間から休暇についての書類を受け取った。その時、一週間の休暇という説明を受けた。また、「こうなっても仕事はやるべきだから、一週間どこへでも行ってまた

帰ってこい。」と言われている。この休暇についての書類をもらった日本人は多かったが、朝鮮人徴用工はたまたまそこに居た二〇名くらいしか受けられなかった。その二〇名も自分一人のことで精一杯で、皆それぞれに散らばって行った。同原告は、どこへも行く当てがなかったので、一週間くらい広島にいた。市内は火の海で入っては行けず、一人で周辺をうろろろしていた。八月九日には、広島に住んでいた慶尚道のチョンという老人の家を訪ねてみたが、家も何もかもつぶれてしまっており、会うことができなかった。

一週間ほど広島で過ごした後、すぐ下関へ行って、そのの棧橋で荷物の上げ下ろしの仕事を始めた。同原告は、原爆投下時に打った腰が痛んで十分な働きはできなかったが、船会社の人たちが寝食の面倒を見てくれた。そのうち八月一五日を迎え、その後一五日くらい待って、船に乗って釜山に帰っ

た。

11 龍仁に帰郷したとき妻が大喜びしてくれたが、原爆が投下されたとき、家族は同原告が死んだものだと思い、妻も実家に帰っていた。

帰国して後に初めて判明したが、送金するといわれていた賃金の半額は送金されていなかった。

12 同原告は、原爆投下直後逃げるさいに腰を強く打ったのがもとで、以降、腰が痛くて十分働くことができなくなった。帰国後、また農業を始めたが、仕事も十分できず、また、病院通いで借金が増え、結局、二四歳のときに持っていた六〇〇坪の田畑を全部売ってしまうこととなった。それ以降は、よその農家の野良仕事を手伝ってお金をもらって暮らさなければならなかった。その間に、四人の娘と三人の息子が生まれたが、子供達は皆、中学校までし

かやれなかった。

同原告は、一九九五年に初めて日本に行った。腰の治療の為に一週間程島の病院に通った。そこで初めて被爆者手帳の交付を受けた。同原告は今でも腰痛に悩まされている。

同原告は今も妻と二人で細々と農業をしているが、四〇〇坪程の農地しかなく、生活は楽ではない。二人がようやくよく食べていける程度である。年金等はもちろん受けいない。

六 原告崔 (チェ・)

1 右原告は、一九二三年一〇月二二日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「石浦 (いしうら・)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡松炭面から徴用された。徴用当時の家族は、父、妻、兄二人、そしてそれぞれの兄の妻、第一、妹二人であった。徴用当時は同原告が結婚して一か月するときで、父親の家の近くで妻と生活していた。同原告は結婚したばかりで、同原告が近所の農家の農作業を手伝い、その収入で生活していた。

同原告の自宅に、同年同月、突然、面事務所から徴用令書が届けられ、郡庁に召集された。郡庁の周りに一〇〇〇人位の徴用された人達が集められた。そこで、指揮をしていたのは、日本人であり、赤い色の線が入った腕章をつけていた。その時の説明は、同原告が理解できたところでは、ただ日本に行く、ということだけで、賃金のことや、仕事のこととは全く説明はなかったように記憶している。とにかく二年間日本に行く、という話だけであった。

3 その後、同原告らは平澤郡庁から平澤駅に連れて行かれ、平澤駅から鉄道で釜山に運ばれ、最後は広島県の三菱重工に到着した。道中は、常に日本人らの監視がついており、その人達の言うことを聞かなければ殴られたりした。

4 広島に到着後、同原告らは、三菱重工の西寮に居住を命じられた。寮の部屋は、一二畳の大きさの部屋に一二人が入れられた。

5 同原告の配属されたところは、三菱重工広島製作所であり、そこでは、鋳鉄工場で鉄を溶かし、流し込む仕事であった。慣れない仕事で、非常に厳しい仕事であった。幸いにも怪我をしなかったが、他の人が怪我をした話は聞いたことがある。

6 賃金は月に四〇円位もらっていた。同原告は、給料の額が低いと思ったので、何故このように給料が少ないのか、と一度班長（徴用工）に聞いたこと

があるが、班長は、給料の半分は国に送ってくれていゝらしい、と答えてくれた。給料は、毎月もらっていたが、最後の二か月分の給料をもらっていない。

7 寮での食事は、同原告にとっては量としてはそれなりであったが、日本人の食事はご飯とおかずが別にでてくるのに、徴用工の食事は、ご飯の上に漬物に乗ったような粗末なものであった。そこで、ある日、徴用工らが怒り出し、出された食事を投げたり、ガラスを割ったりという騒ぎに発展した。そして、憲兵が入ってきて、何人かの徴用工が連行されていった。

8 一九四五年八月六日、同原告は工場の中で被爆した。強烈な爆風であったが、幸いにも怪我はなかった。

同僚たちは皆ばらばらになってしまった。その後、原告は、何日か広島にいたが、寮での生活はできなかつたので、とにかく寝泊まりできるところを見つけて生活していた。三菱重工からは、誰からも何の指示もなされなかつた。

同原告は、同じ徴用工の同じ部屋の同僚である、京畿道高陽郡出身の人と一緒に二人で下関まで歩いて行かざるを得なかつた。そして、そこから釜山まで船で帰つた。

9 平澤には九月始め頃に帰つた記憶である。帰郷してみると、同原告の妻が一人で生活していた。妻は近所の農家で手伝いをして生活を支えていた。

帰国後の職業は、農業であるが、土地がなかつたので、以前と同じく近所の農家の手伝いをして生活を支えていった。

10 帰国後の健康状態は、以前と比べて、視力が極端に落ちた。また、胃が悪くなり、膝も弱っていき、病院にもよく通った。

帰国して以降、同原告は、日本に一度行ったことがあるが、被爆者手帳の交付は受けていない。

11 子供が六人（娘が三人、息子が三人）できたが、現在同原告は、妻と二人で生活している。そして近所の人の少しの農地を借りて、細々と農業をして生活を維持している状況であり、時に、子供が小遣いをくれる程度である。年金の給付等全く受けておらず、生活は非常に厳しい状況にある。

元 原告崔 (チエ・)

1 右原告は、一九二三年二月二六日生まれの男子であり、創氏改名による日

本名は、「西島 [] (にしじま・ [])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた松炭面佳才里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、兄、妊娠中の妻であった。日本に行ってから二か月して息子が産まれた。徴用されたのは、学のない、小作の子が殆どであった。同原告は農業に従事し、四〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

3 同原告のところに、同年同月、突然、面事務所の職員が徴用令番を持ってきた。そして、家の近所の人達と一緒に面事務所に集められ、日本で一年だけ働けばよいのだと聞かされた。面事務所の人に連れられて、平澤駅近くの旅館に行き、そこで一晩泊った。面事務所には、同原告らを日本に連れて行くために日本人も来ていた。

4 その後、同原告は、平澤駅から貨車で釜山に運ばれ、そこでも一晩泊まり、

次の日に船に乗って下関まで連れて行かれた。平瀬から下関まで行く間、食事は握り飯を一個もらって食べただけであった。下関からは汽車に乗って広島
島の三菱重工に連れて行かれた。

5 広島では、同原告は、三菱重工の寮に居住を命じられた。部屋には一〇人
くらいが一緒に生活していた。

6 三菱重工広島製作所では、同原告は、鑄鉄工場で鑄型から部品を取り出し、
けばを取ったりして部品を仕上げる仕事に従事した。冷めるまではとても熱
い部品を扱うので、危険な仕事であり、また残業は毎日であった。残業をす
るとうどんのようなものを一杯くれたので、同原告は、それをもらいたいが
ために残業していた。普通くれる食事だけでは、おなかがすいて仕事どころ
ではなかったが、仕事をさぼることはできなかったので、なんとか食べ物を

もらおうとしたのであった。

7 賃金は事務所で女子事務員から受け取っていた。金額は残業代を合わせて四〇円くらいであった。賃金の一部は故郷にいる家族に送っているとのことであった。また、一部は貯金にしていると聞かされていた。

8 寮での食事は量がとても少なく、夜に少し米が混じった御飯とさつまいもの汁とたくわんが主であった。傷んだ御飯が出されたこともあり、同原告が「人をこんなところまで連れてきて働かせておいて、どうしてこんな飯を出すのか。腐った飯を食べて働けというのか。」と配膳係に抗議したところ、「空腹などで食料の供給路が断たれてしまったので、仕方がない。」という回答であった。そこで、同原告は、日本人の工員たちのところへ行き、同原告らの食事を確かめてみると、傷んでいない普通のちゃんとした御飯が出され

○

ていた。同原告は、その茶碗を日本人工員からひとつ借りて配膳係に持ってゆき、「日本人には、ちゃんとした御飯が出ているじゃないか。」と再度抗議すると、配膳係はだまされたままなんら答えようとしなかったため、騒ぎになったことがあった。

9 一九四五年八月六日、同原告は工場の中で被爆したが、幸い負傷はしなかった。

10 その後、日本人たちはどこかに逃げだしてしまい、工場には韓国人しかいなくなった。仕事を命令する者もなく、御飯を作ってくれる人もなかったため、同原告は、工場を出て何とか食いつないだ。そして、ようやくのことで下関にたどり着き、小さな漁船に乗せてもらえることになったので、料金を払い、同年九月頃、ようやく釜山にたどり着いた。

11 平澤に帰郷してみると、家族は無事ではあったが、小作地は取り上げられてしまっており、とても貧しい暮らしをしていた。

12 帰国後、皮膚病に悩まされ、また腰の痛みに苦しめられている。医者によれば、被爆したことが原因であるとの診断であった。

原告黄 [] (ファン・ [])

1 右原告は、一九二三年一月一〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「黄原 [] (きはら・ [])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡西炭面金角里二一八番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母、弟二人、妹三人、妻で、妻のおなかには同原告の子供がいた。仕事は農業で、三〇〇〇坪の小作地を耕

していた。弟はまだ幼かったため、父と自分とで仕事をしていた。

同年九月初め頃、突然、同原告の家に面事務所から徴用令書が家に届けられ、自分が直接受け取った。当時は、どこに行くという話もなかったが、行けと言われたら行かなくてはならなかった。受け取って何日か後、城東普通学校に召集された。

3 同原告は、どこに行くのかもわからないまま連行され、着いたのが広島のも三菱だった。釜山からは日本人が同原告たちを引率して行った。

4 同原告は、三菱では鋳物工場に配属させられた。寮は西寮だった。部屋自体は大きかったが、大人数だったためひとつの布団に二人ずつ寝なくてはならなかった。

5 同原告は、鋳物工場では、溶解部に配属し、鉄の塊を叩き切ったり、それ

を運搬したりする仕事をしていた。夜勤はなかったものの、仕事はきつく、しかし言われるままに働かざるを得なかった。

6 給料を事務室に行ってもらうとき、半分は国の家族に送るといふ話を通訳を通じて聞いていたが、帰国後家族に聞くと、一銭も受け取っていなかった。

7 仕事はきついのに食事の量は少ないので、腹が減ってたまらなかった。ご飯も安やさつまいもが混じったもので、おかずもさつまいもやじゃがいもしかなかった。一度腐ったご飯が出て、それを投げ付けて暴動のようになったことがあった。

三菱にいる間は、自分の家族のことが気掛かりで家に帰りたいたいという思いが強く、何よりそれが辛かった。

8 一九四五年八月六日、工場に入って溶解部で仕事を始めたとき、原爆が落

ち、同原告も被爆した。爆風による埃が舞い上がり、それが目に入った。仕事ができなくなり、人々もみな散り散りばらばらになった。

三菱にいても仕事が無くなったので、帰国するための費用を稼がなくてはならないと思い、その日のうちに友人の徴用工と一緒に、宮島にあった韓国人の飯場に行った。一五日くらい宮島にいる間に国が解放されたことを知ったが、宮島の飯場の主人が釜山の人で、飯場の賃金の代わりに、その主人と一緒に下関まで連れて行ってくれ、一緒に間船に乗せてくれて釜山まで帰った。釜山からは貨物車に乗って平澤まで帰った。

9 家に帰ってみると、父親が一人で農業をしなくてはならなかったため、小作地の約半分は取り上げられ、残った一五〇〇坪だけで農業をしなくてはならない状態になっており、生活が非常に困難になっていた。

10 同原告は、帰国後すぐ胃が悪くなった。お金もないのでしばらくは病院へも通わずにいたが、現在病院に通って投薬治療を受けている。また四、五年前からは、右足のすねが痛むようになった。

11 帰国後娘が一人と息子が二人生まれた。農地改革のときに一五〇〇坪の分配を受けることができたが、足も痛く、年をとったこともあり、仕事ができなくなり、この土地を手放した。

現在末の息子、母、妻の四人暮らしである。末の息子が会社に勤務しているが、給料は安く、また息子はまだ結婚していないので、自分の結婚資金に貯金をしなくてはならない。同原告ら一家らは、売った田のお金を少しずつ取り崩して生活している状態である。

原告金 [redacted] (キム・ [redacted])

1 右原告は、一九二二年一月三日〇日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「金本 [redacted] (かねもと・ [redacted])」であった。

2 同原告は、一九四四年八月、当時居住していた平澤郡振威面見山里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、三人の姉、弟、妻で、同原告とその妻とは、結婚して六か月であった。同原告の家族の仕事は農業で、父は年でもう働けず、弟はまだ小学生であったので、同原告がひとりで一五〇〇坪の小作地を耕作して家計を支えていた。

3 同年八月頃、突然、面事務所の玉川という職員が、同原告の家に徴用令書を持ってきた。すぐに平澤郡庁に連れてゆかれ、その日は平澤駅近くの旅館に泊った。次の日、同原告らを引率する日本人の責任者が来ており、汽車に

乗せられて釜山まで連れて行かれた。

4 釜山で一泊した後、船で下関まで連れて行かれ、そこから汽車に乗って広島に着いた。広島へ連れて行かれるまでの間、徴用で連れて行かれてどんな仕事をさせられるのだろうかと心配ばかりしていた。また、食事は、平澤でビビンバをもらい、釜山で御飯と汁をもらったが、釜山を離れてからは、ろくに食事もらえず、下関でダンゴのようなものをもらったただけであったので、空腹のため、一層不安になった。

5 広島では、同原告は、三菱重工の西寮に居住を命じられ、一二人で一緒に部屋に住んだ。寮では日本人の大隊長と中隊長が一人ずつと韓国人の小隊長がいた。

6 三菱では、一か月は工場を見学したり、職業訓練を受けたりした。その後、

職場に配置された。同原告が配置されたのは三菱重工広島製作所鋸鉄部で、溶鉄の仕事に従事した。そこでは、高等師範学校の日本人学生たちが班長として一緒に働いていた。同原告らの班長の名前は稲田であった。沢田係長、後藤組長が同原告らに命令して仕事をさせていた。

7 労働時間は朝八時から夕方六時までであったが、同原告には、夜勤が一週間に四回程度あった。賃金は、だいたい三〇円から四〇円であった。賃金については、三菱に着いてから、賃金の半額を家族に送金するという話を聞いた。そして、残りの一部は貯金し、一部を支給するのだと説明を受けていた。同原告は、家族とときどき手紙のやりとりをしたが、家には会社が半額を送金してくれていると思つて、安心していたので、そのことを手紙で家族に尋ねたことはなかった。

8 工場や寮での食事は非常に量が少なく、いつもおなかがすいている状態であった。食事の内容は、安にさつまいもを混ぜたものが、主であった。寮の施設や服装も、日本人のいるところや着ている物はきれいで良かった。

9 一九四五年八月六日、同原告が工場で就労中に、原爆が投下された。このとき、同原告は溶解炉近くの足場の上に登って作業中であつたが、原爆の落ちたときの物凄い音に驚き、また物凄い光で目がくらくらして、足場から転げ落ちてしまった。同原告はあわてて外に出て、防空壕に逃げ込み、そのとき初めて右手の中指を怪我していることに気づいた。骨折していて、この時の怪我のために今も右手の中指は曲がったままである。

10 その後、寮に帰つたが、寮は建物が倒れるなどして、住める状態ではなく、着るものも探し出せない有り様であつた。会社の人もちりぢりばらにな

り、食事も作る人がなく、命令する人もいなくなつた。寮の近くにあつた駐在所へ行けば、被災証明書がもらえ、これがあれば御飯等ももらえると聞いたので、同原告は、被災証明書をもらつた。すると、この証明書で下関までただで船に乗れるといふので、どこかの港で船に乗り下関まで行つた。下関に着いたものの、金が無かつたので、証明書を預けて土方として一五日働き、そこで儲けた金で釜山行の船に乗ることができ、ようやく平澤に帰り着いた。

11 同原告は小作であつたので、土地は全部とりあげられていた。それで、しかたなく土方の仕事をして、家族を養つた。そのため、農地改革のときに田畑の分配を受けることもできなかつた。また、日本へ行つてから四か月程で長男が生まれたが、平澤に帰つてきて初めて会うことができた。しかし、しばらくすると、同原告の長男はすぐ死んでしまつた。働き手のない貧しい生

活が原因であった。同原告にとっては、この子だけが男の子供であったので、その無念さは未だに薄らいでいない。

三 原告李 (イ・)

1 右原告は、一九二三年四月一五日生まれの子で、創氏改名による日本名は、「慶太 よしもと・ 」であった。

2 同原告は、一九四四年八月、当時居住していた平澤郡浦升面から徴用された。徴用当時の家族は、父母、兄一人、姉一人、弟三人であった。家族の仕事は農業であり、約二〇〇〇坪の小作地を耕作していた。

同原告のところに、同年八月、突然、面事務所の兵事係の人が徴用令書を持って届けてきた。その時、「日本に行かなければならない。逃げることはできな

い。」と言われた。しかし、徴用先がどこであるか期間がどれくらいかなどは聞いていなかった。翌日、平澤の中心部にある城東普通学校に集められた。

3 そこには約五〇名ほどの徴用工が集められており、面事務所の兵事係の人や警察官が監視していた。帽子に三菱のマークが書いてあり、腕章をつけた三菱の社員と思われる人がいた。このとき、三菱の社員と思われる人から、給料の半分を家族に送金するという話があった。

4 その後、平澤の旅館で泊ってから次の日に、平澤駅から客車に乗せられて鉄道で釜山に運ばれ、最後は広島の三菱重工に到着したが、そのときの状況は、原告李炳穆とほぼ同じであった。

5 同原告は、広島に着いて、三菱重工広島機械製作所で働くことになり、西寮に居住を命じられた。同原告が配置された部屋は、八畳の広さで八人が入

れられていた。寮の周りには、「とりしま（取締）」と呼ばれていた監視の人がいた。寮の部屋では、毎晩、逃亡していないかどうかの点呼をされていた。

6 同製作所では、鑄鉄工場でボイラーに石炭を入れて燃やす仕事に就かされた。職場は非常に暑くて、仕事はしんどいものであった。そこでは、徴用工六人が、監視する日本人の下で同じ仕事をしていた。徴用工が仕事に疲れて手を少し休めると「早くやれ。」と怒鳴られていた。労働時間については、朝七時から午後五時まで働くことになっていた。昼一二時から一時間の休憩があるはずだったが、実際には余り休めなかった。残業や夜勤をさせられたこともある。

7 賃金は一か月の手取りが三〇円くらいであった。貯金や控除についてはな

にも知らなかった。同原告は、同人の受け取ったのと同じくらいの額が家族に送られているものと思っていた。なお、同原告は同年八月まで三菱で働いていたのであり、同人の厚生年金保険の被保険者期間が一九四五年五月七日になっている事情は、不明である。

8 三菱では、月に二回の日曜日が休日であった。休日であっても同原告が外出するには、許可が必要で集団行動をしなければならなかった。休日には、八丁堀等に出て、お粥を食べたことがあった。寮での食事は、量は少なく、ご飯は麦、大豆の皮、さつまいもなどが出た。馬肉、鯨肉がごくわずか出たこともあった。食事を巡っては、ご飯が腐っているようなにおいがしていたことで、騒動が起こったことがあった。服の支給はあったが、その服は紙のように薄い服であった。一か月位で着られなくなったので、韓国から服を送

ってもらったことがある。

9 一九四五年八月六日、同原告は工場の中で被爆した。工場のボイラー室で火を焚こうとしたときに轟音がした。工場は倒れなかったので、同原告はしばらくその中にいてから、防空壕に避難した。外傷はなく、その日は、防空壕に入って寝た。その次の日に、寮へ帰ってみるとガラスが割れ、建物も倒れかかっていた。

10 その後、同原告と他二人の徴用工と一緒に、広島にあった韓国人の飯場に行つて八月一〇日まで過ごした。同原告は、日本語ができなかったので、罹災証明書貰えなかった。それから山口へ行つて、日本が戦争に負けたことを知った。それから、土を運ぶ仕事をしてお金を稼いだ。そして、八月下旬に下関から少し離れたところに行つて一一〇円出して間船に乗り、釜山に帰

つた。釜山から二日間歩いて大邱まで行き、そこから汽車に乗って平澤まで帰った。

11 平澤に帰郷してみると、同原告の家族は皆生存していたが、徴用中家族には三菱から一度も送金されていなかったことが分かった。同原告が徴用されたり、兄が報国隊にとられたため、農業ができなくなったおかげで、家族の生活は困窮していた。帰国後、また、同原告は農業に従事したが、徴用前に約二〇〇〇坪あった小作地は、約一〇〇〇坪に減っていた。農地改革では約一〇〇〇坪の土地しか手に入れられなかった。

12 平澤に帰ってきてから、足腰が痛み、歩くのが非常に難しくなった。それでも無理をしながら四〇歳までは働いてきた。子どもの内、初めての子どもと二番目の子どもは、小さいころ身体が弱くて、八歳ころまでひきつけをよ

く起こしたりした。

原告方 (パン・)

1 右原告は、一九二三年一月一五日生まれの子であり、創氏改名による日本名は、「片山 (かたやま・)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月(旧暦八月一三日)、当時居住していた平澤郡青北面後寺里から徴用された。徴用令書は同原告が直接受け取った。同原告の家に、同年同月初め、突然、面事務所の労務係が徴用令書を持ってきた。その時、その労務係は、日本へ行くということは言っていたが、それ以上の話はなかった。その一、二日後に、同原告は面事務所に召集され、それから平澤郡庁へ連行された。

徴用当時の家族は、祖父母、父母、兄一人、第二人、妹二人であった。原告の家族の仕事は農業であり、四五〇〇坪の自己所有地を耕作していた。生活状況は所有地からの収穫で普通の生活を送ることができるといった。

3 城東普通学校には、はっきりはしないが一〇〇名以上の徴用工が集められていた。日本から同原告たちを連れにきているということはわかってはいたが、どういう人が来ているかはそのときはわからなかった。日本についてから、他の人からあの時平澤郡庁にきていたのは三菱重工の社員だと聞いた。郡庁では、簡単な挨拶があった程度であった。その中で、郡の職員から話を聞いたことと炭鉱には連れていかれないと言う話があったことは覚えているが、その他のことはよく覚えていない。その日は、郡庁の用意した旅館に泊まり、翌日平澤駅から汽車で出発した。

4 その後、平澤駅から列車に乗せられて鉄道で釜山に運ばれ、連絡船で下関まで行き、最後は広島三菱重工に到着した。その間の連行の状況は原告李炳穆と同様である。

5 広島到着後、同原告たち徴用工は何班かに分けられ、それぞれ連れていかれた。同原告は、三菱重工広島機械製作所に連行され、寮に居住を命じられた。寮では、中隊や小隊に組織された。

同原告が配置された居室には八人くらいが一緒に寝起きた。寮には「とりしま」(取締のこと)と呼んでいた監視の人間が何人もいた。

寮では食券が与えられ、それで食事をもらう仕組みになっていた。食事はサツマイモ汁や麦ご飯や梅干等で、量が少なく足らなかつた。また服はほとんど支給されなかつたので、徴用時に持っていた服一つでは足りなくなり、

後にまた家から送ってもらった。ただ、勤務成績に応じて衣料や地下足袋等が支給されたことはあり、同原告は地下足袋を貰ったことはある。

6 同製作所では、到着後一か月間、工場とする仕事の練習をし、鋳鉄工場に配属された。

毎日、寮から工場まで引率されていき、朝八時頃から仕事だった。同原告が命じられた仕事は鋳鉄工場内で溶解した鉄を取り出して運ぶ仕事をしていった。仕事はきつくて、体が痛かったが辛抱した。工場では同原告は怪我をしたことはなかったが、他の徴用工が手を切ったり、脚を折ったりしたのを見たことがあった。彼らは病院に送られていた。仕事は、午後六時か六時半頃までであったが、その後残業を四時間ぐらいしていた。

仕事中は、金本班長という韓国人の大学生が同原告たち徴用工と行動を共

にしていた。工場のなかでは、三菱重工の職員が厳しく警備しており、とても逃げられるような状況ではなかった。

7 賃金は一か月の手取りが三〇円であった。貯金については同原告は知らされていなかった。同原告は三菱に徴用中に受け取った給料の三分の一の〇円を三、四回家族に送金した。また、家族からは服を送ってもらったことが一回だけあった。

8 休日は一か月に一日くらいあったが、その時には同僚の徴用工と市内へ出た。お金があるときは、腹が減っているので福島町で粥を買って食べたりしたが、お金がないときは買い物もせずただ町をうろろしていた。外出できないうときには故郷の家のことをよく思い出した。

9 一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は工場の防空壕の中に

いた。そして、その防空壕が崩れて、同原告の腰に落ちて腰を痛めた。

そのあと、同じ防空壕にいて足を痛めたもう一人の徴用工と山へ避難し、二人で三日間程、食べるものもなく、畑にあったトマトを取って食べて、山中ですごした。

それから山を下り、寮に戻った。そして、罹災証明書をもらい、ようやく握り飯の配給をもらうことができた。寮はつぶれていたの、寮の近くで野宿をした。同じような徴用工が他にもたくさんいた。三菱でない救護隊が握り飯を待ってきてくれたので、そこで八月二〇日頃までいた。

10 それから他の徴用工と二人で、広島駅から汽車に乗って下関に行き、そこで一〇〇円払って木船に乗り、二日ほどかかって釜山に帰り、そこから汽車で平澤に帰り着いた。その時の船賃は、家に送らずに持っていたお金から出

した。

11 平澤に帰郷したのは一九四五年八月二五日頃だった。徴用されていた間に、残された家族は生活が困窮したために自己所有地を売り、小作地を借りて農業を続けていた。同原告は帰国後は植木屋で一年間見習いをした後、植木職人になった。最初の内は収入も少なく、遊びにも行けず、子供の教育費や結婚費用を稼ぐのに大変だった。しかし、息子二人は大学を、娘は高校を卒業させた。同原告は植木職人という仕事柄、各地を転々としていたので、同志会を知ったのは五年前で、その時に入会した。

12 同原告は、被爆の際に防空壕が崩れ落ちて打った腰が痛くて、仕事も無理が出来なかった。また、帰国後、足先がよく冷えるようになったし、胸に霧がかかったようで咳もよく出るようになった。一〇年前からは目がよく見え

なくなり、食事をしても消化が悪い状態であった。腰は以前にソウルの病院に入院して治療した。保険があつたが八〇万ウォン支払つた。六、七年前からは漢方薬を飲んでおり、それが三か月に三〇万ウォンかかる状況である。したがつて、今は保険はあるが現金がないので病院で注射してもらつたり薬をもらつたりして治療することが十分にできない状態である。同原告は、年金等の支給も受けておらず、生活はきわめて厳しい状況にある。

原告李

(イ・

1 右原告は、一九二〇年一月二九日生まれの男子で、創氏改名による日本名は、「亀井 (かめい・) 」であつた。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡胥北面栗北里六六七

番地から徴用された。徴用当時の家族は、祖母、父母、兄一人、弟一人、妹四人であった。同原告の家族の仕事は農業であり、父と兄と同原告で東洋拓殖会社の管理していた農地の小作をしていた。その小作地は七五〇坪であった。

同原告の家に、同年九月上旬、突然、面事務所の徴用係の方(パン)が徴用令書を持ってきた。その時、「徴用するから日本へ行け。行かなければ父母が困るぞ。逃げてはならない。逃げたら家族を警察に送るぞ。」と言われた。父が里長をしていたので、同原告は逃げられないと思った。それから約二週間後に、平澤の城東普通学校へ召集された。

3 城東普通学校には、約三二〇名くらいの徴用工が集まった。「三發に行く。」という話はそこでも聞かなかったが、「給料は一部を家族に送金する。家族

の生活は心配しなくてもいい。」という話を聞いた。そこには国防色のよう
なズボンをはき、三菱のマークを付けた烏打ち帽子をかぶり、腕に腕章を巻
いた日本人や韓国人等、合わせて二〇名くらいが徴用工の監視に当たっていた。

4 その後、平澤駅から客車に乗せられて鉄道で釜山に運ばれ、連絡船で下関
まで行き、最後は広島三菱重工に到着した。その間の連行の状況は原告李
炳穆とほぼ同じである。三菱のマークのついた帽子をかぶり、腕に三菱の腕
章をしていた日本人がずっと行ったり来たりして徴用工を監視していた。

5 広島到着後、同原告は、三菱重工広島機械製作所に連行され、西寮に居住
を命じられた。同原告が配置された居室は、一二畳の広さでそこに八、九人
が入れられ、一つの布団に二人で寝なければならなかった。寮での食事は麦、
サツマイモ、豆、うどんの細切れを炊いたものなどであった。服の支給は一

着あつたが、韓国人に与えられたものは国防色で布が薄く、すぐだめになつた。日本人の服には三菱のマークが入っていた。寮でも監視の人間が行つたり来たりしていた。とくに夕方の監視が強かつた。また、小隊長と班長が同原告たちの点呼をしていた。

6 同製作所では、到着後すぐに仕事場へ送られ、鑄鉄工場に配属された。ここでは、最初、小さい工場に配属になり、広島高等師範学校三年生の山本という班長から、仕事を教えてもらった。その後、大きな工場に移され、そこでは、後藤班長、片桐班長がいて、彼らから仕事を教えてもらった。寮から工場へは毎日、山本という班長に引率されて行つた。労働時間は昼勤のときが朝八時から午後五時か六時までとなつていたが、夜の九、一〇時まで残業させられていた。夜の一二時ころまでの残業がある場合もあつた。二〇から

二二名くらいの徴用工が残業をしていた。夜勤のときが夜八時から翌朝の五、六時までで、夜勤のときには夜中の三時にパンが出た。この昼勤と夜勤を一週間交代でさせられた。

工場には五つ星の赤い腕章を付けた工場長、三つ星の腕章を付けた係長、一つ星の腕章を付けた班長がいた。日本人の班長が徴用工を監視していた。

最初は一トン溶鉱炉の小さい工場に配属になったが、後に四〇トン溶鉱炉の大きい工場に移された。そこではタービンにコークス、石灰、鉄を入れて溶かし、それから型を取る仕事で、非常にきつい仕事であった。その係長は沢田といい、時間にも厳しく一番怖い人だった。夜中には後藤班長と片桐班長が監視にしていた。

また、同原告ほか三名ぐらいが徳山へも出張を命じられ、二〇日間働いた。

そこでは、油を入れたモービルと呼んでいたタンクを土の中に埋めて上から草をかぶせて見えないようにする仕事をさせられたが、この仕事もきつかった。

7 同原告の賃金は一か月に約三二円程度であった。このうち家族に送った残りだといって毎月二〇円程度を受け取っていた。また、貯金についても三菱で聞いたことがあるが、貯金の名前も知らないし、通帳ももらっていないかった。

8 休日は一か月に一日で、同原告は外出はほとんどせず、寮の掃除をしたり、寝たりしていた。一度だけ宮島へ行って鹿を見た。また、お粥を食べに外出したこともあった。

三菱での食事は粗末なもので、徴用工たちは二度、会社に対して「日本人

と同じにしろ。」と言つて、大騒ぎになつたことがあり、その時会社の人間は逃げた。それで、同原告と南という人が警察に引つ張られたことがあつた。また、工場では徴用工には寮の食事と同じような食事が出たが、工場の方はサツマイモが多かつた。ある徴用工が造船所の食堂のご飯を西寮に持つてきて比べた時、日本人は米のご飯を食べていることが分かつた。

9 一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は工場の中にいた。五日の夕方工場に入り、夜勤で朝までいて六日の朝八時ころに寮に帰ろうとした時警報が鳴つて、がーんという音を聞いた。そしてすぐ外に出て爆発を見た。それから強い風が吹いて工場が揺れた。同原告はその時、左耳の鼓膜が破れ、それから左耳が聞こえなくなり、また、工場から落ちてきた破片が左足の甲に当たりけがをしたり、頭の上にも何かの破片が当たつてけがをした。

それらの治療も受けられないまま、寮に帰ってみた。すると寮は何もかもめちやめちやになっていた。三菱の社員は一人もいないし、三菱からの指示はなにもなかった。

10 被爆後五日位して、憲兵から罹災証明書をもらった。「これを持っていらご飯をもらえるところに行けばもらえるので、そうしてから帰れ。」と言われた。

それで、広島市内のある銀行のそばへ行つて、罹災証明書を見せて日本人の婦人会の人たちが作ったおにぎりやうどんをもらつて食べながら、九月下旬くらいまで、婦人会から日の丸のついた鉢巻きとたすきをもらつて、それをして三〇名くらいで死体の片付けやトラックに死体を載せる仕事を手伝つた。その間、八月一五日に、「天皇陛下万歳」と叫んで日本刀で自殺した人

がいと聞いた。他の同胞になぜかと聞いたところ、「日本が戦争に負けた。」
というので、祖国の解放を知った。それから同原告は同胞と広島から汽車に
乗って下関まで行き、そこから開船に乗って釜山に帰った。開船代は五〇円
であった。同原告は工場にいるときから服に縫いつけておいたお金で船に乗
った。下関では同胞の婦人会の人がうどんを食べさせてくれた。

II 釜山に着いてから、汽車に乗って平澤に帰郷した。一九四五年一〇月のこ
とであった。平澤では稲刈りをしていた。同原告が徴用された後、弟はまだ
幼く、父と兄だけで農業を続けていたが、働き手が不足して困っていた。同
原告は帰国後、また、父や兄とともに農業を始めた。土地改革のときには、
父が小作地七五〇坪の分配を受けることができた。その後、他人の農地の小
作をしてお金を貯め、土地を買い、ようやく自分の土地だけで暮らしていけ

るようになった。しかし、結婚して子供もたくさん生まれ、生活が苦しく、三六歳のときにはアメリカ軍に入って二年間働いてお金を稼ぎ、七二〇坪の土地を買い足した。帰国後の暮らしは貧しく、子どもたちは末の一人を除いて小学校までしかやれなかった。

12 同原告は、被爆の際に耳の鼓膜が破れ、帰国後、治療を受けたが、効果もなく、今でも膿がでる状態である。医療保険もなく、治療費は全部同原告が出した。それ以外の病気はなかった。最近では神経痛がある。帰国後、結婚してから三年間子どもができなかったので、被爆したら子どもが出来ないのではないかと非常に悩んだことがあった。

登 原告鄭 (チヨン・)

1 右原告は、一九二三年二月四日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「三山 ■■■ (みやま・■■■)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた安城郡元谷而山下里五二三番地から徴用された。徴用当時の家族は、祖母、父母、三人の弟、三人の妹、妻、四歳の息子であった。同原告の仕事は、面事務所(村役場)の公務員であり、同原告の父が小作として農業に従事していた。

3 同年九月初め、突然、同原告の家に面事務所から徴用令書が届けられ、令状に書いてあった出頭場所に行くと、そこには同じ面の人間が大勢集められていて、警察官一名が監視していた。誰が話したのかは定かでないが、「日本で働く期間は一年間で、給料の半分は家に送金し、半分は本人に渡す。給料は月に三〇円から四〇円くらいになる。」という話があった。その日は、

平澤駅近くの旅館で一泊し、次の朝、汽車に乗せられて釜山まで連れて行かれた。

4 釜山に着いてから船に乗って一晩で下関に上陸し、列車で広島へ連れて行かれた。この間、責任者の命令で動くのみで、一切自由行動はなく、命令は、吉田と名乗る韓国人が同原告らに伝えていた。同原告は、「とにかく生きて帰るんだ。」とばかり考えていた。

5 三菱重工では、造船所に配属させられた。寮は南寮の一階で、一二畳の部屋に一二人が収容されていた。三菱については、組長一人の引率、指揮を受けた。

6 造船所では、船の溶接に従事させられ、一か月軍事教練を受けた後、現場で一か月間、仕事の見習いをした。仕事は厳しく、ほとんど毎日のように残

業があつた。残菜をすると、御飯の量が少し増えたが、同原告は公務員だったので、あまりたくさん食べることはなかつた。

7 給料の半分は国に送ると言われ、月二〇円から二五円くらいをもらつてた。給料は寮の責任者である韓国人の小隊長から渡されていた。

8 三菱では、食べ物が少なく、一回分ほどのものを三回に分けて出したり、腐つたご飯が与えられたこともあつた。食事の量は、日本人の半分ほどであつた。同原告にとっては少なすぎるということではなかつたものの、農業をやつていた他の者たちにとって随分少なかったであろうと思われる量であつた。

9 一九四五年八月六日、同原告が寮で寝ていたときに原爆が投下された。そのとき、同原告は頭がボーっとして何も見えなくなつた。その後しばらくは三菱の工場にとどまつたが、その間の食事は、一日に握り飯一個だけとか、

うどんとかをもらって食べただけだった。

10 同原告は自分で下関まで何とかたどり着き、そこで同じ故郷の人に会った。同人が船に乗って釜山に行けることになったといふので、同原告は自分も乗れないかと頼み、一五〇円で乗せてもらえるように取り図ってもらった。同原告が乗った船は、韓国から軍隊を引き上げるための船であった。釜山には翌日着き、同年八月末に家に帰り着いた。

11 家に帰ってみると、息子は死に、祖母もなくなっていた。父が一人で残された家族を養っていた。同原告は帰国後も病気がちであり、現在においても苦しい生活を続けている。

六 原告朱 [] (チュ・ [])

1 右原告は、一九二三年二月一日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「文山■■■■（ふみやま・■■■■）」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた平澤郡彭城而老瓦里八八番地から徴用された。徴用当時の原告の家族は、妻と息子一人であった。仕事は農業で、同原告が一人で家族を養っていた。農地は全て小作地で、田が一五〇〇坪、畑が五〇〇坪であった。

同年九月初め、突然、同原告の家に面事務所から徴用令書が届けられた。令書は面事務所の兵士係が家に持ってきて、それを同原告の妻が受け取った。同原告は、自分が日本へいくと家族が生活できなくなるのでとても心配であり、徴用されたらもう死んだも同然だと思っていた。そして、それから一週間後に平澤郡庁に召集された。

3 そこには約三〇名くらいの徴用工が集められていた。そこで郡守や警察署長が、「日本では戦争で人が足りないから日本に行つて助けてくれ。一年だけだから無事に帰つてきてくれ。」と慰めの言葉を言い、「給料の半分は家族に送る。」と言つた。日本のどこに行くとか、仕事の内容については何の説明もなかつた。その場には、二、三人の日本人がいた。

4 その後、同原告は、平澤から釜山まで鉄道で連れて行かれた。郡庁から釜山までは面事務所の兵士係が原告らを引率していった。釜山に着くと、三菱の腕章をつけ三菱の帽子をかぶつた者がおり、原告らはその者に兵士係から引き継がれた。その後、原告らは船に乗つて下関につき、下関から夜行の汽車で広島まで連行された。この間、三菱の社員が始終監視しており、自由な行動はできなかつた。また、同原告は何も食ふこともできなかつた。

5 同原告は平澤を出て三日目に広島三菱重工に着き、南寮に收容された。

同原告の部屋は一二畳で一人の分隊員が共に收容された。三菱重工に到着後、中隊編成があり、原告方勲裁が同原告の分隊長であった。同原告の小隊長は韓国のヨンチョンの富川という人物で、中隊長は倉本という日本人であった。寮での取締は韓国人がしていたが、他にも多くの日本人の守衛がいた。その日本人らは、何か問題があれば徴用工を警察のように調べては、すぐ警察に引き渡していた。

衣服については、初めのうちは、自分の持っていたものを着ていたが、後に一回だけ紙のようなもので作った服が支給された。同原告らは、寮では自分の持っていた服を着用し、職場では支給されたものを着ていた。

6 同原告は、三菱重工広島造船所の資材課の倉庫係に配属された。仕事は、

倉庫での荷物の積み下ろしという簡単なものであったので、訓練はなく、命令に従いながらやっつけていくだけであった。しかし、仕事自体は非常に厳しいものであった。また工場には日本人の門番がいた。

7 給料の額については同原告らに事前に何の説明もなく、原告らが受け取ってみて初めて分かる状況であった。給料は手取りで月三〇円くらいであったので、同じくらしいの金が国の家族に送られているのだらうと思っていた。また、給料の明細書はなかったという記憶である。もらった給料については、常に空腹の状態であったので、食べるものを買うのに全部使っていた。

8 三菱重工では食べ物の量が少なく、小麦で作ったものが多かった。同原告が徴用されて初めの五か月くらいは、同原告は家族に手紙を書いたり、食べ物を送ってもらったりしていたが、一九四五年五月頃からは家族との連絡が

できなくなり、常に空腹の状態であった。

9 一九四五年八月六日、同原告が仕事現場である倉庫にいるときに原爆が投下された。同原告は、すぐに防空壕に逃げたが、壊れた工場の塀が足の上に着き、左足の小指の半分を失うという傷を負った。三菱重工の職員はいなくなつたので、八月六日から、他の徴用工と寮にテントを張って過ごした。食事は徴用工たちが調達してきた野菜だけを食べていた。

10 同原告は、その後原告李[●]らと共に行動した。そして、罹災証明を受け取って、国が解放された後、九州で一か月くらい働いた。その後、同原告は原告李[●]らとは別行動となり、開船に乗って博多を出発し、平澤に帰りついた。

11 平澤の家に帰ってみると、徴用前の小作地が全部取り上げられていた。同

原告が徴用された後に地主が土地の返還を求め、農地が全部なくなってしまったということであった。その間、同原告の妻は、近所の農家の手伝いで何とか生活を維持していたということであった。

結局、同原告が帰ったときは、農地が全くない状態であったから、帰国後は、他の農家の野良仕事を手伝って日当をもらって生活する暮らしが続いた。

12 帰国後の同原告の健康状態は悪く、脚と腕の神経痛に悩まされ、病院にもよく通院した。一九九一年に治療の為に日本に赴き、広島で検査を受けたころ、胆石という診断であったので、一九九二年八月に再び広島を訪れて、胆石の治療を受けた。同原告は被爆者手帳の交付を受けている。今でも神経痛の治療を受けている状況である。

現在でも農業を続けているが生活程度は楽ではない。また年金等の支給は

全くない。

原告方 [REDACTED] (パン・ [REDACTED])

1 右原告は、一九二二年一月二六日生まれの子であり、創氏改名による日本名は、「方山 [REDACTED] (かたやま・ [REDACTED])」であった。

2 同原告は、一九四四年八月、当時居住していた平澤郡彭城面南山里九二番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母と、妻と一歳の娘であった。同原告は、三万坪の農地を小作に出し、一万坪を自作しながら、面事務所を務めていた。同原告はソウルのヒムン中学校の一年生まで学校に通い、当時は日本語がよくできた。

3 同年八月初め、突然、同原告の家に面事務所の職員一名と警察官一名が徴

用令書を持ってきた。そのころ同原告の通う面事務所に桜井派出所長が毎日のようにやってきて「志願兵になれ。」と言っていたが、これを断り続けていた。それで、徴用令書を受け取ったときは「徴用もいやだが軍隊に行くよりはましだろう。」と思い、またいつまでも断り続けることはできない様子だったので、徴用に行かざるを得ないだろうと考えた。令状を持ってきた面事務所職員は「日本の広島に行け。」と言うので、同原告が「日本へ行くと給料はいくらか。」と尋ねたところ、「三〇円くらいはもらえる。半分は家族に送る。」と答えた。そして、その翌日、平澤の警察署か郡庁の広場に召集された。

4 そこには約五〇名くらいの徴用工が集められていた。中村という三菱の職員が来ていたので、同原告が三菱のことを尋ねると、「会社にいったら待遇

がいいから行って働け。」と答えた。そこでは警察署や郡庁から来た人間が軍刀をぶら下げて監視しており、同原告らは、周囲を警察に取り囲まれた状態であった。

5 その後、平澤駅から汽車で釜山まで行き、そこから船に乗って下関へ行き、広島まで連れて行かれたが、この間、三菱の職員が引率のために同行していた。平澤から釜山までは客車であったが、連絡船に乗ってからは連行状態が悪くなった。

6 平澤を出て三日目に三菱重工に着き、三菱では南寮に收容された。同原告の部屋は一二畳で一二人が收容されていた。三菱に着いてすぐに、中村が同原告に小隊長となる旨を命じた。

7 同原告は、三菱造船所の資材課（材料課）の倉庫係に配属された。中村も

資材課に所屬していた。資材課には、石村という日本人の小隊長がいて、同原告は石村の指示を徴用工たちに伝える仕事を任された。二週間ほど簡単な軍事教練を受けた後、仕事が始まったが、残業はなかった。また、徴用工の小隊長ということで待遇もよく、徳山などへの出張をよく命じられ、一人で出張先に出かけていた。もともと、徳山には海軍の注油所があり、同原告が出張に行ったときに空襲があり、爆弾が近くに投下されて、危うく死にかけ、目に遭ったりもした。

8 給料は手取りで月一五円くらいで、封筒に入れて渡されていた。中村に三發で俸給の基準はどうなっているのか尋ねたところ、また「半分は家族に送る。」との返事が返ってきた。

9 三發に連行されて四、五か月したところに、ソウルや仁川から徴用された者

が中心になって、「腐ったご飯が出た。」と三菱に抗議したことがあった。寮の食堂にあった神棚を引きずりおろすなどしたため、警察官や憲兵が来て、抗議した者を五、六人連行して行ったが、後に釈放されて帰ってきた。

10 同原告が家族から受け取った手紙に「月給の半分は送られていない。」と書かれていたので、また中村にどういふことか尋ねたところ、同人は「会社から日本政府に送って、そこから家族に送るので、こちらでは事情がわからない。」と答えた。

11 一九四五年八月六日、同原告が工場の中にいたときに原爆が投下された。光が走って、ドーンという音がして、風が吹いてきたが、工場では建物も崩れず、負傷することもなかった。しかし、寮に帰ってみると、瓦は吹き飛び、二階に住んでいた同原告は寮の中に到底入ることができず、その晩は外で寝

ざるを得なかった。

12 寮では中村が、そして工場では石村が同原告らを監視していたが、二人とも原爆投下後は一度も姿を現さなかった。同原告は、同人の親戚の方(パン・[redacted])と一緒に宮島に逃げ、松本という韓国人がやっていた飯場で五日間土方をし、また飯場の韓国人に服を売ったりして金を工面し、下関まで行って閤船に乗った。閤船代は五〇〇円であった。船は途中で故障し、釜山まで一週間かかった。国が解放されたことを釜山で知り、釜山から汽車に乗って平澤まで帰った。

13 家では、父母はともに病気にかかっていた。同人らは、同原告の徴用中、毎日同原告が無事に帰ってこれるよう、仏様に祈んでいたといい、また自作していた一万坪の農地は、徴用中に父が病気になったために自ら耕作できな

くなり、やむを得ず小作に出していた。そのため、農地改革の際に四万坪全部が取り上げられてしまった。同原告は朝鮮戦争中、家に残された証券を売り捌くため、単身釜山に出向き、証券を売った金で牛や豚や犬を買って、八〇〇坪の土地で飼育する仕事を始めた。このように、徴用前に比べ、同原告の生活は非常に苦しくなった。

14 同原告は、帰国後も一応健康だったが、四、五年前から膝が痛み、腰にも痛みが生じている。そのため、通院して投薬・治療を受けており、また一九四四年には広島で被爆者手帳を取得し、入院治療を受けたこともある。このときには胆石の除去手術も受けている。同原告は年金も支給されておらず、現在においても生活は楽ではない。

原告鄭 (チョン・)

1 右原告は、一九二三年九月一九日生まれの男子で、創氏改名による日本名は、「野村 (のむら・)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた京城府中区南米倉町にある教会の教会會宅から徴用された。徴用当時の家族は、父母、姉一人、第二人であった。当時、同原告は普通学校に六年間通って日本語が多少できたので、朝鮮總督府の鉄道局に勤務して、汽車の切符の印刷をしていた。

同年八月、同原告の家に洞事務所職員が徴用令書を持ってきた。その時、「国家が總動員令により徴用令状を發布したのだから光榮に思っけて行け。」と言われた。

3 徴用令書を受け取ってから約一〇日後に、同原告は京城府庁舎 (現在のソ

ウル市庁)に召集された。そこには三菱の社員がいた。そこから同原告と同じく中区から来た人たちは、鐘路二街のある旅館に連れて行かれて一泊した。

4 翌日、同原告は龍山駅に連れて行かれた。そこでは軍の憲兵が徴用工を監視していた。憲兵たちは同原告たちを見送りに来た家族が泣いているのを見て軍刀で殴りかかっていた。同原告たちは、龍山駅から客車に乗せられて釜山まで行き、そこから連絡船に乗り下関まで行き、汽車で広島まで連行された。この間、徴用工たちを引率したのは、国民服を来て三菱のマークのついた帽子をかぶり、腕章を巻いた三菱の職員であった。逃亡者が出ると思っただけか監視は厳しかった。

5 広島到着後、同原告は三菱重工広島造船所に連行され、南観音町の北寮に居住を命じられた。そして、同原告が配置された居室は一二畳の広さで、そ

ここに一二人が入れられた。寮では久保田中隊長（一六中隊）と日本人の小隊長が、徴用工の中に無断欠勤者や無断外出者がいないかを監視していた。

寮での食事は押し安に大豆の油粕の混じったご飯で、一週間に一度ずつ馬の肉の汁が出た。三菱からは紙の原料で作った履き物が支給されたが、雨に濡れるとすぐだめになるようなものであった。韓国にいた日本人も徴用されていたが、はじめは一緒の部屋に居たが、日本人が文句を言ったためか、後に東寮に別に収容されるようになった。それから、同原告は寮の部屋の分隊長として、夜九時に点呼して小隊長に報告したり、食券を配ったりさせられていた。

6 三菱到着後、練兵場で約二週間、軍事訓練を受けた後、同造船所の第三工場製缶部に配属された。寮から工場への引率は日本人の小隊長がした。仕事

の内容は、はじめは鉄板を切る仕事をさせられ、パイプに石を詰めてパイプを曲げるといふ重労働をさせられていた。労働時間は朝八時から夕方六時までで、昼休憩が一時間であった。工場では「守警」がいつも巡視して徴用工たちが怠けていないか監視していた。徴用工が怠けているところが見つかる、と、詰め所に連れて行かれ殴られていた。同原告は身体が弱かったので、仕事をするのに無理があった。酸素溶接工だった徴用工が酸素ボンベが爆発して一方の目を失明したのを見たことがあった。

7 同原告は、はじめての給料を受け取るときに、「ここで俸給を全額やるよ、うなことをすると、全部使ってしまうので、家族に半額送る。」という話を聞いた。

8 三菱では、食事のひどさに抗議した徴用工がいて、その人たちは憲兵隊に

連行されたまま、消息がわからなくなってしまったということを開いたことがあった。同原告も三菱ではいつも腹が減って、休日には朝鮮人部落である飯場村に出かけて、食べ物を買って食べた。家族との手紙のやり取りはできたが、手紙の内容は安否伺い程度のものであった。手紙は検閲されていた。同原告は家族のことを考えて、逃亡しようとは思わなかった。

9 一九四五年八月六日、同原告が朝出勤して作業準備中に、原爆が投下された。第三工場は鉄材の建物だったので大きな被害はなかった。同原告は爆風に吹き飛ばされて倒れたが、別に外傷はなかった。そして、すぐに海辺の砂浜に掘っておいた防空壕に避難し、夕方の八時ごろに寮へ帰った。

10 原爆投下以降、三菱からは何の指示もなかったので、寮で各自、個人行動をしていた。二、三日後から握り飯の配給があった。会社がくれる握り飯を

食べたりに、同原告自身であれこれ努力して食べ物を手に入れて食いつないでいるうちに、一九四五年八月一五日になり、造船所の事務所で日本の天皇の放送を聞いた。三菱からはいつ韓国に帰してもらえるかという話は聞いていない。そして、同原告は祖国が解放されたことを知ると、早く家に帰ることだけを考え、翌日か翌々日にもう一人の徴用工と帰国の途に着いた。広島から歩いて下関の方へ向った。八月二五日ころに下関に到着し、連絡船に乗ろうとしたところ失敗して、八月三〇日に仙崎から開船に乗って帰国した。同原告は持っていた時計や衣類等を売って船代を捻出した。

11 一九四五年九月一日ころにソウルに着いた。家に帰ってみると、母は毎日、広島にいった息子が帰ってくることを願いながら、ソウル駅へ行って同原告を待つのが日課になっていたと聞いた。家族の生活は、父は高齢者であった

ので、徴用中に困窮していた。しかし、祖国全体と一族が祖国の解放を迎えて浮かれ気分であった。そして、帰国同胞歓迎行事が大々的に行われ、全国民が感激に満ちていた。それから徴用当時の職場であった鉄道局に復職し、家族の生計を維持し始めた。

12 帰国後、同原告は病気がちになった。胃腸病と高血圧と心臓疾患で苦勞してきた。一九八〇年に、広島原爆病院で二か月治療を受けて、原爆手帳の交付を受けた。その時、原爆被害者として、日本の原爆専門病院で検診を受けることが願いだだったので、本当に感慨深かった。しかし、現在においても健康状態はあまりよくない。

原告金
原告金
(キム・)

1 右原告は、一九二三年四月一日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「金本[]（かねもと・[]）」であった。

2 同原告は、一九四四年九月頃、当時居住していた京城府城東区杏堂洞一七から徴用された。徴用当時の家族は、祖父、父母、兄、兄の妻及び妹であり、同原告は、兄とともに野菜の行商をして一家の生活を支えていた。

同年九月頃、同原告は、洞事務所の職員が持ってきた徴用命書を自ら受け取った。当時、同原告は全く日本語を解しなかったが、洞事務所の職員からは、「徴用令書が来たから日本に行くように。」と言われ、自分が日本に行かざるを得ないことを理解した。

3 同原告は、徴用令書を受け取ってから何日後かに、指示されていた城東区役所に集合した。そこには、同様に徴用された者が二、三〇人くらいおり、

日本人と朝鮮人が前で説明をした。同原告は、このときの説明で日本の広島へ行くことだけは分かったものの、その余のことは全くわからないまま連行されることとなった。

4 同原告ら城東区役所に集合した者は、区役所での説明を受けた後、龍山駅に移動した。そこには、ソウル市内の各区役所に集合させられた同年代の若者二〇〇人くらいが集められていた。同原告らはそこから客車に乗せられ、指示されて下車してみると釜山駅であった。釜山では、旅館に一泊したが、その間に着替えさせられ、それまで着ていたものは有無を言わず家へ送らされた。釜山からは連絡船に乗って下関まで行き、その後汽車で広島まで連行された。この連行中、日本人がずっと同行していたことを記憶している。同原告は日本語が分からなかったので、日本人が言うことや指示することが

理解できず、連行中、非常に不安であった。

5 広島到着後、同原告は、三菱重工の北寮で寝起きするよう指示され、同原告が配置された居室は一一畳程度でそこに一二人くらいが入れられていた。

寮での食事は、量が少なかったうえに、毎日、大豆の油粕の混じったご飯が出され、一週間に一度ずつ馬の肉の汁が出るくらいであった。そのうえ、仕事に出なければさらに量が半分に減らされるという状態であった。

衣服は、釜山で支給されたものを身に付け、靴は、三菱から支給されたフアイバー（紙の原料）製の作業靴を履かされていた。

6 同原告は、三菱への連行後、約二週間、木銃を持って軍事訓練を受けた後、三菱重工広島造船所に配属され、当初は第一工場でパイプ造りをした後、ボイラーの組立工として働かされた。仕事は、朝八時から夕方六時までとされ

ていたが、残業が多く、一月に一〇日くらい徹夜で作業させられたこともあった。

寮から工場への引率は日本人の小隊長が行い、工場では守警の監視を受けていた。三菱への連行から半年くらい後に、造船所での仕事に鉄板が落ちてきて頭に負傷した。このために一か月くらいは働けず、寮で休んで工場の診療所に通院して治療したが、今でも頭に大きな傷痕が残っている。

7 同原告は、当初何か月かは賃金を受けとっていたが、怪我で仕事を休んだせいか、一九四五年に入ってからにはもらえなくなった。同原告は、日本語が全くできなかつたのと、日本人に抗議することなどできるような状態ではなかつたために、給料が出なくても黙って働くしかなかった。

広島に連行された後、徴用工仲間から、給料の半分が家族に送られている

管だとの話を聞いた。これを聞いて、家族に手紙を出したおり、送金があるか問い合わせたことがあったが、家族からはそのようなことはないとの返事が返ってきた。しかし、同原告としては、給料のことと同様、抗議をすることもできず一日も早く故郷に帰れることを考えて我慢することしかできなかった。

8 同原告は、休日には外出はあまりしないで寮で休むことが多かったが、何度か外出したこともあった。しかし、日本語が全くわからなかったため、逃亡しようにもできなかった。

9 一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は、その前日に怪我をした手の治療を受けようと工場の診療所で順番を待っていた。幸いにも原爆による負傷はなく、すぐに防空壕に避難し、夕方になって寮に帰った。帰

つてみると、一部の寮は損壊していたが、扉が壊れた程度で居住可能な寮もあつたので、その後九月頃までここで寝起きしていた。他の徴用工は、三々五々寮を離れていったが、同原告は、所持金がなかつたのでどこにも行くことができずに留まるほかなかつたのである。

10 同年九月か一〇月頃、三菱が船便を出してくれることになり、その噂を聞き付けて帰ってきた徴用工四、五〇名が寮に帰ってきた。原告は、これらの徴用工とともに三菱の出した船で博多まで行ったが、ここでは、朝鮮行きの船に乗ることができず、下関まで汽車で戻って連絡船に乗船できた。

11 一九四五年九月か一〇月頃、家に帰ることができ、再び野菜の行商の仕事についた。しかし、帰国後は、高血圧と肝臓の調子が悪く、原爆被害者協会が治療費を負担してくれるようになって、その指定病院である巖熙医療院で

治療を受けてきた。一九八〇年の韓日両政府の合意によつて渡日治療を受けられるようになり、一九八六年広島原爆病院で二か月入院治療を受け、原爆手帳の交付を受けている。

原告金 [REDACTED] (キム・[REDACTED])

1 右原告は、一九二三年五月一日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「金光 [REDACTED] (かねみつ・[REDACTED])」であつた。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していた京城府城東区上往十里町四四九番地から徴用された。徴用当時の家族は、父母、兄二人、弟二人及び妹一人であつた。当時、父母は米の商売をし、同原告は保健所に勤務していた。同年九月、同原告の留守中に、母が区の職員から徴用令状を受け取つた。

3 令書を受け取ってからまもなく、同原告は城東中学校の運動場に集まった。そこには一〇〇名くらいの徴用工が集められていた。そこに三菱の人間がいたという記憶がある。

また、日本人が「日本へ行ったら給料の半分は家族に送る。」という話をした。その他に、「暖かくて安全なところで働くのだから少しも心配しなくてよい。行く所は日本のあるところだ。」という話もあった。一〇名以上の人が徴用工を監視していた。

4 その後、同原告は、銚路区の旅館に一泊し、そこから籠山駅に行き、駅から貨車に乗せられて釜山まで行き、そこで消毒されてから連絡船に乗り、下関まで行った。下関では一部の徴用工をまずどこかに送って、残りの徴用工は二、三時間待たされた。その後、汽車で広島まで行った。

広島に着くまでの間、三菱の人や日本人で戦闘帽をかぶった人たちが同原告たちを引率し、監視していた。

5 広島到着後、同原告は三菱重工広島造船所に連行され、北寮に居住を命じられた。そして、同原告が配置された居室は一一、二畳の広さでそこに九人が入れられた。

寮では久保田中隊長と寮母が徴用工の監視に当たっていて、久保田中隊長が各部屋の人数を点呼したり、脱走者がいないかどうかの検査をしていた。

寮での食事はジャガイモや大豆の絞りかすや大根や海藻や小麦の混じった食事であった。その量も少なく、栄養も不足していた。

6 三菱到着後、約二週間、軍事訓練を受けた後、同造船所の第一工場製缶部の伊勢野組に配属され、ターピンのパイプを連結する仕事に就かされた。

労働時間は朝八時から夕方六時までで、昼休憩が一時間であった。夜間残業もあった。仕事中は守警が徴用工を監視していた。工場では昼食の弁当が配られたが、御飯と漬物くらいで、弁当だけでは腹が減ってたまらなかったので、工場で売っていたお粥を二銭で買って食べていた。

7 賃金は一月一〇何円くらいだった。だから、これくらいが家族に送られているのだらうと思っていた。家族宛に仕送りが着いているかどうか手紙で聞いたことがあったが、そのような手紙は検閲にかかって着かなかつたようであった。給料の封筒には明細が書かれていたが、正確な記憶はない。

8 寮では、徴用工らが食事のひどさに抗議したことがあったが、そのために何人かの徴用工が憲兵に連れられていったということ聞いた。

9 一九四五年八月六日、原爆が投下されたとき、同原告は工場で作業を始め

ようと準備中で詰め所にいた。幸い怪我はなかった。それからすぐ海へ行った。

10 その後、日が暮れてから寮に帰ったところ、寮には三菱の人は誰もおらず、徴用工がいるだけだった。北寮は半分倒れており、窓ガラスは全部飛んでいた。

寮に帰って三日後に、広島市内に出てみると、広島駅で罹災証明書を発行するという広告を見て、罹災証明書もらった。それで三日分のおにぎりももらえたので、そのまま汽車に乗り、途中爆撃で遮断されているところは歩いたりしながら、同年八月一五日に下関に着いた。そして、天皇の放送を聞いて、祖国が解放されたことを知った。下関に着いて三日目に、同原告は知人と閩船に乗ろうとしたが、持ち金は一〇数円しかなく、お金が足りなくて、

オーバーを宛ってお金を工面し、二〇円払って翌日船で釜山に向かって出発することができた。対馬にも寄り、三日間何も食べないまま、釜山にたどり着いた。

釜山に帰ってみると、祖国が解放したといつて酒やご飯が振る舞われ旅館は無料であり、汽車も運賃なしで乗れた。それに乗って同年八月末頃にソウルの家に帰り着いた。

11 家に帰ってみると、母が「死んだと思っていた我が子が再び家に帰ってきた。」といつて喜んだ。

同原告は保健所に復職したが、職場の月給は薄給であった。帰国後の生活は非常に苦しく、保健所も辞めて商売を始めたが、朝鮮戦争でそれもうまく行かず、また体も悪く苦勞ばかりすることとなった。その後アメリカ軍の仕

事をして何とか生活を続けることができた。

12 帰国後、同原告は、髪の手が抜け、歯茎から出血して、すぐに疲れてしまい、視力も衰えるという症状がでた。また不整脈も出るようになった。入院したり、医者に罹ったりすることは経済的にできなかつたため、体の調子が悪い状況が続いた。一九八〇年に長崎にいつて被爆者手帳を取得して渡日治療を受けた。長崎では、歯の治療や、ヘルニアの手術、心臓等についても治療を受けた。その後、今までに三回以上、渡日治療を受けた。韓国では現在被爆者の指定病院で無料治療を受けているが、目と心臓が悪い状況にある。現在においても、生活状況は厳しく、病気に悩まされ続けている。

1 右原告は、一九二三年一月一五日生まれの子であり、創氏改名による日本名は、「安東■■■■（あんどう・■■■■）」であった。

2 同原告は、一九四四年九月二〇日頃、当時居住していたソウル市中区桜井町二丁目から徴用された。このとき、同原告は結婚して一年も経っておらず、両親と妻を田舎に残して、同原告が单身ソウル市内の「銀猫グリル」という食堂で洋食の料理人として働き、送金して両親と妻の一家四人の生活を支えていた。同原告は、普通学校の四年まで通っていたので、徴用当時、日本語は少しできる状態であった。

徴用令書は、桜井町の班長が同原告宅に送達し、直接受けとったが、その際には、徴用先等については何の説明もなかった。

3 その一〇日くらい後に、召集された府民館に行くと、そこにはソウル市中

区からの徴用された者が五、六〇名いた。そして、その翌日に龍山駅に行く
と、二〇〇名くらいの徴用工が集められていた。そこでは、腕章を付けた日
本人が韓国人通訳を介して、「これから日本に向かう。日本に行っても、そ
こでの給料は保障する。給料の半分は本人に渡し、残り半分は家族に送金す
る。」という説明があつた。

4 同原告は龍山駅から客車に乗せられて鉄道で釜山まで連行され、釜山で一
泊した。連絡船で下関まで行き、そこから鉄道に乗り換えて朝四時頃に広島
の三菱重工に到着した。その間、監視の人間は二、三人いて、車両の中を行
ったり来たりしており、龍山駅で見た日本人もその中にいた。連行中は、わ
ずかの食事しか与えられなかった。

5 広島到着後、同原告は、北寮に居住を命じられた。同原告が配置された居

室は、一二畳の広さで一〇人から一二人が入れられていた。寮では中隊長と小隊長と二、三人の三菱の社員が徴用工が逃亡しないように監視していた。

寮での食事は麦やサツマイモや小麦が中心で米だけの飯が出たことはなかった。服の支給はあったが、素材が悪くすぐ擦り切れてだめになった。

6 広島到着後、一週間の軍事訓練を受けた後、三菱重工広島機械製作所第一製缶部に配属されたが、仕事を始めてすぐに工場内で膝を強打して負傷した。歩くことができなかったので、工場の診療所にも通うことができず、治療も受けられないまま寮で寝ているしかなかった。その間の昼食については、工場から運んでくれるように人に頼んでいたが、頼めない日は空腹のまま我慢していた。半月くらいしてやっと出歩くことができるようになったが、力仕事ができなくなり、そのため、第一工場や寮の詰め所で掃除をしたり弁当の配

違をするなどの雑用仕事に就くこととなった。このとき以来、怪我が原因で膝が十分曲がらなくなった。

同原告は雑用仕事に就かされていたために、休日はなかった。なお、同じ北寮の徴用工は造船所で働かされており、これらの者たちは、納期前には日曜日でも工場に出て働かされていた。

7 同原告は、一か月に一〇円くらいの賃金を受け取っていた。給料の内訳については分からなかったが、家族に送金しているということ、天引きで貯金をしているという話を聞いたことがあった。

家族とは何度か手紙のやり取りをしたことがあり、「三菱から送金があったか。」と手紙に書いたことがあったが、家族からは「ない。」との返事であった。そこで、内藤工場長に「給料を家族に送ると言っていたのに、手紙

で聞いたら、一度も送金されていないという。どうなっているのか。」と聞いたところ、「そんなことは知らない。」と宜のない返事であった。同原告は、それ以上抗議することもできず、「家族に被害があるかも知れない。」と考えると逃亡することもできなかった。

8 一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は寮にいた。原爆が投下されてすぐ、寮の二階へ行ってみると、瓦は飛び、窓ガラスは吹き飛んでなくなっており、煙でまわりは見えない状態であった。

すぐに山の方に逃げ、山中で一泊した。翌日、三菱に戻って、九月中旬頃まで、寮で寝泊まりしていた。その間に、サツマイモを盗みに山へ行き、右耳に雨水が入って耳が腫れたこともあった。

9 一九四五年九月に入って、三菱から船が出るという噂があり、徴用工たち

が寮に帰ってくるようになった。そして、九月中旬頃、同原告らは、全部で一五〇名くらいの徴用工らとともに、三菱の社員の曳航する木船で工場前の港から柳駅まで行き、そこから汽車で下関まで行った。しかし、そこには船がなかったので汽車で仙崎まで行き、そこでまた一泊してから船で釜山に帰った。三菱を出るとき三菱重工からは一円の金も受けとっていない。

10 船で釜山に着いた後、故郷の慶尚北道に帰った。故郷に帰りついたのは、一九四五年九月一九日頃であり、帰ってみると母は亡くなっていた。同原告の徴用中、家族は農業をしていたが、作った作物は供出させられて食べるものもなく、非常に困窮した生活を送っていた。

同原告は、再びソウルに出て、洋食の食堂等でコックとして働き始めた。
11 同原告は、被爆直後に腫れた耳が治らず、四〇年前からずっと治療を続け

てきたが、現在でも時々耳から膿が出る状態が続いている。また徴用中に負傷した膝の調子も悪く、一九九五年には渡日治療で被爆者健康手帳を取得し、二か月間入院して、耳の治療と膝の治療を受けて、膝の症状は少し改善された。

三 原告金 [] (キム・ [])

1 右原告は、一九二三年三月一日生まれの男子で、創氏改名による日本名は「金澤 [] (かなざわ・ [])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月、当時居住していたソウル市城東区下往町から徴用された。徴用当時の家族は、母、兄一人、兄の妻、同原告の妻、一歳の息子一人であった。当時同原告は鉄工所に通って溶接の仕事をしていた。

同年九月、下往町の町会の組長が徴用令書を家に持ってきた。「年齢徴用だから令状を持ってきた。二年間、日本の広島へ行って働け。日本でお金を貯めて帰るときに持って帰れ。」と言われた。当時同原告は警防団の班長をしており、行かなければ罰を受けることが分っていたので、行きたくなくとも行かざるを得なかった。同じ町内に住んでいた日本人の女性に広島はどんなところかと聞いたら「広島は大きな都市だから行ったらよい。」というこ
とであった。

3 令書を受け取ってから一〇日後に、同原告は現在の城東高等学校（当時は中学校）に召集された。そこには八〇名くらいの徴用工が集められていた。そこから龍山駅に連れて行かれた。そこには徴用工が一八〇名くらいいた。そして、そこで三菱のマークを付けた人間が現れた。その人が同原告たちを

三菱まで連れて行き、三菱に着いてからその人は「久保田中隊長」だということがわかった。召集場所では、給料をもらえることを聞いた。広島に着くまでの間に、引率者から家族に給料を送金することを聞いた。

4 龍山駅から客車に乗せられて釜山まで行き、その影島（ヨンド）にまた集められ、注射を打たれ、着ていた服を消毒され、その夜は旅館に泊まって、翌朝連絡船に乗った。そして下関まで行き、そこから汽車に乗って広島まで連行された。その間、腕章を巻いた日本人がずっと監視していた。

5 広島到着後、同原告は三菱重工広島造船所に連行され、北京に居住を命じられた。同原告が配置された居室は一二畳の広さでそこに一二人が入れられた。同原告はソウルで私立の夜間中学に三年まで通っており、日本語ができたので、命じられて徴用工の通訳をしたことがあった。寮では「守警」と書

いてある腕章を巻いた人が見回っていた。三菱からは国防服のようなものと運動靴のようなものが支給されたが、服は紙のように粗末で、雨に濡れると破れた。徴用工は代替服あるいは徴用服と言っていたこの服を着ていたが、日本人は同原告たちと同じ服は着ていなかった。寮では朝と晩に食事が出たが、量が少なく、麦飯や大豆かすで、蛸ご飯、妙めご飯もたまに出た。また、馬か鯨の肉が時々ほんの少し出た。日本人は別の寮にいたが、そこで日本人がどんなものを食べていたかはわからなかった。

6 三菱到着後、約一週間くらい、練兵場で右向け右、前へ進めなどの訓練を受けた。その後、同原告は造船所の第三工場の溶接部に配属された。同原告はソウルにいるときから溶接の仕事をしていて技術を持っていた。現場の班長は瀬川という日本人であった。寮から工場へは、初めの二か月くらいは日

本人の小隊長が徴用工を引率していたが、その後は時間さえ守って工場の入
口で名札をひっくり返せばよいからと、小隊長付の韓国人が引率して徴用工
だけで行くようになった。溶接部では日本人技術者と一緒に働いていた。労
働時間は朝八時から夕方七時までで、昼食休憩が三〇分から一時間あった。
同原告たち徴用工は昼食は現場に運ばれた弁当を食べていた。日本人は家か
ら弁当を持参してきていた。残業や一晩中徹夜で仕事をすることはしよつち
ゆうあった。特に船を進水させるときには忙しかった。忙しかったときには
高いところから転落した人もいた。徹夜仕事が多く眠くてたまらなかつたこ
とや食べ物の量が足りずいつも空腹であったことが辛かった。また、同原告
は溶接の仕事だったので、よく火傷をしたり、手を切ったりした。そんな時
は工場内の診療所で薬を塗ってもらった。一度、左腕をひどく火傷して約一

週間仕事を休んだことがあった。現在もその時の痕が残っている。仕事を休むと昼食も寮で取るが、働いていないのだからとお粥しか食べさせてもらえなかった。

7 同原告は、賃金の手取りの金額が少なかったので、多分全体の三分の二くらいが家族の元へ送金されていると考えていた。

8 三發ではとにかく食事の量が足りなかった。それで、同原告は月二日の休日には市内へ食べ物を買に出かけたり、工場でも早く弁当を食べ終えてお粥を買って食べていた。家族との通信は一週間に一度ずつくらい手紙をやり取りしていた。家族も生活が苦しかったにもかかわらず、いろいろと工面してお金を送ってくれたことがあったし、鮎を送ってもらったこともあった。手紙は検閲され、仕事のこと、工場のことなどは書いてはいけなかったので、

家族に三菱からの送金について書いたことはなかった。

9 一九四五年八月六日、同原告はもう一人の徴用工と工場の横に待避所にする穴を掘っていて、首の深さまで掘り進んだときに原爆が投下された。飛行機が一機ぐるりと上空を回って飛んで行ったので警戒警報が出て、その飛行機が行ったので、警報が終わったときに、光の方向を見た。このため、同原告は顔を火傷したような感じになった。それから、爆音がして次に爆風が起きた。同原告は掘っていた穴の中に瞬間的にかがみ込んだ。その時に転げて右手の甲を怪我した。それから穴から出て工場内に逃げたが、工場は建物の柱がいくつか壊れ、ガラス窓も壊れていた。その後、工場内の診療所に行った。医者や看護婦がいたので手の怪我に薬を塗ってもらい、また工場に戻った。その日、工場では弁当は配られず、代わりにカンパンやラムネが出され

た。それだけでは腹が減ったので、外に出て畑のカボチャやジャガイモや茄子を食べた。それから寮に帰った。寮はガラス窓が壊れていた。中に入ると何が落ちてくるか分らない状態だったので、その晩は畑で寝た。八月六日は朝のうちは、工場には三菱の入間はまだたくさんいたし、寮に帰ったときにも寮母さんがいたが、他の三菱の職員はいなかった。

10 同原告は翌日から五、六日、寮で過ごした。三菱の人間はいなくなり、食事も出なかった。畑のものをとって食べていた。それから、広島市内で罹災証明書をもらって、汽車に乗って下関に行った。下関で何日か待って開船に乗った。開船代は五〇〇円であった。同原告は三菱の寮で休日に花札をして勝って儲けたお金七〇〇円くらいを持っていたので、それから出した。船はまず対馬に行った。それから五、六日して釜山に帰った。そこで釜山の

人がお祭りさわぎをしているのを見て、日本が戦争に負けたことを知った。その日は一九四五年八月二日ころであった。そして、釜山からすぐ汽車に乗ってソウルに帰った。

11 同原告が家に帰ってみると、その直前に大雨が降って、ソウルの中心を流れる漢江という大きな川が氾濫して、妻と一歳の息子が溺死していた。また、同原告の収入がなくなった家族の生活は大変苦しくなっていた。同原告は帰国後、また鉄工所に通い初め、溶接工の仕事についた。

12 被爆時の手の怪我は治るのに三か月ぐらいかかった。帰国後一〇年くらいたってから高血圧になり、現在も病院通いを続けている。また同原告は白内障で五年前に左目を、九年前には右目を手術した。日本へ行って被爆者健康手帳を取得し、治療を受けたいと思っているが、溶接の仕事をしているので

なかなか行けない。また、再婚して生まれた子どもの胸が悪いので、同原告自身が被爆したせいではないかと心配している。

原告崔 (チエ・)

1 右原告は、一九二三年一月八日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は、「山本 (やまもと・)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月中旬又は下旬頃、当時居住していた京城府中区明治町一丁目六三番地から徴用された。徴用当時の家族は、祖母、母、兄、弟三人及び妹二人であったが、家族は忠清南道洪城郡に住んでおり、同原告一人が京城府に出てきていた。当時同原告は洋装店に勤務していた。普通学校の六年まで通ったので日本語もできた。

同年九月、明治町の町の役員が徴用令書を持ってきた。そしてその役員の人が一日本の方へ産業戦士として徴用にいつてほしい。一生懸命仕事をして大東亜戦争に勝たねばならない。人が少ないので、年齢による動員令で行くことになった。」と説明していた。

それから約二週間後に、同原告はソウルの梨泰院から龍山駅に召集された。3 出発の日は、梨泰院に最初に集まったと記憶している。その後龍山駅に進んでいった。龍山駅には、二五〇名くらいの徴用工が集められていた。そこでも徴用先などについての話はなかった。したがって、同原告は日本のどこに行くかとか給料がどうなるかということは全くわからなかった。

龍山駅には三菱重工の社員が来ていたかどうかはよくわからなかったが、日本人が監視していた記憶がある。

4 同原告は龍山駅から貨車に乗せられ、貨車のなかに閉じ込められたまま一晩かけて鉄道で釜山に運ばれた。釜山で貨車を降りた後、消毒を受けてから連絡船に乗り、下関まで行った。そして下関から汽車に乗り、広島に到着した。到着したのちすぐに護国神社に行き、記念写真を撮った。それから歩いて三菱重工に到着した。

龍山駅から広島駅に至るまで、巻脚絆をした憲兵隊のような人が全員の行動を監視していた。それは三菱重工の人だったかもしれない。トイレに行くにも報告して行くか、列車の中の角にあった穴にしたりした。食べ物は麦ご飯の弁当が出た。

5 広島到着後、同原告は、三菱重工広島造船所に連行され、南観音町の北寮に居住を命じられた。寮は学校の校舎のような木造二階建ての仮小屋だった。

同原告が配置された居室は、一一畳の広さでそこに九人ほどが入れられた。寮では、徴用工が怠けてはいないかと、三菱重工の人が出勤状態を監視していた。寮での食事は小交、海藻そうめん、たくあん、馬の肉などが出た。量も少なく栄養不足で味も悪く、徴用工のあいだでは不満が一杯であった。布団は綿が入っておらず、代わりにポロ布の繊維を集めた布団で、蚤が多くて大変であった。

三菱到着後、一〇日間か二週間ほど、軍事教練を受けて仕事に就かされたが、訓練はその後毎月二、三回あった。

6 同造船所では、第三工場に配属された。寮から工場までの引率はなく、天満川の橋を渡って江波の小さな山にある第三工場に通った。

仕事内容は、リベットを打ったり、溶接をしたり、鉄板の運搬などであつ

た。労働時間は朝の八時から夕方の五時か六時までで、夜勤は一週間に一、二回あり、午後六時から朝まで働いた。仕事中は三菱の職員が監視していた。他の徴用工で、三菱の職員から「仕事を怠けている。」と言われたり、病気で休んでいると「うそだ。」と言われて罰を受けた人がいた。

工場では昼に一時間の昼食休憩があったが、その時出される食事もお麦の混じったご飯や、サツマイモ三分の一やお粥が主食で、馬の肉や海藻のそうめんなどがつくくらいで、つねに栄養不足の状態であった。

7 働きはじめても給料についての説明はなかった。ただ同原告は、同僚の徴用工から三菱は給料半分を家族に送ると言っているという話を聞いている。

8 寮では、食事が粗末で量も少ないので、徴用工たちが「改善せよ。」という要求をしたことがあった。要求した人たちは監視員に連行され、その後ど

うなつたかわからなかった。また、思想問題で友だちの徴用工が憲兵隊に引
つ張られて行ったこともあった。

軍国主義に反対する徴用工や、日本に親戚がいる徴用工で逃亡する人もい
たが、同原告は逃亡しても行く当てもないし、監視も厳しいし、見つかった
ときの制裁も怖いし、逃亡しようとは思わなかった。

9 一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は江波第三工場内で溶
接の仕事の準備中であつた。砂場で船を作っていて三、四メートルの高さの
足場に立っていたが、爆風に吹き飛ばされて砂の上に落ち、腰を強く打った。

10 その後、同原告は腰が痛い上、広島の大爆のため熱くて海中に入り、錨の
ロープにつかまってしばらく海の中にいた。そこから広島市内の方を見ると
火の海で、爆発音が聞こえた。

状況が少し収まり、夕方近くになってから寮へ行ってみた。すると、北寮は破壊されていた。三菱の人間もいなくなっていたので、そのまま己斐の方へ行つた。そこで雨が降ってきたので防空壕に入った。しばらく防空壕で待機しているとき、国に帰ろうと思い、広島市内に入ろうと友人を探してみたが見つからなかった。

二、三日は広島で路食していたが、徴用工の仲間に出会うこともできず、その後、一人で野宿しながら下関を目指した。木炭車を乗り継いで下関に行く途中で、他の人から下関では人が多くて船に乗れないので、仙崎に行くように言われた。そこで、仙崎へ行き、一、二晩泊ってから開船に乗った。国を出るときに非常用にと持ってきていたお金をいつも身につけていたので、そのお金を全部出して開船に乗せてもらった。仙崎を出たのは八月の中旬か

下旬くらいであった。広島から仙崎までの間は、乞食のように他人から食べ物してもらいながら食いつないだ。

11 同原告の乗った船は開船なので釜山港に入ることが出来ず、その横の海岸につき、釜山駅まで歩いて出た。同原告は釜山駅で握り飯をもらい、無料で列車に乗ることができ、故郷に帰ることができた。一九四五年九月中旬か下旬のことであった。

しかし、家に帰り着いてみると、妹二人が食べ物がなく栄養失調で死亡しており、同原告を待っていたのは祖母と母と兄弟五人だけであった。家族は、同原告の徴用前は原告が洋装店でもらった給料で生活していたが、その送金がなくなり、また農地もなかったので、母がよその家の手伝いをしたり、ワカメなどの行商をして、やっと生活している状態であった。その生活は貧し

く苦しくなっていた。同原告は一年間、病気の治療をした後、ソウルに出てきて、別の洋装店へ就職した。しかし、帰国当時の生活は表現し尽くせないほど悲惨な状態であった。

12 同原告は、帰国後すぐに脚にできものができ膿が出て、髪の毛が抜け歯から出血した。一年間、漢方薬やキュウリやサツマイモの液の自然薬で治療して、ようやく膿が止まりかさぶたができ、おさまる状態であった。

同原告は、その後も後遺症に悩まされ続け、不整脈等心臓の状態も良くなかった。心臓病や高血圧で入院したことはたびたびあった。一九八三年に渡日治療して高血圧の治療、白内障の手術、前立腺の手術を受け、一九九〇年の渡日治療では心臓病と胃腸病の治療を受けた。韓国においては、日本と比較して十分な治療を受けることは困難である。同原告は現在も、心臓病、心

房細動、高血圧、不整脈、胃腸病を患っている。

原告朴 (パク・)

1 右原告は、一九二四年四月二八日生まれの男子であり、創氏改名による日本名は「松村 (まつむら・)」であった。

2 同原告は、一九四四年九月頃、当時居住していたソウル市龍山区錦町から徴用された。同原告の実家は、全羅北道で農業をしていたが、小作地面積が小さく生活は非常に苦しかった。そのため、同原告は一六歳で单身ソウルに出て、日本人の経営する「丸宮運送店」の配送係に就職し、父だけを農業のために田舎に残して、母と弟妹を呼び寄せ面倒を見ていた。

3 同原告は、一九四四年九月頃、徴用令書を区の書記職員から手渡された。

このとき、職員からは、「年齢徴用で広島へ行け。行かないと死ぬことになるぞ。」と言われた。

徴用令書を送達を受けてから約二週間後にソウル市内の元町国民学校に集合した。そこには同年齢の多くの男子が非常に沢山集められており、同原告は状況がよくわからないまま、揃って駅まで行った。駅では、ソウルよりも北の方から連行されてきた徴用工が沢山乗せられている列車に乗り込み、そのまま釜山まで連れていかれた。その間、全く食べるものがなく、空腹であった。このときの引率者は日本人であった。釜山では、風呂に入れられ、来ていた服は全部脱がされて燻蒸して消毒させられ、一泊した後、船で下関に向かい、そこから列車で広島に到着した。

4 広島に到着後、同原告は三菱重工北寮に收容され、一二畳くらいの部屋に

一〇人くらいで入れられたが、日本語も分からず知っている人も全くいない状態で非常に不安であった。

同原告は、広島到着後、何日かの間鉄板を切るなどの訓練を受け、すぐに三菱重工広島造船所の第三工場に配属となり、配管の仕事を割り当てられた。仕事は、パイプに砂を詰めて熱して曲げたり、切断したり、出来上がったパイプを船に取り付けたりするというものであった。勤務時間は、午前八時から午後五時が定時であったが、同原告は班長に任命され、いつも三、四時間くらい残業し、週に一回くらいは徹夜で仕事をさせられていた。仕事中は、工場長や技師などの責任者が仕事を監視しており、この技師は山田という名前であった。

休日は、納期が迫ると無くなるなど不定期であったが、月に二回ぐらいあ

り、中隊長から許可が出れば、市中に買物に出掛けることができた。外出は常に複数であり、一人では許可されなかったと思われる。家族の暮らしが心配であったので、誘ってくれる仲間さえいれば一緒に逃亡したかもしれないが、そのような者もおらず、逃げることで却って家族に危害があるかもしれないと思うと逃げることはできないと諦めていた。

5 工場や寮での食事には、大豆や油かすの混じった飯が出た。このような食事に慣れていなかったせいかわりを壊し、病院に通院して治療を受けた。治療費は、同原告が自分の給料から支払っていた。

6 賃金は一日あたり二円一二銭が規定だと聞かされていた。ただし、同原告は残業や夜勤が多かったので、給料袋には七、八〇円の月給額が書かれていたが、実際にはそのような金額は受けとっていなかった。給料袋には控除項

目として、税金、寮費及び家族送金分を表す項目の記載があった。賃金は、食べ物や歯磨き粉などの日用品で消えていた。

7 一九四五年八月六日の原爆投下時、同原告は工場で仕事を始める準備をしていた。同原告は椅子に座ろうとしていたが、爆発の瞬間何が起きたか全く分からず、気がついたときには工場が傾いており、自分は爆風で吹き飛ばされて右足に怪我をして大量の血が流れていた。同原告は、工場内の診療所で薬を塗ってもらい、しばらく工場内で休んでいた。

三菱の社員は、呆然として何の話しもせず、そのうちいなくなってしまうた。同原告は他の一〇人くらいの徴用工とともに、食べ物を探して工場内の食堂へ入り込んだりしていたが、それも底をついて、市中へ出たり、畑の芋をとったりして食いつないでいた。

8 原爆投下後、このようにして広島市内を食べ物求めて移動していたが、九月か一〇月頃になって、三菱が帰国の船を出すという噂を聞き、三菱重工に戻った。そして、九月か一〇月の一九日頃、三菱重工の社員が引率して、大きな船に曳航された小さな木船二つに徴用工が分乗し、山口県の港につき、そこからは自分で下関を経て仙崎まで行って連絡船に乗って釜山へ渡った。連絡船代は徴用工らで出し合った。

9 同原告は、まず実家のある全羅北道に向かった。帰ってみると、同原告の徴用後、母と弟、妹はソウルで生活できずに父の元に身を寄せていたが、父の農業収入だけでは生活できず、母親が働いてやっと生活しているような状況であった。そこで同原告は、再びソウルに出て運送店に就職した。

同原告は、体調の良し悪しを厭わず懸命に働いてきたが、年金生活を送る

ようになってからは、足の付け根の痛みや高血圧、心臓病に悩まされている。これまで、渡日治療を受け原爆手帳の交付を受けたいと考えてきたが、費用が出せず、その機会にめぐまれないまま現在に至っている。

Ⅱ 原告鄭 [REDACTED] (チヨン・ [REDACTED])

1 右原告は、一九二三年一〇月二五日生まれの子であり、創氏改名による日本名は「広山 [REDACTED] (ひろやま・ [REDACTED])」であった。

2 同原告は、一九四四年九月か一〇月頃、当時居住していたソウル市龍山区宵坡洞二丁目九〇番地から徴用された。徴用当時の家族は、両親、姉、弟及び妹であった。弟は一六歳で龍山中高等学校の学生、妹は普通学校の生徒であり、二人ともまだ幼く、当時、ガラス工場に勤めていた同原告が、生計の

重要な担い手であった。

徴用令書は、同年九月頃に、ソウル市庁から家に届けられ、同人の母親がこれを受け取った。母親によれば徴用令書が送達された際、「年齢徴用だ。」とのみ言われたのであった。

3 同原告は、その一週間くらい後に龍山区庁前の広場にまず召集され、そこには同様に徴用された四、五〇名の者がおり、三菱の腕章をつけていた日本人から説明を受けた。この日本人らはその後同原告らを広島の三菱まで連行したが、三菱に着いてから知ったその日本人らのうち二名の名前は、久保田、渡辺であった。このとき徴用工らに説明をしたのは久保田であったが、その内容は「徴用期間は二年間である。給料の半額は家族に送り、もう半額を本人に支払う。」というものであった。

その日、同原告は、ソウル市内の貫通洞（クアンチヨルロン）という旅館に入れられて一泊し、翌日、龍山駅に連れていかれた。そこには全部で一八〇名くらいの徴用工が集まっており、「ソウル中隊」となつて、龍山駅から客車に乗つて釜山まで行つた。釜山では影島の旅館に一泊し、翌朝、何百人もの徴用工が順次テントの中で着物を脱がされて、これを熾蒸消毒され、注射を打つた後、船に乗つて夕方下関に着いた。そして、そこからまた汽車に乗つて翌朝広島に着いた。この間、ずっと三菱の人間が引率・監視し、連行中も毎日一日三回ずつ点呼があつた。

4 広島到着後、ソウル中隊は、三菱重工の北寮に居住を命じられた。そこでソウル中隊は、一一、二名ずつに分けられ、各部屋に配置された。同原告が配置された居室は、一二畳くらいの広さであつた。

三菱到着後、約一週間、練兵場で右向け右、前へ進めなどの訓練を受けた。寮では刀を腰にぶら下げた人が監視しており、憲兵隊が寮にすぐ飛んでくるような状態であった。

寮での食事はとにかく量が少なく、いつも腹を空かしていた。また三菱に勤務する日本人は私服を着ていたが、朝鮮人徴用工は三菱から支給された国防服のようなものと履き物を履くように指示されていた。この服は雨に濡れると弱って破れるくらい粗末なものであった。

5 同原告は、三菱重工広島造船所の第三工場に配属され、配管の仕事に就かされていた。仕事は、一日九時間くらいであったが、週に三回くらい、徹夜での仕事があり、徹夜明けの日にも通常どおり働くこともあった。同原告は、船を造るために高所に登って働くことが多く、徹夜が続くと、仕事中に居眠

りをしそうになって危うく落ちかけたこともあった。

6 同原告は、具体的な賃金の額を覚えていないが、少ないものであった。同原告は、工場で久保田から何度も「家族に送金するから。」という話や「熱心に働けば帰るときに貯金したお金を持って帰れる。」という話を聞いていた。この話を聞いて、当初は、家族への送金や貯金のために支給金額が少ないのだろうと考えていたが、家族に手紙で確認したところ、送金は全くないとの返事であった。同原告は、最初から三菱には送金するつもりがなかったことを知ったが、徴用中は、とにかく一日でも早く元気な姿で韓国に帰ることばかりが念頭にあったため、黙って働き続けた。

7 工場や寮での食事は、とうてい足りない量で、仕事中、腹が減ってたまらなかつた。その上、同原告は、仕事を熱心にやらないと食事が減らされると

聞かされていた。仕事を熱心に行つたときに褒美として支給されたタバコを貯めて食べ物と交換してもらつたり、昼食として支給された弁当を食べ終つた後でさらに粥を買うなどして、給料を全部食べ物に使つて、空腹を癒していた。

徴用工らの食事に対する不満は強く、三菱に連行されて五か月目くらいに、寮で牡蛎飯が出たことがあり、牡蛎の殻が沢山混じつていたことから、徴用工らが「こんなものは食べられない。」と、食堂で働いていた日本人の男性に抗議したことがあつた。すると、すぐに憲兵がやってきて、同原告を含む徴用工一〇名くらいが捕まえられ、寮近くの憲兵隊へ連行された。このとき、同原告は二時間くらい脱教された後に帰されたが、他の徴用工はその後何時間も帰つて来なかつた。

8 一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は江波第三工場にいた。爆発の瞬間、体が浮いたような気がして、音がしたかどうかともわからないうちに体が倒れた。上からはスレートやガラスの破片が落ちてきたが、幸いにも大きな怪我はなかった。同原告は、工場内でしたらうく様子を見た後寮に戻つてみると、寮のガラスは壊れ、食堂の瓦が吹き飛んでいた。

その後、三菱からは何の指示もないまま、仲の良かったアンヨンソプともう一人の徴用工と三人で、五、六日寮で過ごした。食事は、知らない女性から炊き出しの握り飯をもらって過ごしていた。

9 同原告ら三人は、韓国に帰るにはどこがいいかと宮島や韓国人の多い己斐に行くなどしてみたが、とにかく広島を離れようと、己斐からどこかの駅まで汽車に乗り、そこから人に尋ねながら下関まで歩いて行った。

下関に着いて二日後に国が解放されたことを知った。下関で開船に乗ろうとしたところ、開船に乗るには一二〇円が必要だと言われ、これが支払えなかったために、同原告ら三人は、その後二か月間荷物運びをして三人分の船代を稼いだ。

10 一九四五年一〇月二〇日頃、開船と汽車でソウルに到着した。家に帰ってみると、やはり三菱から家族へ送金はなされておらず、工場勤めをしていた同原告の収入が無くなったために、家族はとても苦しい生活を送っていた。

同原告は、自転車の修理の仕事を始めたが、帰国後一〇年くらいから、息が苦しくなつて、仕事ができなくなることがたびたびあった。一二年前から高血圧や腰痛、白内障に悩まされるようになり、一九九五年と一九九六年に渡日治療で広島の病院に入院し治療を受け、その際、被爆者健康手帳を取

得している。

原告元 (ウオン・)

1 右原告は、一九二三年一〇月八日生まれの男子で、創氏改名による日本名は「元川 (もとかわ・)」であった。

2 同原告は、一九四四年一〇月、当時居住していた京畿道金浦郡開花里から徴用された。徴用当時の家族は、父母、姉二人、兄一人、弟四人及び妹一人であった。当時同原告は、普通学校六年を卒業し、ヨンチヨン農業学校二年を出て、富平水利組合の職員をしていた。そして、同原告は徴兵されそうになったので、ソウルには危ないと思い、自ら警察に行つて、小隊長として日本に行くことを申し出た結果、日本へ行くこととなった。同原告は日本

に行くまでの間に結婚した。それから、金浦郡庁に召集された。

3 金浦郡庁には約六〇名の徴用工が集まっており、三菱の社員も来ていた。

4 その後、金浦郡庁から車でソウルに連れて行かれ、客車に乗せられて鉄道で釜山まで行き、そこから連絡船で下関に行き、最後に広島の三菱まで連れて行かれた。その間、同原告と三菱の社員一人が徴用工たちの監視に当たった。

5 広島到着後、同原告は、三菱重工広島造船所に配属になり、北寮に収容された。寮は学校の校舎のような木造の仮小屋であった。同原告が配置された居室は八畳の広さでそこに小隊長ばかり、八人が入れられた。寮での食事は麦ごはん、米のご飯は出なかった。衣服は、三菱から一着与えられた。サイズが小さかったが、苦情を三菱に言えなかった。日本人は家に帰ったら他の

服に着替えられるが、同原告ら徴用工はそうはいかなかった。布団も紙で作ったような粗末な布団であった。同原告は小隊長だったので、寮で徴用工たちを取りまとめる仕事をした。それで、寮から工場まで徴用工たちを引率したり、休日の外出証を出したりした。

6 広島到着後、特に訓練等受けることなく、一か月位は見学などをしていった。それから、同造船所での仕事に就かされた。工具箱で仕事をしたり、午前中は診療所で治療を受ける徴用工のために玉置博士のところまで通訳をした。労働時間は朝の九時から夕方の五時までであったが、残業をよくしていた。工場に出る昼ご飯も寮の食事と同様、小交のご飯で、漬け物が付いたりする程度のものであった。

7 同原告は、給料から天引きされていた貯金については聞いたことがなかつ

た。

8 同原告は小隊長をしており、自分が他の徴用工を徴用解除後にはまた韓国まで連れて帰らないといけないと思っていたので、逃亡しようなどとは考えていなかった。また、ある徴用工二人が船で逃亡を計って監視人に捕まり、警察署に連れて行かれたときには、同原告がもらい受けにいつて連れて帰ったこともあった。

9 一九四五年八月六日、原爆が投下された時、同原告は寮にいた。同原告が食事をして玄關に出たとき原爆が落ちた。寮は倒れた建物もあり大変だった。同原告は当時、日本人が徴用工に命令しろと言ったことを拒否したことから、日本人からいじめられるようになり、「日本人が元さんを殺すといっている。」と仲間の徴用工が聞いてきて教えてくれたので、同原告は北寮から逃げて、

南寮の寮母の部屋に隠れていた。それで原爆投下直後に、寮母を頼って一緒に行動した。

10 その後汽車に乗って下関に行き、以前に同原告が広島から長崎に見送った人がいたことから、八月一三日ころ、その人のいる長崎に行った。長崎に行ったときに友人から日本が戦争に負けたことを聞いた。そして、また下関に戻って、一九四五年八月二〇日ころに下関から開船に乗って帰国した。開船代の三〇〇円は持っていたお金で払った。

11 一九四五年八月下旬に、同原告は故郷に帰った。家族は皆いて、約六〇〇〇坪の農地で農業をしていた。徴用中も、父親が郡の勸業課長をしていたためか、家族の生活に変化はあまりなかった。そして同原告は帰国後、食糧営団平澤出張所に勤め始めた。



12 同原告は、帰国後もとくに健康を損ねたということにはなかつたが、二番目と三番目の子どもが病弱で小さいときに亡くなったり、四番目と五番目の子どもが子どものころ、骨が痛いと言っていたので、原爆の影響ではないかと不安になった。また、同原告自身は、一九九六年三月に胆石の手術をした。その時は治療費が八〇万ウォンかかり、内三〇万ウォンは保険で、残りは自分で支払っている。